

しょう がい ふく し

障害福祉ガイドブック

令和8年(2026年)2月発行



そう だん まど ぐち
相談窓口



て ちょう
手帳



しょうがい しゃ そう ごう し えん ほう とう
障害者総合支援法等



にちじょうせい かつ し えん
日常生活の支援



ぼう さい ぼう はん
防災・防犯



て あて ねん きん
手当・年金



い りよう
医療



しゃ かい さん か
社会参加



こうしゅう
講習



ぜい きん けい げん かく しゅ わり びき
税金の軽減・各種割引



しゅうろう
就労



こ ども
子ども



し せつ だん たい とう
施設・団体等

こく ぶん じ し ふく し ぶ しょう がい ふく し か

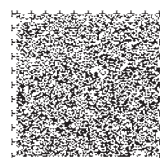
国分寺市福祉部障害福祉課

〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18 国分寺市役所2階

電 話 (042)325-0111(代表) F A X (042)324-6831

メー ル syougai hukushi@city.kokubunji.tokyo.jp

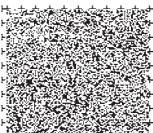
視覚障害の方のための音声版(デージー)もあります。ご希望の方は障害福祉課までご連絡ください。



障害者に関するマーク

障害者に関するマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体等が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。

各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。

	障害者のための国際シンボルマーク 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべてのの方のためのマークです。		公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
	盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。		社会福祉法人日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886
	身体障害者標識 (身体障害者マーク) 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示します。	 聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク) 政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示します。	警察庁交通局交通企画課 電話 03-3581-0141(代)
やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合、道路交通法違反となります。			
	耳マーク 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表示します。	 ヒアリングループマーク 補聴器や人工内耳装用者に、補聴援助システムを利用できる施設・機器であることを表示します。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 メール zennancho@zennancho.or.jp FAX 03-3354-0046
		手話マーク・筆談マーク 聴覚に障害のある方が、手話や筆談での対応を求めるときに提示したり、窓口等で手話や筆談対応ができることを知らせるために作成されたマークです。	一般財団法人全日本ろうあ連盟 電話 03-3267-3445 FAX 03-3268-8847
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。		東京都福祉局障害者施策推進部企画課 電話 03-5320-4147 FAX 03-5388-1413
	ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。すべての都営交通で、優先席を利用しやすくするため、車両内などの優先席にステッカーを標示する取組を行っています。		東京都福祉局障害者施策推進部企画課 電話 03-5320-4147 FAX 03-5388-1413
	ハート・プラスマーク 内臓に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。		特定非営利活動法人ハート・プラスの会 電話 080-4824-9928 メール info@heartplus.org
	オストメイトマーク オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。		公益社団法人日本オストミー協会 電話 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682
		「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。	岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 電話 058-214-2138 FAX 058-265-7613

ガイドブックのご利用にあたって

このガイドブックは、障害者（児）の福祉施策・福祉サービスの概要や利用の仕方について、おおむね令和8年2月現在の内容で作成しています。発行後、内容が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、受給資格、手続き方法等の詳しい内容については、本文ページ中に記載の「担当窓口」あるいは「問合せ」に記載された連絡先までお問い合わせください。

知りたい情報の探し方

- ① **インデックスを利用する**⇒本文ページ端のインデックスと、表紙に印刷されたインデックスは同じ位置に印刷されており、お探しの情報にたどり着きやすくなっています。
- ② **もくじ（2～7ページ）を利用する**⇒各情報のタイトルから探すことができます。
- ③ **事業別対象者早見表（156～161ページ）を利用する**⇒主に、障害者手帳の種別や等級により受給資格が異なる事業やサービスがまとめて確認できます。
- ④ **さくいん（162～167ページ）を利用する**⇒50音別のさくいんから各事業の事業名と本文の掲載ページを探すことができます。

本文にある **身** **知** **精** **難** マークについて

身 身体障害者が対象 **知** 知的障害者が対象 **精** 精神障害者が対象 **難** 難病患者が対象

！ 発達障害者の方⇒知的障害を伴う場合は **知** **精**、知的障害を伴わない場合は **精**

！ 高次脳機能障害者の方⇒身体障害を伴う場合は **身** **精**、身体障害を伴わない場合は **精**

このマークは、対象になる障害を表す目安となるものです。内容によって障害種別・等級などの要件がありますので、本文も必ずご覧ください。

音声コードについて

このガイドブックの本文ページに印刷されている2次元コード「音声コード Uni-Voice」をスマートフォン用視覚障害者向けアプリ「Uni-Voice Blind」（iOS/Android版）や、音声コードリーダーアプリ「Uni-Voice」（iOS/Android版）で読み取ると、音声で聞くことができます。こちらの2次元コードからアプリをダウンロードできます。

App Store



Google Play



PDF 版について

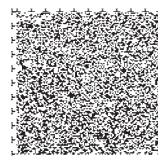
このガイドブックの内容は、国分寺市のホームページでもPDF版で見ることができます。PDF形式のファイルをご利用するには、「Adobe® Reader」が必要です。お持ちでない方はAdobeのサイトからダウンロード（無償）してください。

国分寺市 障害福祉ガイドブック

検索

このガイドブック
に関する問合せ先

国分寺市福祉部 障害福祉課 計画係
電話 (042) 312-8629 FAX (042) 324-6831



もくじ



1. 相談窓口

総合窓口

- 障害福祉課 8
- 地域活動支援センター ● 国分寺市障害者基幹相談支援センター
- 相談支援事業所 9
- 東京都心身障害者福祉センター 10

心の健康相談

- 障害福祉課（精神保健相談） ● 東京都多摩立川保健所
- 東京都立多摩総合精神保健福祉センター 11
- 東京都発達障害者支援センター TOSCA（トスカ） 12

難病の方の相談

- 東京都難病相談・支援センター 12
- 東京都難病ピア相談室 ● 東京都多摩難病相談・支援室 ● 難病患者療養支援 13

子どもの相談

- 国分寺市立児童発達支援センターつくしんぼ 14
- 国分寺市立こども家庭センター ● 東京都小平児童相談所
- 都立小児総合医療センター（子どもの精神保健相談） 15
- 東京都医療的ケア児支援センター 16

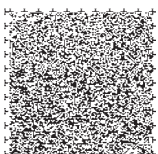
その他の窓口

- 障害者虐待の相談窓口 16
- 聴覚障害のある方の相談 ● 手をつなぐあんしん相談（青年期相談室）
- 民生委員・児童委員 ● 権利擁護センターこくぶんじ 17
- 地域福祉コーディネーター ● 丸っとふくまど（福祉の総合相談窓口） 18



2. 手帳

- 身体障害者手帳 19
- 愛の手帳 20
- 精神障害者保健福祉手帳 21





3. 障害者総合支援法等

● サービスの体系	22
● 障害福祉サービス	23
● サービスを利用するための手続きの流れ（障害者の場合）	26
● 障害児を対象としたサービス	27
● サービスを利用するための手続きの流れ（障害児の場合）	28
● 相談支援事業	29
● 利用者負担	30
● 利用者負担の軽減について	31
● その他のサービス	32
● 障害者総合支援法の対象となる難病（疾病名一覧表）	34
● 介護保険制度と障害福祉制度について	36



4. 日常生活の支援

補装具等

● 補装具	37
● 中等度難聴児補聴器購入費助成事業	38
● 日常生活用具の給付	38

各種サービス

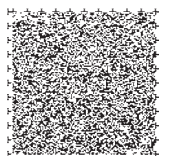
● 日中一時支援（日中時間預かり）事業	46
● 障害者等緊急入所保護	46
● 重度身体障害者等救急通報システム	46
● 重度心身障害者住宅火災通報システム	46
● 身体障害者福祉電話通話料助成	46
● 重度身体障害者（児）訪問入浴サービス	47
● 寝具乾燥サービス	48
● 理容・美容券の支給	48
● 重度脳性麻痺者介護事業	48
● 車いすの貸し出し	49
● 重度障害者等就労支援事業	49
● 重度心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労支援事業	49

情報の支援

● よみよむサービス（対面朗読者派遣事業）	50
● 市立図書館	50
● 都立多摩図書館	51
● 点字図書館	51
● 視覚障害者日常生活点訳等サービス	51
● 声の広報	51
● 点字即時情報ネットワーク事業	51
● 点字録音刊行物作成配布事業	52
● 聴覚障害者用コミュニケーション機器の貸出	53

住宅

● 住宅設備改善費の給付	53
● 住宅保証制度	54
● 民間賃貸住宅斡旋制度	54
● 都営住宅の優遇制度	54
● 都営住宅使用料の特別減額	54
● 障害者グループホーム等の家賃助成	55



その他

●手話通訳者・要約筆記者の派遣	55
●手話通訳者の配置 ●電話リレーサービス	
●在宅重症心身障害児（者）等訪問事業	56
●在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護	
●在宅難病患者一時入院 ●ふれあい訪問収集	57



5. 防災・防犯

●避難行動要支援者登録制度 ●〔地震災害時〕要配慮者を含む避難の流れ	58
●〔風水害時〕要配慮者を含む避難の流れ	59
●国分寺市防災アプリ	60
●国分寺市生活安全・安心メール ●避難所等一覧	61
●災害時等障害者支援バンダナ ●緊急ネット通報	62
●119番FAX通報 ●110番アプリシステム	63



6. 手当・年金

てあて 手当

●障害児福祉手当（国制度） ●特別障害者手当（国制度）	64
●重度心身障害者手当（都制度）	65
●心身障害者福祉手当（都制度）	66
●心身障害者特例福祉手当（市制度） ●特殊疾病者福祉手当（市制度）	67
●児童扶養手当	68
●児童育成手当（育成手当） ●児童育成手当（障害手当）	69
●特別児童扶養手当 ●心身障害児童福祉手当	70

ねんきん 年金

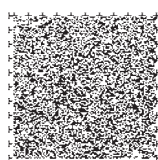
●障害基礎年金（国民年金）	71
●特別障害給付金 ●障害厚生年金・障害共済年金	72
●心身障害者扶養共済制度	73

しょうとくせいげん きじゅんがくひょう 所得制限基準額表

●障害者手当等の所得制限基準額表	74
------------------	----



7. 医療



ほけん じよせい きゅうふ 保険・助成・給付

●心身障害者医療費助成（障）	75
●後期高齢者医療制度 ●特定疾病療養受療証	76

● 自立支援医療	77
● 難病医療費助成	80
● 特殊医療費助成 ● B型・C型ウイルス肝炎インターフェロン等治療医療費助成	85
● 特定疾患治療研究事業 ● 小児精神障害者入院医療費助成	
● 小児慢性特定疾病医療費助成	86
● ひとり親家庭等医療費助成制度 (親)	87

診療など

● 在宅難病患者訪問診療	87
● 障害者等歯科相談 ● 在宅難病患者医療機器貸与	88



8. 社会参加

交通

● 心身障害者通院・通所訓練等交通費助成	89
● JR線等の運賃の割引 ● 都営交通無料乗車券	90
● 民営バスの割引 (身体障害者・知的障害者) ● 民営バスの割引 (精神障害者)	
● 国分寺市地域バス「ぶんバス」の割引	91
● フェリー旅客運賃の割引 ● 航空旅客運賃の割引	92
● 有料道路通行料金の割引 ● タクシー運賃の割引	93

自動車

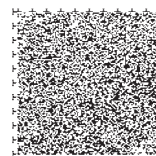
● 自動車運転免許取得費の助成 ● 自動車改造費の助成	94
● 駐車禁止規制の除外	95

外出支援

● 移動支援事業	96
● 盲ろう者の通訳・介助者派遣 ● 補助犬の給付	99

文化・交流・余暇・学習

● くぬぎ教室	99
● 余暇活動支援	100
● 国分寺市体育施設等使用料減免 ● 東京都障害者スポーツ大会	101
● 心身障害者 (児) 運動会・バスハイキング ● 東京都障害者休養ホーム	102
● 国分寺市立歴史公園有料施設入園料減免 ● 都立公園等の無料入場	
● 都立公園等駐車場の無料利用 ● 国立・都立有料施設等の無料 (一部割引) 利用	103
● 郵便等による不在者投票 (郵便等投票) ● 代理投票・点字投票	104





9. 講習

聴覚障害者対象

- 聞こえに不自由している方のための読話講習会
- 中途失聴者・難聴者手話講習会 105

視覚障害者対象

- 中途失明者緊急生活訓練 106

その他

- 東京都重度身体障害者在宅パソコン講習 106

支援者の方へ

- 手話通訳者養成講習会 ● 東京都手話通訳者等養成講習会 107
- 東京都要約筆記者養成講習会 ● 失語症者向け意思疎通支援者養成研修 108
- 知的障害者ガイドヘルパー養成研修 ● 同行援護従業者養成研修 109



10. 税金の軽減・各種割引

税金

- 税の控除など 110
- 軽自動車税種別割の減免 111

各種割引

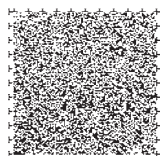
- 家庭ごみ市指定収集袋・粗大ごみの減免 ● NHK受信料の免除 112
- 水道・下水道使用料の減免 ● 市営自転車等駐車場（駐輪場）定期使用料の免除
- 郵便料金の免除・特例 113
- 郵便はがき（青い鳥郵便葉書）の無料配布
- 電話番号案内の無料利用（NTTふれあい案内）
- 少額貯蓄非課税制度（マル優） 114



11. 就労

職業相談・仕事

- 国分寺市障害者就労支援センター 115
- 障害者就業・生活支援センター ● ハローワーク（公共職業安定所）
- 東京障害者職業センター 116



職業訓練

- 東京障害者職業能力開発校 117
- 国立職業リハビリテーションセンター 117
- 公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援事業 118



12. 子ども

保育

- 保育園における障害児保育 123
- 学童保育所における障害児保育 123

余暇支援

- 国分寺地域活動連絡会（愛称・わいわいくらぶ） 124
- 国分寺子どもクラブ 124

教育

- 就学相談など 125
- サポート教室 126
- 特別支援学級・特別支援教室 126
- 障害のある児童・生徒のための学校等一覧表 126



13. 施設・団体等

- 国分寺市内の障害福祉施設マップ 128
- 国分寺市障害者センター 130

障害者総合支援法に基づく事業（市内の事業所等一覧）

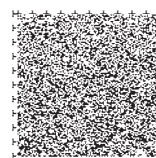
- 特定相談支援・障害児相談支援 131
- 一般相談支援 132
- 生活介護 133
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 135
- 就労移行支援 135
- 就労継続支援A型 136
- 就労継続支援B型 136
- 就労定着支援 137
- 短期入所（ショートステイ） 138
- 共同生活援助（グループホーム） 139
- 自立生活援助 141
- 地域活動支援センターⅢ型（地域生活支援事業） 141
- 訪問系サービス 141

児童福祉法に基づく事業（市内の事業所等一覧）

- 児童発達支援事業 147
- 放課後等デイサービス 149
- 保育所等訪問支援事業 151

市内の障害者福祉団体

- 市内の障害者福祉団体一覧（順不同） 152
- ホームページのご紹介など 154
- 事業別対象者早見表 156
- さくいん 162
- ヘルプマーク 168



1. 相談窓口



相談窓口

総合窓口

障害福祉課

身

知

精

難

市の障害者福祉についての総合窓口です。手帳の交付や手当の給付、障害福祉サービスの給付など、各種福祉制度の申請受付や相談を行っています。

〈問合せ〉〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18 国分寺市役所 2階

電話 (042) 325-0111 (代表) FAX (042) 324-6831

お問い合わせの要件が明確な場合、ダイヤルイン (直通電話) の番号に直接おかけください。

問合せ先が不明な場合などは、代表番号におかけください。

メール syougaihukushi@city.kokubunji.tokyo.jp

〈窓口時間〉午前8時30分～午後5時

※閉庁日⇒土・日・祝日・年末年始 (12月29日～1月3日)



<https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/>

計画係⇒●障害者計画及び障害福祉計画に関すること

●障害を理由とする差別の解消の推進に関することなど

電話 (042) 312-8629

生活支援係⇒●身体障害者手帳、愛の手帳に関すること

●各種手当・各種医療費助成に関することなど

電話 (042) 312-8631

相談支援係⇒●障害者等の福祉サービスの利用相談、障害支援区分認定調査に関すること

●精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療 (精神通院) に関することなど

電話 (042) 312-8632

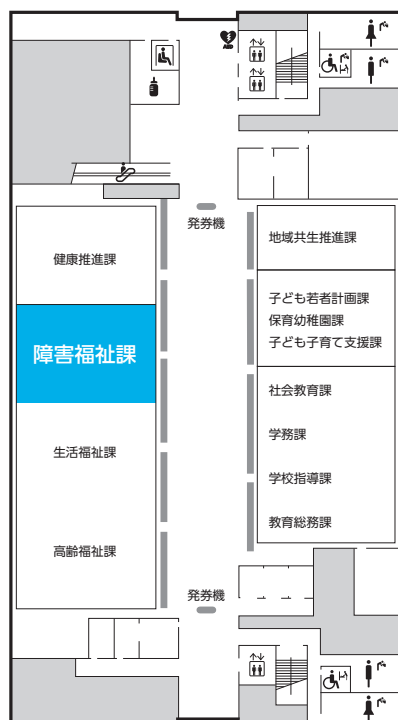
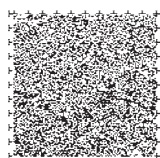
事業推進係⇒●障害者等の福祉サービスの支給決定・請求に関すること

●障害支援区分の認定に関することなど

電話 (042) 312-8630

国分寺市役所案内図

国分寺市役所 (最寄駅: JR西国分寺駅)



市役所 2階
フロアマップ

※オストメイト対応
トイレは各階に
あります。

地域活動支援センター

身 知 精 難

障害者（児）が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援や日中活動の場の提供をはじめとして必要な支援を行う施設です。

障害のある方とその家族を対象として、主に以下の事業を行っています。

- (1) 相談支援
- (2) 日中の活動の場の提供（創作活動など）
- (3) 地域で生活するために必要なことを学ぶ講座やプログラム
- (4) 地域との交流を通じた障害理解の促進



相談窓
口

〈問 合 せ〉

施 設 名	設置主体	所 在 地	電話番号・FAX 番号
地域活動支援センターつばさ	社会福祉法人 万葉の里	国分寺市泉町 2-3-8 障害者センター内 (129 ページ ①)	電話 (042) 321-1136 FAX (042) 321-1207
地域活動支援センター虹	社会福祉法人 けやきの杜	国分寺市戸倉 4-14 福祉センター内 (129 ページ ②)	電話 (042) 324-7475 FAX (042) 324-7476
地域生活支援センタープラッツ	社会福祉法人 はらからの家福祉会	国分寺市南町 3-4-4 (129 ページ ③)	電話 (042) 323-5637 FAX (042) 328-3240

国分寺市障害者基幹相談支援センター

身 知 精 難

障害や難病のある方の暮らしに関わる心配ごとや福祉サービス等について相談できる窓口です。ご家族からの相談にも応じます。

また、精神科病院に長期で入院している方や施設での生活が長い方が地域で安心して暮らせるように、関係機関と連携しながら地域支援のネットワークをつくりまします。

〈開所時間〉 月～金曜日：午前8時30分～午後7時
土曜日：午前8時30分～午後5時
(祝日、年末年始を除く)

〈問 合 せ〉 国分寺市障害者基幹相談支援センター

〒185-0002

国分寺市東戸倉2-7-26 KOCO・ジャム 2階

電話 (042) 320-1300 FAX (042) 313-8823



イメージキャラクター かわぶる



<https://kokubunji-kan-towapple.com>

相談支援事業所

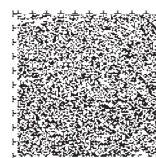
身 知 精 難

障害のある方の生活全般にわたる相談を受け付けます。

相談内容からご本人のニーズを整理し、サービスの利用が必要な場合には、サービス等利用計画を作成し、事業所の利用調整などの必要な支援を行います。

※詳しくは「29ページ」をご覧ください。

※相談支援事業所の一覧については、「131～133ページ」をご覧ください。



東京都心身障害者福祉センター

身

知

精

- (1) 医療、教育、職業に関するあらゆる相談、指導
- (2) 身体障害者手帳の交付、補装具の判定、愛の手帳（18歳以上）の判定・交付
- (3) 高次脳機能障害のある方への生活、就労に関する相談などを行っています。



相談窓口

〈窓口時間〉月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～5時(祝日、年末年始を除く)
(ただし、高次脳機能障害専門相談は午後4時まで)



〈問 合 せ〉東京都心身障害者福祉センター

(本 所) 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/shinsho>

東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12～15階

電話 (03) 3235-2946 FAX (03) 3235-2968

※本所では高次脳機能障害者の支援拠点機関として、高次脳機能障害のある方への相談・支援を行っています。

高次脳機能障害相談専用 電話 (03) 3235-2955 FAX (03) 3235-2957

(多摩支所) 〒186-0003 国立市富士見台2-1-1 (東京都多摩障害者スポーツセンター内)

電話 (042) 573-3311 FAX (042) 576-5295

とうきょう高次脳機能障害インフォメーション

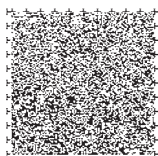
地域の支援機関や当事者・家族会の情報など高次脳機能障害に関するさまざまな情報を掲載しています。



<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/shinsho/kojino>

市内
では

地域活動支援センターつばさ(9ページ参照)が「高次脳機能障害者支援促進事業」(高次脳機能障害の方やご家族に対する相談支援、関係機関との連携等)を行っています。



心の健康相談

障害福祉課（精神保健相談）

精

担当窓口 障害福祉課相談支援係

●精神疾患や心の健康について、日常生活や病気とのつき合い方、家族の対応方法について精神科医師が相談をお受けしています（月1回実施、事前申込制）。

実施日は1日号市報または市ホームページに掲載します。

●市保健師による相談は随時実施しています。

〈相談時間〉月～金曜日の午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

電話またはFAXで担当窓口へお申し込みください。

「心の健康相談」については、動画（令和5年11月放送の国分寺市広報番組「国分寺ぶんぶんチャンネル」）でも一例がご覧になれます。



<https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kouhou/1018308/1032374/1031157.html>

〈問 合 せ〉障害福祉課相談支援係

電話 (042) 312-8632 FAX (042) 324-6831

東京都多摩立川保健所

精

精神障害者等に対する相談を行います。

- ・こころの健康相談
- ・アルコールや薬物などの依存相談
- ・思春期・青年期のひきこもりなどの相談

〈窓口時間〉月～金曜日の午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

〈問 合 せ〉東京都多摩立川保健所

〒190-0023 立川市柴崎町2-21-19（東京都立川福祉保健庁舎内）

電話 (042) 524-5171 FAX (042) 528-2777

東京都立多摩総合精神保健福祉センター

精

対人関係や心の病及びアルコール・薬物・思春期・青年期（引きこもり・不登校等）・高齢者問題などでお悩みの方の相談を、電話や面接（無料・予約制）でお受けします。

〈問 合 せ〉東京都立多摩総合精神保健福祉センター

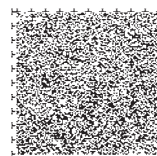
〒206-0036 多摩市中沢2-1-3

「こころの電話相談」月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

電話 (042) 371-5560

「夜間こころの電話相談」毎日 午後5時～午後10時（受付は午後9時30分まで）

電話 (03) 5155-5028



相談窓口

東京都発達障害者支援センター TOSCA (トスカ)

知

精

都内在住の発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など）の特性のある方とその家族、関係機関等への支援を総合的にを行います。対象の方の年齢により2か所に対応しています。月1回多摩地区で出張相談を行っています。詳しくはお問い合わせください。（受付はいずれも祝日、年末年始を除く）



相談窓口

18歳以上の方：東京都発達障害者支援センターおとなTOSCA

〈受付〉第1・3週 月～土曜日 午前9時～午後5時

第2・4・5週 月・火・木・金 午前9時～午後5時

〈問合せ〉〒162-0851 新宿区弁天町91番地

電話 (03) 5579-8207

<https://otona-tosca.org>



18歳未満の方：東京都発達障害者支援センターこどもTOSCA

〈受付〉月～金曜日 午前9時～午後5時

〈問合せ〉〒156-0055 世田谷区船橋1-30-9

電話 (03) 6413-0231

メール tosca@kisenfukushi.com

<https://www.tosca-net.com>



市内では

地域活動支援センターつばさ（9ページ参照）が「発達障害者理解促進等事業」（成人期の発達障害の方を対象に相談支援、支援者・家族向けの講演会や相談会の実施）を行っています。

難病の方の相談

東京都難病相談・支援センター

難

難病患者さんの日常生活・療養生活・就労などに関する相談対応・支援、並びに専門医等による難病医療相談会、難病医療講演会を通じて情報発信を行っています。

※ご相談内容により、難病相談支援員（看護師・ソーシャルワーカー）、難病患者就労コーディネーターがお話を伺います。なお、来所による相談は事前に予約が必要です。

〈対象〉都内在住の難病患者および家族

〈受付時間〉電話受付 月～金曜日の午前10時～午後5時

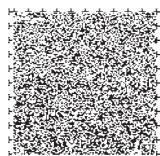
相談受付 月～金曜日の午前10時～午後5時

（祝日、5月15日、年末年始を除く）

〈問合せ〉東京都難病相談・支援センター

〒113-0033 文京区本郷1-1-19 元町ウェルネスパーク西館1階

電話 (03) 5802-1892（直通）



東京都難病ピア相談室

難病患者さんの日常生活・療養生活における相談について、ピア相談員（難病患者・家族）が対応します。なお、来所による相談は事前に予約が必要です。

また、難病患者・家族の交流会（要予約）を実施しています。

〈対 象〉都内在住の難病患者および家族

〈受付時間〉電話受付 月～金曜日の午前10時～午後5時
相談受付 月～金曜日の午前10時～午後4時
（祝日、年末年始を除く）

〈問 合 せ〉東京都難病ピア相談室

〒150-0012 渋谷区広尾5-7-1 東京都広尾庁舎 1 階

電話 (03) 3446-0220（相談専用） 電話 (03) 3446-1144（予約・問合せ専用）

FAX (03) 3446-0221



相談窓口

東京都多摩難病相談・支援室

難

難病相談支援員による療養相談、難病患者就労コーディネーターによる就労相談を行っています。来所による相談は、事前に予約が必要です。

〈対 象〉都内在住の難病患者および家族

〈受付時間〉月～金曜日の午前10時～午後5時（祝日、年末年始を除く）
※相談受付は午前10時～午後4時

〈問 合 せ〉東京都多摩難病相談・支援室

〒183-0042 府中市武蔵台2-6-1 東京都立神経病院 2 階

電話 (042) 323-5880（直通）

難病患者療養支援

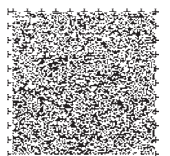
難

在宅療養中の方が、安心して療養生活を送れるよう、保健所の保健師等が、家庭訪問や電話、所内での面談などにより療養上の相談に応じます。

〈窓口時間〉月～金曜日の午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

〈問 合 せ〉東京都多摩立川保健所保健対策課地域保健第二担当

電話 (042) 524-5171 FAX (042) 528-2777



子どもの相談

国分寺市立児童発達支援センターつくしんぼ

身

知

精

難



相談窓口

市内にお住まいの18歳未満のお子さんとお子さんの発達に不安をもつご家族とその関係者を対象に、お子さんの発達や子育てに関する総合的な支援を行います。

(1) 発達相談

心理相談

お子さんの発達について、心理士等による相談が受けられます。

専門相談

医師・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士等の専門職による相談が受けられます。

(2) 外来グループ

親子の遊びの教室・グループ活動

0歳～就学前の運動発達や言葉の発達がゆっくりな子ども、集団生活が苦手な子どもを対象とした親子の遊びの教室と親子分離のグループ活動があります。心理相談で子どもの様子を把握し、保護者と相談しながら、グループを決めます。

(3) 訪問支援事業

子どもが集団生活に適応し楽しく過ごせるよう、職員が在籍園や在籍校等を訪問し、担任の先生等と子どもに対するかかわり方や環境設定の仕方等を一緒に検討します。

(4) 地域支援

関係機関（保育園、幼稚園、学校等）との連携、研修会の開催、講師派遣等、地域全体で支援するための取組を行っています。

(5) 児童発達支援事業 【週5日クラス】 【週1日クラス】 ⇒148ページ

(6) 保育所等訪問支援事業 ⇒151ページ

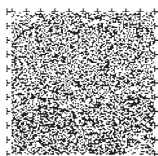
(7) 障害児相談支援・特定相談支援 電話 (042) 323-7970 ⇒131ページ

〈開館時間〉月～金曜日の午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く）

〈問 合 せ〉国分寺市立児童発達支援センターつくしんぼ

〒185-0003 国分寺市戸倉3-1-24

電話 (042) 325-0070 / (042) 323-7912 FAX (042) 323-7912



国分寺市立こども家庭センター

身

知

精

難

市内にお住まいの18歳未満のお子さん自身、その保護者、子育てにかかわるすべての方から、妊娠・出産・子育ての悩みなど、専門職が相談に応じます。

お気軽にご相談ください。

〈相談日時〉月～金曜日の午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く）

〈問 合 せ〉

〒185-0024 国分寺市泉町2-3-8 いずみプラザ1階
地域支援・母子保健（妊娠・出産・子育て、子育てサービス）
電話 (042) 321-1801 FAX (042) 320-1181
相談支援（子ども全般） 電話 (042) 321-1809



相談窓口

東京都小平児童相談所

身

知

精

難

18歳未満の子どもについてあらゆる相談を受けています。また、必要な助言や通所指導及び一時的保護や児童福祉施設への入所などの措置を行います。

〈相談方法〉電話などで相談日時を予約してください。

〈窓口時間〉

月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

〈問 合 せ〉東京都小平児童相談所

〒187-0002 小平市花小金井1-31-24（東京都多摩小平保健所庁舎3階）
電話 (042) 467-3711 FAX (042) 467-5241
児童相談所虐待対応ダイヤル 189（24時間365日受け付け）

都立小児総合医療センター（子どもの精神保健相談）

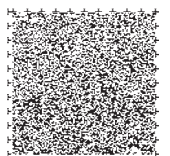
精

幼児期から高校生までの行動や心の問題、発達障害、精神疾患などについて、心理職の専門相談員が電話での相談に応じます。

〈相談日時〉火曜日・木曜日（祝日・年末年始を除く）、午前9時～12時

〈問 合 せ〉都立小児総合医療センター こころの電話相談室

電話 (042) 312-8119（直通）



東京都医療的ケア児支援センター

身 難

人工呼吸器による呼吸管理や、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要なお子さん（医療的ケア児）やそのご家族から専任の相談員がお話をうかがい、関係機関と連携して、適切な支援につなげるための相談窓口です。

※東京都医療的ケア児支援センターは地方独立行政法人東京都立病院機構に事業を委託しています。

〈対 象〉都内在住の医療的ケア児やご家族・支援者

〈受付時間〉月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

〈問 合 せ〉東京都医療的ケア児支援センター

（区 部）〒170-0005 豊島区南大塚2-8-1 東京都立大塚病院内

直通電話 (03) 3941-3221

（多摩地域）〒183-0042 府中市武蔵台2-8-29 東京都立小児総合医療センター内

直通電話 (042) 312-8164



https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/s_shien/ikeajicenter.html



相談窓口

その他の窓口

障害者虐待の相談窓口

身 知 精 難

担当窓口 障害福祉課生活支援係

「障害者虐待防止法」は、養護者又は障害者福祉施設従事者等若しくは使用者による虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐことを目的とした法律です。

障害者虐待に気づいた方には、市区町村の担当窓口への通報義務があります。

障害者への虐待に関わる通報や相談は、国分寺市障害者虐待防止センター（障害福祉課内）までお寄せください。

対象となる障害者

障害者虐待防止法では、身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）のある方やそのほかに心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な方が対象となります。※障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

障害者虐待の種類

養護者や障害者福祉施設従業者、使用者によって行われる障害者虐待には、以下のような種類があります。虐待をしている自覚が本人にはない場合や、虐待されていても障害のある方自らがSOSを訴えないこともありますので、虐待発見のためには小さなサインを見逃さないことが大切になります。

身体的虐待	障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。
性的虐待	障害者に無理やり（同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。
心理的虐待	障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。
放棄・放任 （ネグレクト）	食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること。
経済的虐待	本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障害者に理由なく金銭を与えないこと。

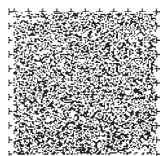
虐待に気づいたらすみやかに通報、相談を！

国分寺市障害者
虐待防止センター

〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18 国分寺市役所 2階

電話 (042) 321-8631 FAX (042) 324-6831

地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障害者だけでなく、虐待している方などが抱える問題の解決にもつながります。ご協力をお願いします。



聴覚障害のある方の相談 身

聴覚障害全般についての相談（生活相談・精神保健相談・きこえの相談・ピアサポート）、聴覚障害や手話に関する情報提供を行っています。また、聴覚障害との関わり方や環境整備等に関する相談も受けています。

〈利用時間〉火～土曜日 午前10時～午後5時（金曜日は午前10時～午後7時）（祝日を除く）

〈問合せ〉社会福祉法人聴力障害者情報文化センター

（聴覚障害者情報提供施設）

〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

電話 (03) 6833-5004 FAX (03) 6833-5005

メール soudan@jyoubun-center.or.jp（FAXとメールは24時間受付）



<https://www.jyoubun-center.or.jp/>



相談窓
口

手をつなぐあんしん相談（青年期相談室） 知

知的障害のある人の日常生活、地域でのくらし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言を行います。相談の年齢は問いません。来所による相談は電話で予約してください。

〈相談日時〉月～木曜日 午前10時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

〈費用〉無料

〈問合せ〉東京都育成会権利擁護センター

〒160-0023 新宿区西新宿7-8-10 オークラヤビル2階

電話 (03) 5389-2614 FAX (03) 5389-4090

民生委員・児童委員 身 知 精 難

担当窓口 地域共生推進課

民生（児童）委員は、厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神のもと、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談や援助活動を行っています。

※民生委員は児童委員も兼ねていることから「民生委員・児童委員」と呼ばれています。お住まいの地域を担当する民生（児童）委員の連絡先は、地域共生推進課までお問い合わせください。

〈問合せ〉地域共生推進課 電話 (042) 325-0126

権利擁護センターこくぶんじ 知 精

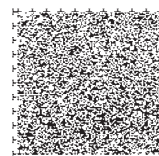
地域の関係機関と連携し、成年後見制度等権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築するための「中核機関」です。認知症になっても障害があってもだれもが地域で安心して暮らし続けられる、支え合い助け合う地域をめざします。

■相談支援事業

福祉サービス総合相談、専門相談（ふくし法律相談／成年後見専門相談）、苦情相談

■日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行います。



■成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を促進するために相談対応やさまざまな取組をしています。

○成年後見制度の利用に関する相談

○後見人等候補者のご紹介

⇒後見人等をご希望の方に弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職や市民後見人、法人後見など、候補者をご紹介します。

○法人後見の実施

○その他 後見人等のサポート、成年後見制度の普及・PR、市民後見人の養成および支援



相談窓口

成年後見制度とは？

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方の権利を守る制度です。成年後見人等がその方の意思を尊重し、その方に代わって財産管理や契約行為を行います。判断能力が不十分になってから利用する「法定後見制度」と元気なうちに後見人や将来のことを決めておく「任意後見制度」があります。

〈相談日時〉月～金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く）

〈問合せ〉社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会 権利擁護センターこくぶんじ

〒185-0024 国分寺市泉町2-3-8 いずみプラザ1階

電話 (042) 312-0753

メール soudan@ko-shakyo.or.jp



<https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1010846/1010847/1027630.html>

地域福祉コーディネーター

身 知 精 難

生活の困りごとと一緒に考えたり、居場所づくりなどの地域活動の立ち上げ・運営支援などに地域の皆さんと協働して取り組んでいます。どこに相談してよいか分からない、自身・家族・近所の方・地域の心配事がありましたら、お気軽にご相談ください。

〈相談日時〉月～金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く）

〈問合せ〉社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会 地域福祉コーディネーター担当

〒185-0024 国分寺市泉町2-3-8 いずみプラザ1階

電話 (042) 324-9232

メール chiiki@ko-shakyo.or.jp



<https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1010846/1010847/1020468.html>

丸っとふくまど（福祉の総合相談窓口）

身 知 精 難

どこに相談したらよいか分からないお困りごとはありませんか。地域福祉コーディネーターが相談を受け、課題解決に向けて一緒に考えたり、適切な部署や支援機関におつなぎしたりします。

〈相談日時〉毎週水曜日午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

※メールは開庁時間に開封・返信します。

〈開設場所〉市役所2階 地域共生推進課窓口

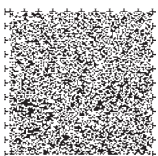
〈相談方法〉来所・直通電話 (042) 328-6820

メール fukumado@ko-shakyo.or.jp

〈問合せ〉地域共生推進課 電話 (042) 325-0126



丸っとふくまど（福祉の総合相談窓口）
イメージキャラクター「つみどり」



<https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1010846/1010847/1029493.html>

2. てちょう 手帳

身体障害者手帳



担当窓口 障害福祉課生活支援係

身体障害者手帳とは、身体障害者（児）が各種の支援を受けるために必要な手帳として、つぎの種類の障害がある方に交付されます。

〈手帳の交付対象となる障害種別〉※手帳の等級には、1級から6級があります。

- | |
|--|
| (1) 視覚障害 1級～6級 |
| (2) 聴覚障害 2級～4級・6級 |
| (3) 平衡機能障害 3級・5級 |
| (4) 音声・言語・そしゃくの機能の障害 3級・4級 |
| (5) 肢体不自由（上肢・下肢） 1級～6級 |
| (6) 肢体不自由（体幹） 1級～3級・5級 |
| (7) 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能の障害 1級・3級・4級 |
| (8) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能の障害 1級～4級 |



手帳

〈申請方法〉

障害福祉課にて申請できます。以下の書類が必要です。

- (1) 都道府県知事が指定した医師の診断書（用紙は障害福祉課にあります）
- (2) 本人の顔写真1枚（縦4cm×横3cm、上半身脱帽で正面、白黒可、ポラロイドは不可、医療又は宗教上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆った写真は受付できますので、ご相談ください。）
- (3) マイナンバーがわかるもの（通知カードまたは個人番号カード、マイナンバーが記載された住民票等）
- (4) 身分証明書（運転免許証、マイナンバー等、公の機関が発行した写真付きであるもの1点、顔写真のない各種医療証・年金手帳などの場合は2点）

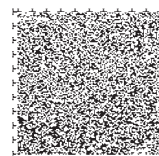
※指定医師については、担当窓口にお問い合わせください。

〈診断書作成料の助成〉

手帳申請または障害更新時に提出された診断書の文書料（限度額3,000円）を助成します。以下のものをお持ちになり、障害福祉課にて申請してください。

- (1) 診断書料の領収書（原本）
- (2) 本人の銀行口座番号が確認できるもの（通帳、キャッシュカードなど）
- (3) 印鑑（朱肉使用の印、認印可）

※生活保護を受給している方は、生活福祉課へお問い合わせください。



愛の手帳とは、知的障害者（児）の方に交付されるもので、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

障害の程度については1度（最重度）・2度（重度）・3度（中度）・4度（軽度）に区分されます。

■新規、再判定

申請の際には次の窓口にお問い合わせください。

3・6・12・18歳に達したときは、再判定が必要です。

〈問 合 せ〉

・18歳以上の方・・・東京都心身障害者福祉センター多摩支所

〒186-0003 国立市富士見台2-1-1

電話 (042) 573-3311 FAX (042) 576-5295

・18歳未満の方・・・東京都小平児童相談所

〒187-0002 小平市花小金井1-31-24（東京都多摩小平保健所庁舎3階）

電話 (042) 467-3711 FAX (042) 467-5241

■変更等

下記の申請には次のものが必要となります。

（1）住所変更（都内から国分寺市に転入、市内転居）

⇒手帳

（2）住所変更（転出）

⇒都外転出の場合は東京都へ返還の手続きが必要です。

転出後新たな居住地の区市町村へ届出を行い、療育手帳の交付が済みましたら返還届と手帳を障害福祉課にお送りください。

（3）氏名変更、保護者の変更

⇒手帳

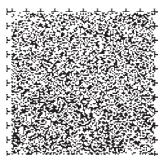
（4）再交付（破損、写真貼替、紛失）

⇒顔写真（縦4cm×横3cm、脱帽、医療又は宗教上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆った写真は受付できますので、ご相談ください。）、手帳（紛失時を除く）

（5）返還（死亡、再交付後紛失した手帳を発見等）

⇒手帳

※（1）～（5）について、詳しくは障害福祉課生活支援係にお問い合わせください。



精神障害者保健福祉手帳とは、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に交付されるもので、手帳の等級は1級から3級まであります。手帳の有効期限は原則として2年間です。

〈申請方法〉障害福祉課相談支援係で申請ができます。以下の書類が必要です。

- (1) 申請書（様式は障害福祉課にあります）
- (2) 障害程度を判断する書類（①または②）
 - ①精神障害者保健福祉手帳用診断書
⇒初診日から6か月以上経過して作成され、診断書作成日が申請日から3か月以内のもの。（様式は障害福祉課にあります。）
 - ②障害年金または特別障害給付金を受給していることがわかるものと同意書（様式は障害福祉課にあります。）
⇒次のうちいずれか1点の写し
 - ・年金証書、年金裁定通知書、年金振込通知書（最新のもの）、特別障害給付金受給資格者証、特別障害給付金支給決定通知書（最新のもの）
- (3) 本人の顔写真（縦4cm×横3cm、脱帽（宗教上又は医療上の理由により、顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布等で覆う場合を除く）、1年以内に撮影したものを1枚。カラー白黒は問いません。）
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の写し（新規・紛失の場合は不要）
- (5) 官製はがき（85円、未使用のもの1枚。東京都から手帳が市役所に届いたことをお知らせするために使用します。）
- (6) マイナンバーがわかるもの（個人番号カード等）
- (7) 本人確認のための公的書類（AまたはBのいずれか）

※代理申請される場合は、代理人の方の本人確認書類が必要です。

●A 次のうちいずれか1点（顔写真付きの証明書）
⇒個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（療育手帳）、在留カード、特別永住者証明書 等

●B 次のうちいずれか2点
⇒被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等
- (8) 委任状（※代理申請の場合、必要です。様式は問いませんが、市ホームページにも掲載しています。）



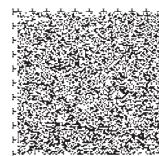
手帳

〈診断書作成料の助成〉

手帳申請または障害更新時に提出された診断書の文書料（限度額3,000円）を助成します。以下のものをお持ちになり、障害福祉課にて申請してください。

- (1) 診断書料の領収書（原本）
- (2) 本人の銀行口座番号が確認できるもの（通帳、キャッシュカードなど）
- (3) 印鑑（朱肉使用の印、認印可）

※生活保護を受給している方は、生活福祉課へお問い合わせください。



しょうがいしゃ そうごう し えん ほう とう 3. 障害者総合支援法等

サービスの体系

身 知 精 難

担当窓口 障害福祉課

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」では、障害のある方の障害の程度や社会活動、介護者、居住などの状況に応じて全国共通の基準、水準で提供される「自立支援給付」と、地域の特性や利用者の状況に応じて市が主体で行う「地域生活支援事業」で総合的に支援します。

また、障害児には、「児童福祉法」に基づいて行われるサービスもあります。

障害者総合支援法

自立支援給付

介護給付

- 居宅介護 ● 重度訪問介護
- ◆同行援護 ● 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所 ● 療養介護
- 生活介護 ● 施設入所支援

訓練等給付

- ◆ 自立訓練(機能・生活)
- ◆ 就労移行支援
- ◆ 就労継続支援(A型・B型)
- ◆ 就労定着支援
- ◆ 自立生活援助
- ◆ 共同生活援助

相談支援

- ◆ 計画相談支援
- ◆ 地域移行支援
- ◆ 地域定着支援

自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療

補装具

- 補装具費の給付

障
害
者
・
児

児童福祉法

障害児通所支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援

障害児入所支援(東京都)

- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設

障害児相談支援



「すけだちくん」

地域生活支援事業による福祉サービス

- | | | |
|--------------|----------------|-----------------|
| ■ 相談支援 | ■ 日中一時支援 | ■ 点字・声の広報等発行 |
| ■ 日常生活用具給付等 | ■ 意思疎通支援 | ■ レクリエーション活動等支援 |
| ■ 移動支援 | ■ 住宅入居等支援 | ■ など |
| ■ 地域活動支援センター | ■ 成年後見利用支援 | |
| ■ 訪問入浴サービス | ■ 自動車運転免許・改造助成 | |

※18歳以上の方は

- 80項目調査+審査会の判定が必要
- ◆→80項目調査が必要(●とは別項目の調査になります)

対象者

障害者総合支援法による給付等の対象となる障害者			
身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者等

サービスの種類

【訪問系・その他サービス】

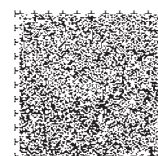
※131ページ以降の「市内の事業所等一覧」もご覧ください

■自宅での暮らしを支援するサービス

	サービスの名称	内容		対象者
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	身体介護	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。	障害支援区分1以上の方
		家事援助	自宅で、調理、部屋の掃除、洗濯、買物等の支援をします。	
		通院等介助	通院するときに付添い支援をします。	障害支援区分2以上の方
	重度訪問介護	重い障害があり、常に介護が必要な方に、自宅で入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、外出するときの移動の支援をするとともに、病院等に入院している方(※)に対して、意思疎通等の支援もします。		●障害支援区分4以上で、二肢以上に麻痺等があり、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれにも見守り～介助が必要と認められる方 ●重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を要する方(障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上) ※病院等に入院中の意思疎通等の支援は、障害支援区分6で意思疎通等の支援が必要と認められる方
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い方のために、居宅介護など複数の障害福祉サービスを組み合わせることで支援をします。		障害支援区分6で、以下いずれかにあてはまる方 ●四肢麻痺寝たきりで人工呼吸器を装着している方 ●四肢麻痺寝たきりで愛の手帳1度の重度心身障害者 ●強度行動障害



障害者総合支援法等



■外出を支援するサービス

	サービスの名称	内容	対象者
介護給付	同行援護	視覚障害で、ひとりでの移動が難しい方のために、外出するときに同行して移動の支援をします。また、外出先での代筆や代読もします。	視覚障害により移動に著しい困難を有する視覚障害者、これに相当する程度の障害を有する方
	行動援護	知的障害や精神障害で、ひとりでの行動が難しい方に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出する時の移動を支援します。	障害支援区分3以上で、知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する、常時介護を必要とする方（別途、基準があります）

■介護する家族などを支援するサービス

	サービスの名称	内容	対象者
介護給付	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護している家族などが病気になったときや、体や心の休息が必要になったときなどに、障害のある方に短い期間施設に宿泊してもらい、食事や入浴などの支援をします。	障害支援区分1以上の方 ※障害児の場合、障害児支援区分における区分1以上に該当する方

■自立や就労を支援するサービス

	サービスの名称	内容	対象者
訓練等給付	就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家庭との連絡調整等の支援を行います。	就労移行支援等のサービスを利用して一般企業に就職した方

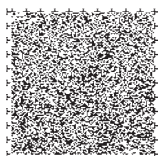
■住まいの場で生活を支援するサービス

	サービスの名称	内容	対象者
訓練等給付	自立生活援助	定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。	施設入所支援や共同生活援助を利用していた方等

【日中活動系サービス】

■昼間の活動を支援するサービス

	サービスの名称	内容	対象者
介護給付	療養介護	医療が必要で、常に介護も必要な方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の支援などをします。	●障害支援区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器を装着している方 ●障害支援区分5以上で、筋ジストロフィーまたは重度心身障害の方
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で昼間、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、ものをつくり出す創作的・生産的活動も行います。	●障害支援区分3以上（障害者支援施設入所者は区分4以上）の方 ●50歳以上で、障害支援区分2以上（障害者支援施設入所者は区分3以上）の方



■自立や就労を支援するサービス

	サービスの名称	内容	対象者
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練をします。	左記の支援が必要な障害者
	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。	左記の支援が必要な障害者
	就労移行支援	一般企業などで働くことを希望する方に、一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。	雇用が見込まれる方 ※65歳以上の方は一定の要件あり
	就労継続支援 A 型 (雇用型)	一般企業への就労に結びつかなかった方で、雇用契約に基づく就労が可能である方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	当該事業所で、雇用契約による就労が可能と見込まれる方 ※65歳以上の方は一定の要件あり
	就労継続支援 B 型 (非雇用型)	一般企業等での就労が困難な方や、一定年齢に達している方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	生産活動に係る知識及び能力の向上・維持が期待される方

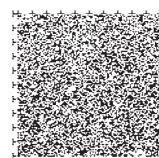


障害者総合支援法等

【居住系サービス】

■住まいの場で生活を支援するサービス

	サービスの名称	内容	対象者
介護給付	施設入所支援	自宅での生活が難しく、施設に入所している方に、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。	●生活介護を利用している障害支援区分4（50歳以上は区分3）以上の方 ●自立訓練・就労移行支援を利用している方のうち、通所が困難である方
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活をしている方に、住居における相談や日常生活での援助をします。また、入浴、排せつ、食事などで介護が必要な方には介護サービスも行います。	身体障害、知的障害または精神障害の方及び難病のある方。 ※障害支援区分の認定が必要な場合があります。



サービスを利用するための手続きの流れ（障害者の場合）

身

知

精

難

障害福祉サービスを利用するには、市への申請が必要です。ここでは、申請からサービス利用までの流れを説明します。必要なサービスを正しく利用できるよう、市や指定特定相談支援事業所（131ページ）がお手伝いをします。

1 相談（市または相談支援事業所）

まずは、市や相談支援事業所の窓口で相談します。

2 利用申請・サービス等利用計画案の作成依頼

利用したいサービスの支給決定を受けるため、申請書を障害福祉課相談支援係へ提出します。また、相談支援専門員にサービス等利用計画案の作成をしてもらいます。相談支援専門員がアセスメントをもとに計画（案）を作成し、計画（案）が相談支援事業所から市役所へ提出されます。またご本人・ご家族には、計画（案）の写しが渡されます。

※相談支援事業所に代わり、ご本人やご家族・支援者が「セルフプラン」を作成することもできます。

※サービス提供事業所の探し方については、30ページにある「サービス事業所の検索について」をご参照ください。どのサービス提供事業者を選べばよいのかよく分からない場合などは、相談支援事業所に相談してください。

3 障害支援区分認定調査（80項目）及び一次判定

市職員が、サービスの利用を希望するご本人やご家族等に対して、障害や生活の状況などについて聞き取り調査を行います。結果をコンピューターに入力し、一次判定を行います。

（訓練等給付の場合） （介護給付の場合）

4 障害支援区分認定審査会

障害支援区分認定

5 支給決定

障害支援区分認定審査会とは

障害保健福祉の専門家で構成されている「審査会」で、上記の一次判定の結果と医師の意見書をもとに審査判定を行い、どれくらいサービスが必要な状態なのかを示す障害支援区分が認定されます。

障害支援区分とは

障害の特性や心身の状態に合わせて必要とされる支援の度合いを示すものです。区分1～6（※6が最も高い）までに分けられています。この区分を目安にして利用できるサービスの内容や量などが決まります。

提出された計画（案）や法令に定める事項を踏まえて、市役所で支給の要否や支給量などが決定され、支給決定通知書や受給者証がご本人・ご家族に送付されます。

受給者証とは

サービスを利用するのに必要な情報が記載されたものです。サービスを利用するときに、サービス提供事業者に提示します。有効期間が過ぎた後の再申請や支給量の変更を申請するときなどにも必要なので、大切に取り扱いましょう。

6 サービス担当者会議・計画作成

支給決定が行われた後、相談支援事業所はサービス担当者会議を開いて、サービス提供事業者などと連絡調整を行い、実際に利用することになるサービス等利用計画を作成します。

7 サービス提供事業者と契約

実際にサービスを利用するサービス提供事業者と契約します。

8 サービスの利用開始

担当する相談支援事業所の相談支援専門員が、定期的にサービス内容が適切かどうかの検証（モニタリング）を行い、状況に応じてサービス見直しを行います。

障害児を対象としたサービス

身

知

精

難

担当窓口 障害福祉課

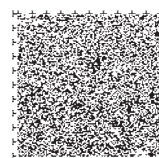
児童福祉法による給付等の対象となる障害児

- ・身体障害者、精神障害者（発達障害を含む）、知的障害者、難病等で通所による療育等の支援が必要な児童
- ・児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童

※愛の手帳等をお持ちでない方については、療育の必要性を確認するため、医師の診断書などの提出をお願いする場合があります。

サービスの種類

	サービスの名称	内容	対象者
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的な支援が必要な児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。	上肢、下肢又は体幹機能に障害のある未就学児
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中（利用予定）の児童が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援することで、保育所等の安定した利用を促進します。	集団生活を営む施設（保育所や小学校等）に通う障害児
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活の基本的な動作の指導等、発達を支援します。	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児



	サービスの名称	内容	対象者
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	入所している障害児に対し、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。	身体に障害のある児童、知的に障害のある児童又は精神に障害のある児童
	医療型障害児入所施設	入所している肢体不自由のある児童又は、知的障害と肢体不自由が重複している児童に対し治療を行います。	知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児

※上記と併せて、123ページの「子ども」の項目もご覧ください。

※障害児入所支援は、児童相談所が窓口です。

サービスを利用するための手続きの流れ（障害児の場合）

身 知 精 難

障害児通所支援サービスを利用するには、市への申請が必要です。ここでは、申請からサービス利用までの流れを説明します。必要なサービスを正しく利用できるよう、市や指定障害児相談支援事業所（131ページ）がお手伝いをします。

1 相談（市または相談支援事業所）

まずは、市や相談支援事業所の窓口で相談します。

※障害児の入所サービスについては、児童相談所（15ページ）に相談します。児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成は必要ありません。

2 利用申請・障害児支援利用計画案の作成依頼

利用したいサービスの支給決定を受けるため、申請書を障害福祉課相談支援係へ提出します。また、相談支援専門員に障害児支援利用計画案の作成をしてもらいます。相談支援専門員がアセスメントをもとに計画（案）を作成し、計画（案）が相談支援事業所から市役所へ提出されます。またご本人・ご家族には、計画（案）の写しが渡されます。

※相談支援事業所に代わり、ご本人やご家族・支援者が「セルフプラン」を作成することもできます。

※サービス提供事業所の探し方については、30ページにある「サービス事業所の検索について」をご参照ください。どのサービス提供事業者を選べばよいのかよく分からない場合などは、相談支援事業所に相談してください。

3 サービス利用意向調査

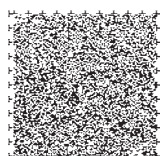
市職員が、サービスの利用を希望するご本人やご家族等に対して、障害や生活の状況などについて聞き取り調査を行います。

4 支給決定

提出された計画（案）や法令に定める事項を踏まえて、市役所で支給の可否や支給量などが決定され、支給決定通知書や受給者証がご本人・ご家族に送付されます。

受給者証とは

サービスを利用するのに必要な情報が記載されたものです。サービスを利用するときに、サービス提供事業者に提示します。有効期間が過ぎた後の再申請や支給量の変更を申請するときなどにも必要なので、大切に取り扱いましょう。



5 サービス担当者会議・計画作成

支給決定が行われた後、相談支援事業所はサービス担当者会議を開いて、サービス提供事業者などと連絡調整を行い、実際に利用することになるサービス等利用計画を作成します。



6 サービス提供事業者と契約

実際にサービスを利用するサービス提供事業者と契約します。



7 サービス利用

担当する相談支援事業所の相談支援専門員が、定期的にサービス内容が適切かどうかの検証（モニタリング）を行い、状況に応じてサービス見直しを行います。

相談支援事業

身 知 精 難

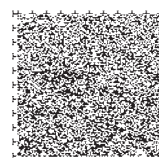
障害福祉サービスまたは障害児通所支援を申請した場合は、サービス等利用計画案または障害児支援利用計画案の提出が必要となります。サービス等利用計画案とは、障害者の自立した地域生活の支援を効果的に行うため、必要なサービスが継続的かつ計画的に提供されるよう作成されるものです。

利用者の意向をサービス等に反映しやすくし、支給決定の際に参考として用いることができるほか、サービス提供事業者が個別支援計画を立てる時や、サービスを提供する際に、共通の目標を持つことができます（障害児支援利用計画案も同様です）。

計画の作成は、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所（131～132ページをご覧ください）が行います。なお、計画の作成に当たって利用者負担はありません。相談支援事業の内容は、つぎのとおりです。

サービスの名称	内 容	
計画相談支援	サービス利用支援	障害福祉サービス等の利用を希望する方について、心身の状況等を勘案し、サービス等利用計画を作成します。
	継続サービス利用支援	計画の内容について一定期間ごとに検証（モニタリング）を行い、必要に応じて計画の変更等を行います。
障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援等の利用を希望する方について、心身の状況等を勘案し、障害児支援利用計画を作成します。
	継続障害児支援利用援助	計画の内容について一定期間ごとに検証（モニタリング）を行い、必要に応じて計画の変更等を行います。

また、入所施設や精神科病院などに入所・入院している方が、地域での生活に移行するための支援は、指定一般相談支援事業者（132ページ）が行います。なお、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）について、利用者負担はありません。



サービスの名称	内 容		対象者
地域 相談支援	地域移行支援	地域での生活に移行するための相談、外出への同行支援、関係機関との調整等の支援を行います。	施設や精神科病院に入所・入院している等の18歳以上の障害者
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある方に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等に対応します。	居宅において単身であるため、緊急時の支援が見込めない状況にある障害者

サービス事業所の検索について

131～151ページでは、市内にある事業所の情報を掲載しています。

また、154ページでは、福祉に関する施設・事業者等の情報が掲載されているホームページを紹介しています。

利用者負担

身 知 精 難

利用者負担には、所得に応じた負担上限額が設定されています。
所得区分ごとの利用者負担額は以下のとおりです。

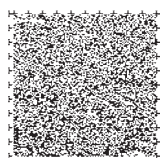
所得区分			負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	低所得 1	市町村民税世帯非課税者であって、障害者本人又は障害児の保護者の収入が年間80万円以下の方	
	低所得 2	市町村民税世帯非課税者のうち低所得 1 に該当しない方	
一般 1	居宅で生活する障害児（市町村民税所得割28万円未満の方に限る。）		4,600円
	居宅で生活する障害者及び20歳未満の施設入所者（市町村民税所得割16万円未満（20歳未満の施設入所者は28万円未満）の方に限る。）		9,300円
一般 2	市町村民税課税世帯に属する方のうち、一般 1 に該当しない方		37,200円

※負担上限月額がサービス提供に要した費用の1割に相当する額を超える場合は、1割に相当する額が利用者負担額になります。

※市町村民税所得割額の算定に当たっては、「住宅借入金等特別税額控除」（地方税法附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項）及び「寄附金税額控除」（地方税法第314条の7）による税額控除前の市町村民税所得割額で判定を行います。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第26条の2）

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児 （施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯



利用者負担の軽減について

身

知

精

難

①世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額・補装具の購入等の負担額（介護保険も合わせて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。（償還払いの方法によります。）

障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併用して利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれいずれかの高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費等が支給されます。（償還払いの方法によります。）

※65歳に達する日の前日まで5年間、居宅介護・重度訪問介護・生活介護等の障害福祉サービスの支給決定を受けていた方で、介護保険サービスにおいても訪問介護・通所介護等を利用する場合、一定の要件を満たす方は介護保険サービスの利用者負担が軽減されます。（償還払いの方法によります。）



障害者総合支援法等

②食費等、実費負担についても、減免措置があります

【20歳以上の入所者の場合】

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、55,000円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については費用の基準額を55,000円として設定し、福祉サービス費の定率負担と食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように食費等の減免（補足給付）が行われます。

【通所施設の場合】

通所施設では、生活保護、低所得、一般世帯（減免対象）の場合、食材料費のみの負担となるため、実際にかかる額のおよそ3分の1の負担となります。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。

③グループホームの利用者に家賃助成が講じられます

グループホーム（重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む。）の利用者（生活保護または低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者1人当たり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

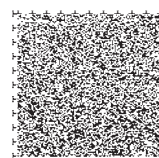
※グループホームの家賃助成についてはこの他に市制度の対象になる場合があります（55ページ参照）。

④就学前の障害児の児童発達支援等の無償化

3歳から5歳までの障害のある子どもの児童発達支援等の利用者負担が無償です。

無償化の対象サービスは、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設です。

また、無償化の対象となる期間は、「満3歳になって初めての4月1日から就学までの3年間」です。



⑤第2子以降の障害児の児童発達支援等の無償化

0歳から2歳まで（年度の途中で満3歳に達する児童で、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を含みます。）の第2子以降の障害のある子どもの児童発達支援等の利用者負担が無償になります。

無償化の対象サービスは、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援です。

事前に申請が必要となります。

詳細は東京都福祉局のホームページをご覧ください。



<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/syogaizi/dainishimushouka.html>

⑥未就学児の児童通所サービスの利用者負担軽減

世帯に未就学児が複数おり、そのうちの第2子以降が児童通所サービスを利用しているときは、利用者負担額が減免される場合があります。

※世帯の市町村民税所得割額の合算が、77,101円未満の世帯（およそ年収360万円未満相当）については、年齢に関係なく生計を同じくする兄弟の中でカウントします。

⑦生活保護への移行防止策

さまざまな軽減措置をとっても、月額負担上限額や食事等の負担により生活保護の対象となってしまう場合には、対象とならない額まで月額負担上限額の引き下げや食費等実費負担の軽減を行います。

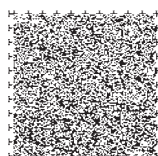


障害者総合支援法等

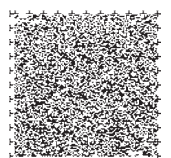
その他のサービス

身 知 精 難

	サービスの名称	内 容	掲載ページ
補装具	補装具費の支給	身体上の機能を補うために補装具を必要とする方に対し、購入または修理にかかる費用を支給します。	37ページ
自立支援医療	更生医療	身体障害がある方の障害の程度を軽くしたり、手術などで日常生活や職業能力を高めたりするための医療に係る医療費の一部または全部を給付します。	77ページ
	育成医療	身体障害がある児童の障害の程度を軽くしたり、手術などで日常生活などの能力を高めるための医療に係る医療費の一部または全部を給付します。	77ページ
	精神通院医療	精神障害や、それを原因とする病気について、継続的に通院して治療を行う必要がある方のための医療に係る医療費の一部または全部を給付します。	77ページ
地域生活支援事業	日常生活用具給付等	在宅で生活する心身障害者（児）及び対象とされている難病等による障害のある方の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付（貸与）をしています。	38ページ
	移動支援	社会生活上必要な外出等障害者または障害児の自立生活及び社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣します。	96ページ



	サービスの名称	内 容	掲載ページ
地域生活支援事業	地域活動支援センター	障害者（児）が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援や日中活動の場の提供をはじめとして必要な支援を行う施設です。	9 ページ
	訪問入浴サービス	ご家庭で入浴することが困難な寝たきり等の重度身体障害者（児）に対し、定期的に巡回入浴車がお宅へ訪問し、部屋の中に浴槽を持ち込み、専門スタッフが入浴の介護を行います。	47ページ
	日中一時支援 (日中時間預かり事業)	居宅において介護者が疾病等により、65歳未満の身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方等の介護を一時的に行うことができない場合に、日中の時間、障害者支援施設等に入所することができる制度です。	46ページ
	意思疎通支援	手話通訳者の派遣： 聴覚障害者団体および聴覚に障害のある方が、市の主催行事および官公署での手続や聴覚障害者団体の主催行事等に参加する時または通院等の意思疎通を円滑にするため手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣します。 要約筆記者の派遣： 聴覚障害者団体および聴覚障害者で手話による意思疎通が困難な方に要約筆記者を派遣します。 手話通訳者の配置： 手話通訳者を必要とする方が各種申請や手続きなどを行う際の支援のため、国分寺市役所に手話通訳者を配置しています。	55ページ 56ページ
	住宅入居支援	住宅保証制度： 住宅の取り壊し等により住宅に困っている方で、保証人がいないために住宅の賃貸契約をすることができない方のために市が保証人になります。	54ページ
	自動車運転免許取得・改造費助成	自動車運転免許取得： 心身障害者が自動車運転免許を取得する場合、または免許の限定解除を受ける場合、費用の一部を助成します。 自動車改造費助成： 購入または所有する自動車に、アクセル、ブレーキなどの改造が必要な場合、経費の一部を助成します。	93ページ 94ページ
	点字・声の広報等発行	声の広報： 市内在住で、視覚障害があり、身体障害者手帳をお持ちの希望される方へ、市の広報発行物を吹き込んだCDを郵送しています。	52ページ
	レクリエーション活動等支援	心身障害者（児）運動会・バスハイキング： 心身障害者の方の健康増進と交流を深めるため、毎年春にバスハイキング、秋に運動会を行っています。	102ページ



障害者総合支援法の対象となる難病（疾病名一覧表）

難

※新たに対象となる疾病（7疾病）

△表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

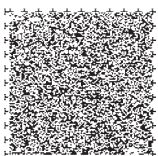
障害者総合支援法の対象疾病一覧（376 疾病）

番号	疾病名
1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	I g A腎症
4	I g G 4 関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジール症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー・ビクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症
17	一次性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	1p36 欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性膀胱炎
24	遺伝性鉄芽球形貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群
29	ウェルナー症候群
30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	HTRA1 関連脳小血管病
33	HTLV - 1 関連脊髄症
34	A T R - X 症候群
35	A D H 分泌異常症
36	エーラス・ダンロス症候群
37	エプスタイン症候群
38	エプスタイン病
39	エマヌエル症候群
40	MECP2 重複症候群
41	LMNB1 関連大脳白質脳症 ※
42	遠位型ミオパチー
43	円錐角膜 ○
44	黄色靱帯骨化症
45	黄斑ジストロフィー
46	大田原症候群
47	オクシタル・ホーン症候群
48	オスラー病
49	カーニー複合
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
51	潰瘍性大腸炎
52	下垂体前葉機能低下症
53	家族性地中海熱
54	家族性低βリポタンパク血症 1 (ホモ接合体)
55	家族性良性慢性天疱瘡
56	カナバン病

番号	疾病名
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
58	歌舞伎症候群
59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
60	カルニチン回路異常症
61	加齢黄斑変性 ○
62	肝型糖原病
63	間質性膀胱炎（ハンナ型）
64	環状 20 番染色体症候群
65	関節リウマチ
66	完全大血管転位症
67	眼皮膚白皮症
68	偽性副甲状腺機能低下症
69	ギャロウェイ・モフト症候群
70	急性壊死性脳症 ○
71	急性網膜壊死 ○
72	球脊髄性筋萎縮症
73	急速進行性糸球体腎炎
74	強直性脊椎炎
75	巨細胞性動脈炎
76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
77	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
80	筋萎縮性側索硬化症
81	筋型糖原病
82	筋ジストロフィー
83	クッシング病
84	クリオピリン関連周期熱症候群
85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
86	クルーゼン症候群
87	グルコーストランスポーター 1 欠損症
88	グルタル酸血症 1 型
89	グルタル酸血症 2 型
90	クロウ・深瀬症候群
91	クローン病
92	クロンカイト・カナダ症候群
93	痙攣重積型（二相性）急性脳症
94	結節性硬化症
95	結節性多発動脈炎
96	血栓性血小板減少性紫斑病
97	限局性皮質異形成
98	原発性肝外門脈閉塞症 ※
99	原発性局所多汗症 ○
100	原発性硬化性胆管炎
101	原発性高脂血症
102	原発性側索硬化症
103	原発性胆汁性胆管炎
104	原発性免疫不全症候群
105	顕微鏡の大腸炎 ○
106	顕微鏡的多発血管炎
107	高IgD症候群
108	好酸球性消化管疾患
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
110	好酸球性副鼻腔炎
111	抗糸球体基底膜腎炎
112	後縦靱帯骨化症
113	甲状腺ホルモン不応症
114	拘束型心筋症
115	高チロシン血症 1 型
116	高チロシン血症 2 型
117	高チロシン血症 3 型
118	後天性赤芽球癆
119	広範脊柱管狭窄症

番号	疾病名
120	膠様滴状角膜ジストロフィー
121	抗リン脂質抗体症候群
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ※
123	コケイン症候群
124	コステロ症候群
125	骨形成不全症
126	骨髄異形成症候群 ○
127	骨髄線維症 ○
128	ゴナドトロピン分泌亢進症
129	5p 欠失症候群
130	コフィン・シリシ症候群
131	コフィン・ローリー症候群
132	混合性結合組織病
133	鯉耳腎症候群
134	再生不良性貧血
135	サイトメガロウイルス角膜内皮炎 ○
136	再発性多発軟骨炎
137	左心低形成症候群
138	サルコイドーシス
139	三尖弁閉鎖症
140	三頭筋素欠損症
141	CFC 症候群
142	シェーグレン症候群
143	色素性乾皮症
144	自己貪食空胞性ミオパチー
145	自己免疫性肝炎
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
147	自己免疫性溶血性貧血
148	四肢形成不全 ○
149	シトステロール血症
150	シトリン欠損症
151	紫斑病性腎炎
152	脂肪萎縮症
153	若年性特発性関節炎
154	若年性肺炎腫
155	シャルコー・マリー・トゥース病
156	重症筋無力症
157	修正大血管転位症
158	出血性線溶異常症 ※
159	ジュベール症候群関連疾患
160	シュワルツ・ヤンペル症候群
161	神経細胞移動異常症
162	神経軸索スフィンゴイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
163	神経線維腫症
164	神経有棘赤血球症
165	進行性核上性麻痺
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
167	進行性骨化性線維異形成症
168	進行性多巣性白質脳症
169	進行性白質脳症
170	進行性ミオクロームスてんかん
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
173	睡眠時無呼吸症候群を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 △
174	スターグ・ウェーバー症候群
175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
176	スミス・マギニス症候群
177	スモン ○
178	脆弱 X 症候群
179	脆弱 X 症候群関連疾患
180	成人発症スチル病
181	成長ホルモン分泌亢進症
182	脊髄空洞症

令和7年4月1日から



障害者総合支援法の対象疾病一覧 (376 疾病)

番号	疾病名
183	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
184	脊髄髄膜瘤
185	脊髄性筋萎縮症
186	セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症
187	前眼部形成異常
188	全身性エリテマトーデス
189	全身性強皮症
190	先天異常症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア
192	先天性核上性球麻痺
193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
194	先天性魚鱗癬
195	先天性筋無力症候群
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
197	先天性三尖弁狭窄症
198	先天性腎性尿崩症
199	先天性赤血球形成異常性貧血
200	先天性僧帽弁狭窄症
201	先天性大脳白質形成不全症
202	先天性肺静脈狭窄症
203	先天性風疹症候群 ○
204	先天性副腎低形成症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症
206	先天性ミオパチー
207	先天性無痛無汗症
208	先天性葉酸吸収不全
209	前頭側頭葉変性症
210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）
211	早期ミオクロニー脳症
212	総動脈幹遺残症
213	総排泄腔遺残
214	総排泄腔外反症
215	ソトス症候群
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
217	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
218	大脳皮質基底核変性症
219	大理石骨病
220	ダウン症候群 ○
221	高安静脈炎
222	多系統萎縮症
223	タナトフォリック骨異形成症
224	多発血管炎性肉芽腫症
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○
227	多発性嚢胞腎
228	多脾症候群
229	タンジール病
230	単心室症
231	弾性線維性仮性黄色腫
232	短腸症候群 ○
233	胆道閉鎖症
234	遅発性内リンパ水腫
235	チャージ症候群
236	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
237	中毒性表皮壊死症
238	腸管神経節細胞減少症
239	TRPV 4 異常症
240	TSH 分泌亢進症
241	TNF 受容体関連周期性症候群
242	低ホスファターゼ症
243	天疱瘡
244	特発性拡張型心筋症
245	特発性間質性肺炎
246	特発性基底核石灰化症
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
248	特発性後天性全身性無汗症
249	特発性大腿骨頭壊死症

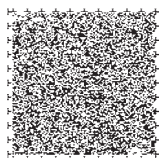
番号	疾病名
250	特発性多中心性キャスルマン病
251	特発性門脈圧亢進症
252	特発性両側性感音難聴
253	突発性難聴 ○
254	ドラベ症候群
255	中條・西村症候群
256	那須・ハコラ病
257	軟骨無形成症
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
259	22q11.2 欠失症候群
260	乳児発症 STING 関連血管炎 ※
261	乳幼児肝巨大血管腫
262	尿素サイクル異常症
263	ヌーナン症候群
264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B 関連腎症
265	ネフロノ癆
266	脳クレアチン欠乏症候群
267	脳髄黄色腫症
268	脳内鉄沈着神経変性症
269	脳表ヘモジデリン沈着症
270	膿疱性乾癬
271	嚢胞性線維症
272	パーキンソン病
273	バージャー病
274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
275	肺動脈性肺高血圧症
276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
277	肺胞低換気症候群
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
279	パッド・キアリ症候群
280	ハンチントン病
281	汎発性特発性骨増殖症 ○
282	P C D H 19 関連症候群
283	P U R A 関連神経発達異常症 ※
284	非ケトーシス型高グリシン血症
285	肥厚性皮膚骨膜炎
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
288	肥大型心筋症
289	左肺動脈右肺動脈起始症
290	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症
291	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症
292	ビッカースタッフ脳幹脳炎
293	非典型型溶血性尿毒症症候群
294	非特異性多発性小腸潰瘍症
295	皮膚筋炎／多発性筋炎
296	びまん性汎細気管支炎 ○
297	肥満低換気症候群 ○
298	表皮水疱症
299	ヒルシュブルング病（全結腸型又は小腸型）
300	VATER 症候群
301	ファイファー症候群
302	ファロー四徴症
303	ファンコニ貧血
304	封入体筋炎
305	フェニルケトン尿症
306	フォンタン術後症候群 ○
307	複合カルボキシラーゼ欠損症
308	副甲状腺機能低下症
309	副腎白質ジストロフィー
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
311	ブラウ症候群
312	プラダー・ウィリ症候群
313	プリオン病
314	プロピオン酸血症
315	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）
316	閉塞性細気管支炎

※新たに対象となる疾病（7 疾病）
△表記が変更された疾病（2 疾病）
○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29 疾病）

番号	疾病名
317	β-ケトチオラーゼ欠損症
318	ペーチェット病
319	ベスレムミオパチー
320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
321	ヘモクロマトーシス ○
322	ペリー病
323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
325	片側巨脳症
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
327	芳香族 L-アミノ酸炭酸酵素欠損症
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
329	ホモシスチン尿症
330	ポルフィリン症
331	マリネスコ・シェーグレン症候群
332	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
335	慢性再発性多発性骨髄炎
336	慢性脾炎 ○
337	慢性特発性偽性腸閉塞症
338	ミオクロニー欠神てんかん
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
340	ミトコンドリア病
341	無虹彩症
342	無脾症候群
343	無βリポタンパク血症
344	メーブルシロップ尿症
345	メチルグルタコン酸尿症
346	メチルマロン酸血症
347	メビウス症候群
348	免疫性血小板減少症 △
349	メンケス病
350	網膜色素変性症
351	もやもや病
352	モワット・ウィルソン症候群
353	薬剤性過敏症症候群 ○
354	ヤング・シンプソン症候群
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
357	4p 欠失症候群
358	ライソゾーム病
359	ラスマッセン脳炎
360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
361	ランドウ・クレフナー症候群
362	リジン尿性蛋白不耐症
363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
364	両大血管右室起始症
365	リンパ管腫症／ゴーハム病
366	リンパ脈管筋腫症
367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
368	ルビンシュタイン・ティビ症候群
369	レーベル遺伝性視神経症
370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
372	レット症候群
373	レノックス・ガストー症候群
374	ロウ症候群 ※
375	ロスムンド・トムソン症候群
376	肋骨異常を伴う先天性側弯症

令和 7 年 4 月 1 日から

一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されていません。



障害者総合支援法等

担当窓口 高齢福祉課 障害福祉課

65歳以上（または40歳から64歳までの公的医療保険に加入している特定疾病者★）で障害のある方の場合、介護保険サービスと障害者総合支援法によるサービスで共通するもの（ホームヘルプ等一部の障害福祉サービス、補装具・日常生活用具の一部）は、原則として介護保険サービスを優先的に利用していただくこととなります。ただし、介護保険にないサービスを受けたい場合や一定の条件を満たした場合など、介護保険を利用していても、障害福祉サービスを利用できる場合がありますので、詳細については各窓口でお問い合わせください。

★特定疾病

①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）	⑨脊柱管狭窄症
②関節リウマチ	⑩早老症
③筋萎縮性側索硬化症	⑪多系統萎縮症
④後縦靱帯骨化症	⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
⑤骨折を伴う骨粗鬆症	⑬脳血管疾患
⑥初老期における認知症	⑭閉塞性動脈硬化症
⑦パーキンソン病関連疾患	⑮慢性閉塞性肺疾患
⑧脊髄小脳変性症	⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

〈介護保険の要支援・要介護認定の手続き〉

介護保険のサービスを利用するには、要介護（要支援）認定を受けてください。

申請は、高齢福祉課・各地域包括支援センターでできます。

～お持ちいただくもの～

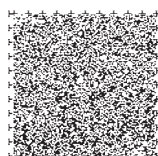
- （1）介護保険被保険者証
- （2）40～64歳の方は医療保険の加入の確認ができるもの（資格確認書等）
- （3）主治医の病院名、診療科目、氏名がわかるもの
- （4）ご家族が申請される場合は、（1）～（3）に加え、申請される方の身分証明書
- （5）成年後見人等が提出される場合は登記証明書の写し（発行から6か月以内のもの）

〈介護保険制度に関する問合せ〉

高齢福祉課 電話 (042) 312-8639 FAX (042) 320-1180

地域包括支援センターとは…地域の高齢者やその家族の方が介護の悩みや疑問、生活上の心配ごとなどを相談できる総合的な相談・支援の窓口です。

名 称	所在地・電話	担当地域
地域包括支援センター もとまち	東元町2-5-17 さわやかプラザもとまち 1階 電話 (042) 401-0035	東元町・西元町・南町
地域包括支援センター こいがくぼ	西恋ヶ窪1-50-1 にんじんホーム 1階 電話 (042) 300-6024	泉町・西恋ヶ窪・東戸倉
地域包括支援センター ほんだ	本多2-3-3 国分寺市商工会館 3階 電話 (042) 300-2339	本町・本多・東恋ヶ窪
地域包括支援センター なみき	並木町3-12-2 至誠ホームミンナ 1階 電話 (042) 300-3702	富士本・新町・並木町・北町
地域包括支援センター ひよし	日吉町4-32-6 うれしのの里 1階 電話 (042) 300-1405	戸倉・日吉町・内藤
地域包括支援センター ひかり	光町3-13-34 国分寺ひかり診療所 3階 電話 (042) 573-4058	光町・高木町・西町



4. 日常生活の支援

補装具等

補装具

身

難

担当窓口 障害福祉課生活支援係

身体上の機能を補って日常生活や社会生活をしやすいするため、補装具を必要とする身体障害者等に対し、購入または修理にかかる費用を支給します。

〈対象〉

身体障害者手帳の交付を受けた方及び難病患者等で、補装具が真に必要と認められる方。支給の適否について、東京都心身障害者福祉センター等による判定などが必要となります。

また、医師の意見書（指定の様式あり）の提出をお願いすることがありますので、事前にご相談ください。

※介護保険対象者は、介護保険制度による福祉用具の交付（貸与等）が優先されます。（介護保険の福祉用具では対応できない場合は、障害福祉の補装具制度を利用することができます。）

労災保険などによる義肢・装具の交付

労働者災害補償保険受給者においても、義肢・装具の交付が受けられる場合があります。また、治療用装具として、医師に認められた場合は、健康保険が適用されます。いずれの場合も、補装具の制度より優先されます。

詳しくは労働基準監督署・各健康保険組合へお問い合わせください。

〈費用〉

原則として費用の1割が利用者負担となります。（生活保護及び区市町村民税非課税世帯は無料）ただし、世帯の収入状況により月額負担上限額が設定されます。

世帯区分	世帯収入の状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0円
一般	区市町村民税課税世帯	37,200円

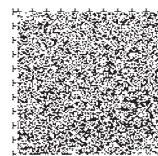
※世帯の範囲は、対象者が18歳以上の場合は「本人及び配偶者」、18歳未満の場合は原則として「本人と父母及び住民票上の世帯全員」です。

※障害者本人又はその配偶者の区市町村民税所得割が46万円以上の場合は、支給対象外となります。

※各補装具ごとに定められた基準額を超えた部分については、利用者負担となります。

※18歳未満の方は、令和6年4月1日より所得制限がなくなりました。

※障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等に関わる利用者負担と補装具の利用者負担の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。（31ページ参照）



日常生活の支援

種目一覧

障害種別	種 目
視覚	盲人安全つえ、義眼、メガネ、コンタクトレンズ
聴覚	補聴器
肢体	義手、義足、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置
肢体（18歳未満のみ）	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

※一部種目については借受け制度があります。

中等度難聴児補聴器購入費助成事業



担当窓口 障害福祉課生活支援係

身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない18歳未満の中等度の難聴児の方に、補聴器（ワイヤレスマイク、受信機、オーディオシューも対象）購入費の一部または全部を補助します。利用を希望される方は、補聴器の購入前に市指定の様式による意見書等を添えて、申請が必要です。

〈対 象〉以下のいずれにも該当する方

- （1）国分寺市内在住で18歳未満の児童
- （2）両耳の聴力レベルがおおむね30dB以上で身体障害者手帳（聴覚障害）の対象となる聴力でないこと。
- （3）補聴器の装用により、言語の習得等、一定の効果が期待できると医師が判断すること。

〈費 用〉

補聴器の購入費用と基準額を比較して少ない方の1割（生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料）

日常生活用具の給付



担当窓口 障害福祉課生活支援係

障害のある方が日常生活を営む上で必要な日常生活用具の給付（貸与）をしています。

〈対象・種目〉「日常生活用具の給付 種類等一覧表」（39～45ページ）をご参照ください。

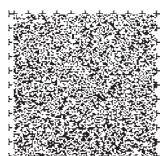
※介護保険対象者は、介護保険制度による福祉用具の交付（貸与等）が優先されます。

〈給付制限〉次の方は原則として、給付を受けられません。

- ・病院へ入院または施設へ入所している方
※給付種目のうち「ストマ用装具」「紙おむつ」「頭部保護帽」は、入院中または施設入所中であっても給付対象となります。
- ・給付用具をすでに所有されている方
- ・借家等に居住している方で、その家屋の所有者から給付用具の設置につき承諾が得られない方

※障害者本人および配偶者のいずれかの方の市民税所得割が46万円以上の場合は日常生活用具の給付・貸与の対象となりません。

※18歳未満の方は、令和6年10月1日より所得制限がなくなりました。



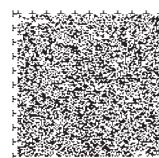
〈費 用〉世帯の所得状況に応じて、一部利用者負担があります。
(生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料)

日常生活用具の給付 種類等一覧表

	種 目	障害名等	年 齢	対 象 者	耐用年数	限度額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	肢体不自由 難病等	学齢児以上	・ 下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方 ・ 難病患者等で寝たきりの状態にある方	8年	162,800円
	特殊マット	知的障害 肢体不自由 難病等	① 3歳以上 ② 3歳以上 18歳未満 ③ 18歳以上 ④ 3歳以上	① 知的障害者（児）であって、障害の程度が最重度又は重度の方 ② 下肢又は体幹機能の障害の程度が1級又は2級の方 ③ 下肢又は体幹機能障害の程度が1級の方（常時介護を要する方に限る。） ④ 難病患者等で寝たきりの状態にある方	5年	19,600円
	特殊尿器	肢体不自由 難病等	学齢児以上	・ 下肢又は体幹機能障害の程度が1級の方（常時介護を要する方に限る。） ・ 難病患者等で自力で排尿できない方	5年	60,000円
	浴槽 (湯沸器を含む。)	肢体不自由	学齢児以上	下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方	8年	50,200円
	入浴担架		3歳以上	下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方 (入浴に介助を要する方に限る。)	5年	洋式 82,400円 和式 133,900円
	体位変換器	肢体不自由 難病等	学齢児以上	・ 下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方（下着交換等に介護を必要とする方に限る。） ・ 難病患者等で寝たきりの状態にある方	5年	15,000円
	移動用リフト	肢体不自由 難病等	3歳以上	・ 下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方 ・ 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある方	4年	257,500円

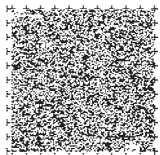


日常生活の支援





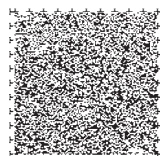
	種 目	障害名等	年 齢	対 象 者	耐用年数	限度額
介護・訓練支援用具	訓練いす	肢体不自由	3歳以上 18歳未満	下肢又は体幹機能障害の程度が 1級又は2級の方	8年	33,100円
	訓練用ベッド	肢体不自由 難病等	3歳以上 18歳未満	・下肢又は体幹機能障害の程度 が1級又は2級の方 ・難病患者等で下肢又は体幹機 能に障害のある方	5年	162,800円
	入浴補助用具		3歳以上	・下肢又は体幹機能障害を有 し、入浴に介助を必要とする 方 ・難病患者等で入浴に介助を要 する方	8年	90,000円
	便器		学齢児以上	・下肢又は体幹機能障害の程度 が1級又は2級の方 ・難病患者等で常時介護を要す る方	8年	16,500円
自立生活支援用具	T字杖・ 棒状の杖	平衡 肢体不自由 難病等	3歳以上	・平衡機能又は肢体若しくは体 幹機能障害を有し、T字杖又は 棒状の杖を携帯しなくては移 動が困難となる方 ・内部障害者（児）であって、医 師によりT字杖又は棒状の杖の 携帯が必要と認められたもの ・難病患者等でT字杖又は棒状 の杖を携帯しなくては移動が 困難となるもの	3年	3,000円
	歩行支援用具 (移動・移乗 支援用具)	平衡 肢体不自由 難病等	3歳以上	・平衡機能又は下肢若しくは体 幹機能障害を有し、家庭内の 移動等において介助を必要と する方 ・難病患者等で下肢が不自由な 方	8年	60,000円
	頭部保護帽	肢体不自由 知的 精神		(1) 平衡機能又は下肢若しく は体幹機能障害を有し、 頻繁に転倒する方 (2) 知的障害者（児）で障害 の程度が最重度又は重度 の方で、てんかんの発作 等により頻繁に転倒する 方 (3) 精神障害者（児）で、て んかんの発作等により頻 繁に転倒する方	3年	オーダー メイド A 15,656円 B 37,852円 レディ メイド A 12,524円 B 30,282円



	種 目	障害名等	年 齢	対 象 者	耐用年数	限度額
自立生活支援用具	特殊便器	肢体不自由 知的 難病等	学齡児以上	・上肢障害の程度が1級又は2級の方 ・知的障害者（児）であって、障害の程度が最重度又は重度の自ら排便の処理が困難な方 ・難病患者等で上肢機能に障害のある方	8年	50,000円
	火災警報器	身体障害全般 知的		・身体障害の程度が1級又は2級の方 ・知的障害者（児）であって、障害の程度が最重度又は重度の方 ※火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	8年	31,000円
	自動 消火装置	身体障害全般 知的 難病等		・身体障害の程度が1級又は2級の方 ・知的障害者（児）であって、障害の程度が最重度又は重度の方 ・難病患者等 ※火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	8年	28,700円
	ガス安全 システム	肢体不自由 音声・言語	18歳以上	・下肢又は体幹機能障害の程度が1級の方（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。） ・咽頭摘出等により嗅覚機能を喪失した方（咽いん頭摘出等により嗅覚機能を喪失した方のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	8年	42,200円
	電磁調理器	肢体不自由 視覚 知的	18歳以上	・上肢障害の程度が1級又は2級の方 ・下肢又は体幹機能障害の程度が1級の方 ・視覚障害の程度が1級又は2級の方 ※身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。 ・知的障害者であって、障害の程度が最重度又は重度の方	6年	41,000円

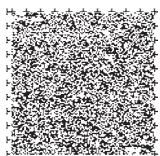


日常生活の支援





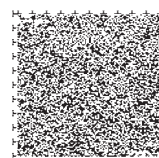
	種 目	障害名等	年 齢	対 象 者	耐用年数	限度額
自立生活支援用具	歩行時間延長 信号機用小型 送信機 (音響案内装置)	視覚	学齢児以上	視覚障害の程度が1級又は2級の方（2級の方は送信機のみに限る。）	10年	51,000円
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚	18歳以上	聴覚障害の程度が2級の方（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。）	10年	87,400円
	フラッシュ ベル	聴覚 音声・言語	学齢児以上	聴覚又は音声若しくは言語機能障害の程度が3級以上の方	10年	12,400円
在宅療養等支援用具	透析液 加温器	じん臓	3歳以上	人工透析を必要とする方（自己連続携帯式腹膜かん流法による透析療法を行う方に限る。）	5年	72,100円
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器 難病等	(原則) 学齢児以上	・呼吸器機能障害の程度が3級以上である方又は医師により使用が必要と認められる方 - ただし、学齢未満の障害児であっても、将来にわたって障害の軽度化が認められず、かつ、使用時の安全性が確保されているときは、対象者とする ・難病患者等で呼吸器機能に障害のある方 - ただし、学齢未満の難病患者等であっても将来にわたって病状の軽度化が認められず、かつ、使用時の安全性が確保されているときは、対象者とする	5年	36,000円
	電気式 たん吸引器	呼吸器 難病等	(原則) 学齢児以上	・呼吸器機能障害の程度が3級以上である方又は医師により使用が必要と認められる方。 - ただし、学齢未満の障害児であっても、将来にわたって障害の軽度化が認められず、かつ、使用時の安全性が確保されているときは、対象者とする。 ・難病患者等で呼吸器機能に障害のある方 - ただし、学齢未満の難病患者等であっても将来にわたって病状の軽度化が認められず、かつ、使用時の安全性が確保されているときは、対象者とする	5年	56,400円



	種 目	障害名等	年 齢	対 象 者	耐用年数	限度額
在宅療養等支援用具	空気清浄器	呼吸器	18歳以上	呼吸器機能障害の程度が3級以上の方	6年	20,000円
	酸素ボンベ 運搬車		18歳以上	呼吸器機能障害の程度が3級以上の方（医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている方）	10年	17,000円
	音声式 体温計	視覚	学齢児以上	視覚障害の程度が1級又は2級の方（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	5年	9,000円
	盲人用 体重計		18歳以上	視覚障害の程度が1級又は2級の方（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	5年	18,000円
	ルーム クーラー	肢体不自由	18歳以上	頸髄損傷等により体温調節機能を喪失した方（医師により体温調節機能を喪失した方と認められた方に限る。）	6年	100,000円
	動脈血中酸素 飽和度測定器	難病等		難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な方	5年	157,500円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話 補助装置	音声・言語 肢体不自由	学齢児以上	音声言語機能障害又は肢体不自由者（児）で発声・発語に著しく障害を有すると医師が判断した方	5年	285,000円
	情報・通信 支援用具	視覚 肢体不自由	学齢児以上	視覚障害者1級若しくは2級又は上肢機能障害の1級若しくは2級の方	6年	70,000円
	点字ディス プレイ	視覚	18歳以上	視覚障害2級以上の身体障害者であって、市長が必要と認める方	6年	383,500円



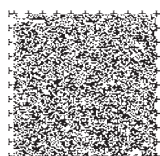
日常生活の支援





情報・意思疎通支援用具

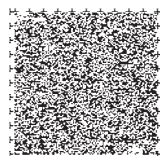
種 目	障害名等	年 齢	対 象 者	耐用年数	限度額
点字器	視覚	学齢児以上	視覚障害 6 級以上の身体障害者であって、市長が必要と認める方	5 年	標準型 A 10,712円 B 6,798円 携帯用 A 7,418円 B 1,699円
点字タイプライター	視覚		視覚障害の程度が 1 級又は 2 級の方（本人が就労若しくは就学している又は就労が見込まれている方に限る。）	5 年	63,100円
ポータブルレコーダー		学齢児以上	視覚障害に係る程度が 1 級又は 2 級の方	6 年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円
視覚障害者用情報認識装置	視覚	学齢児以上	視覚障害の程度が 1 級又は 2 級の方	6 年	99,800円
視覚障害者用拡大読書器		学齢児以上	視覚障害者（児）であって、この装置により文字等を読むことが可能になる方	8 年	198,000円
時計		18歳以上	視覚障害の程度が 1 級又は 2 級の方（音声時計については、手指の触覚に障害がある等のため触読式の使用が困難な方に限る。）	10年	音声式 13,300円 触読式 10,300円
聴覚障害者用通信装置	聴覚 音声・言語	学齢児以上	聴覚又は音声若しくは言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	5 年	30,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚		聴覚障害者（児）であって、テレビの視聴に必要と認められる方	6 年	88,900円
会議用拡聴器		学齢児以上	聴覚障害の程度が 4 級以上の方	6 年	38,200円
携帯用信号装置	聴覚 音声・言語	学齢児以上	聴覚又は音声若しくは言語機能障害の程度が 3 級以上の方	6 年	20,200円



	種 目	障害名等	年 齢	対 象 者	耐用年数	限度額
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭	音声・言語		音声・言語機能障害者（児）で、喉頭を摘出し、人工喉頭を必要とする方	電動式5年 笛式4年 気管 カニューレ付4年	電動式 72,205円 笛式 5,150円 気管 カニューレ付き 8,343円
	埋込型用人工鼻	音声・言語		音声・言語機能障害を有し、喉頭摘出により常時埋込型の人工喉頭を使用する方		20,000円／月
	福祉電話（貸与）	聴覚	18歳以上	難聴者又は外出困難な方（2級以上の方に限る。）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる方（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、前年度の市町村民税が非課税の世帯に限る。）		
排泄管理支援用具	ストマ装具（ストマ用具・洗腸用品）	直腸 ぼうこう 小腸		ストマ装具を使用していると医師が判断した方		消化器系 8,858円／月 尿路系 11,639円／月
	紙おむつ	肢体不自由	3歳以上	- 診断書により脳性まひ等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難で紙おむつが必要であると証明でき、調査書により紙おむつでなければ対応できないことが確認できる方 - 排便機能又は排尿機能障害を有し、医師の診断により、二分脊椎であり、紙おむつでなければ対応できないことが確認できる方		12,000円／月
	収尿器	肢体不自由 ぼうこう		肢体不自由又はぼうこう機能障害により収尿器を必要とする方	1年	7,700円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	肢体不自由 難病等	学齢児以上 65歳未満	- 下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の方及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者。ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害の程度が1級又は2級の方に限る。 - 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある方	1回を限度とする	200,000円



日常生活の支援



各種サービス

日中一時支援（日中時間預かり）事業

身 知 精

担当窓口 障害福祉課生活支援係

居宅において介護者が疾病や一時的な休息等により、65歳未満の身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の介護を行うことができない場合に、日中の時間、障害者支援施設等に入所することができる制度です。

〈利用できない方〉

- (1) 感染性の疾患を有している方
- (2) 利用にあたり特別な技術や設備を必要とする方
- (3) 医療的介護または治療を必要とする方（一定の要件により、利用可能な場合があります）
- (4) 他の介護人派遣制度を受けており、その介護人が一時的に派遣されないために日中一時支援（日中時間預かり）を利用希望される方

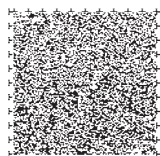
〈利用時間〉1年度288時間を限度に利用できます。ただし、年度途中での申請ですと、1月につき24時間を控除した時間となります。

また、利用可能な時間帯は、午前9時から午後9時までです。各事業所により異なる場合がありますので、ご利用の際には直接事業所にお問い合わせください。

〈利用者料金〉1時間 180円（※生活保護および市民税非課税世帯は無料。食材費等は、実費負担）

〈日中一時支援（日中時間預かり）事業者一覧〉

事業所名	住 所	電 話	FAX
社会福祉法人万葉の里 障害者センター（えんじゅ）	泉町2-3-8	(042) 321-1226	(042) 321-1207
社会福祉法人 AnnBee	西元町3-6-14	(042) 316-8523	(042) 316-8553
特定非営利活動法人 ワーカーズ風ぐるま	泉町3-33-16 西国分寺ハイツ101	(042) 300-3663	(042) 300-3663
特定非営利活動法人 学びの広場	南町2-11-14 トミービル2階	(042) 322-7160	(042) 322-7160
社会福祉法人 けやきの杜 ライフネット	東恋ヶ窪5-2-2 シティハイツ51 1階	(042) 322-4424	(042) 322-4426
特定非営利活動法人 ひょうたん島すいへいせん	本多4-15-8	(042) 359-4767 (090) 3009-4173	(042) 359-4767



障害者等緊急入所保護

身

知

精

担当窓口 障害福祉課生活支援係

在宅の障害者等を介護している保護者が疾病等により、家庭で介護ができなくなった場合に、障害のある方を一時的に施設で緊急入所保護します。

重度身体障害者等救急通報システム

身

難

担当窓口 障害福祉課生活支援係 高齢福祉課

18歳以上65歳未満のひとり暮らし等の重度身体障害者または難病患者が、家庭内で病気等の緊急事態に陥ったとき、貸与された通報機器で東京消防庁に通報し、近隣ボランティア中心の地域協力体制により、速やかな援助を行います。ただし、所得に応じて費用負担があります。

※65歳以上の方は対象要件などが異なりますので、高齢福祉課にお問い合わせください。

〈問 合 せ〉 障害福祉課 電話 (042) 312-8631 FAX (042) 324-6831
高齢福祉課 電話 (042) 312-8637 FAX (042) 320-1180

重度心身障害者住宅火災通報システム

身

知

担当窓口 障害福祉課生活支援係

18歳以上65歳未満のひとり暮らし等の重度身体障害者（救急通報システム利用者に限る）、または重度知的障害者が、火災による緊急事態に陥ったとき、給付または貸与された通報機器で東京消防庁に通報し、近隣のボランティア等緊急通報員の援助を得て、救助等を行います。ただし、所得に応じて費用負担があります。

身体障害者福祉電話通話料助成

身

担当窓口 障害福祉課生活支援係

重度身体障害者（児）日常生活用具等で電話の貸与を受けている方に、基本料金及び80度数分の通話料金を助成します。

重度身体障害者（児）訪問入浴サービス

身

担当窓口 障害福祉課生活支援係

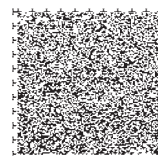
ご家庭で入浴することが困難な寝たきり等の重度身体障害者（児）に対し、定期的に巡回入浴車がお宅へ訪問し、部屋の中に浴槽を持ち込み、専門スタッフが入浴の介護を行います。

〈対 象〉 重度身体障害者（児）で寝たきり等のため入浴が困難な65歳未満で、身体障害者手帳1級・2級の方。

〈費 用〉 無料（ただし、巡回入浴においては、水道・電気はご家庭のものを使用します。）

〈回 数〉 週1回まで（7月～9月は週2回まで）

※介護保険、特定疾病に該当する方は介護保険サービスをご利用ください。



日常生活の支援

寝具乾燥サービス



担当窓口 障害福祉課生活支援係 高齢福祉課

寝たきり等の身体障害者の寝具を乾燥消毒・丸洗いします。

※65歳以上の方は対象要件等が異なりますので、高齢福祉課にお問い合わせください。

〈対 象〉身体障害者手帳1級・2級で前年の住民税が非課税世帯の方

※ただし、ヘルパー派遣を受けている方は対象にはなりません。

〈内 容〉身体的な理由等により寝具の自然乾燥等が困難な状態にある障害者のみの世帯等に対して月1回寝具乾燥を行います。

〈費 用〉無料

〈問 合 せ〉障害福祉課 電話 (042) 312-8631 FAX (042) 324-6831

高齢福祉課 電話 (042) 312-8637 FAX (042) 320-1180



日常生活の支援

理容・美容券の支給



担当窓口 障害福祉課生活支援係 高齢福祉課

在宅で生活する身体障害者（児）（1級・2級）または知的障害者（児）（1度・2度）の方に理容・美容券（無料券）を年1回4枚支給します。

※新規支給には、障害福祉課への申請が必要となります。

※介護保険制度で要介護3～5に認定された方は、無料券ではなく、「訪問理・美容券」の対象となります。

訪問理・美容券については、高齢福祉課にお問い合わせください。

〈問 合 せ〉障害福祉課 電話 (042) 312-8631 FAX (042) 324-6831

高齢福祉課 電話 (042) 312-8637 FAX (042) 320-1180

重度脳性麻痺者介護事業



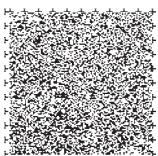
担当窓口 障害福祉課生活支援係

単独で屋外活動をすることが困難な、重度脳性麻痺者の方の家族による介護に対して手当を支給します。

〈介護対象者〉国分寺市内に住所がある20歳以上の重度の脳性麻痺者で、原則として次のいずれにも該当する方

- (1) 身体障害者手帳1級の方
- (2) 単独で屋外活動をすることが困難な方
- (3) 障害者総合支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）を受けていないとき
- (4) 介護保険法に基づく訪問介護を受けていないとき

〈介 護 人〉対象者自身の推薦する家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者に限る）であり、本市の職員としての身分を有しない方



〈支 給 額〉1回1日単位で月12回以内（6,560円/回）

〈申請方法〉次のものをお持ちになって、障害福祉課へ申請してください。

- (1) 介護人派遣対象資格認定登録申請書（様式は障害福祉課にあります）

- (2) 介護人推薦書（様式は障害福祉課にあります）
- (3) 介護人同意書（様式は障害福祉課にあります）
- (4) 身体障害者手帳
- (5) 通帳等の振込口座のわかるもの（ただし介護人名義に限る）
- (6) 印鑑（認印も可）

※詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

〈問 合 せ〉 障害福祉課 電話 (042) 312-8631 FAX (042) 324-6831

車いすの貸し出し 身

障害のある方やけがなどで一時的に必要な方に、無料で車いすを貸し出しています。貸出期間は、最長1か月以内です。また、2週間以内であれば市内の車いすステーションでも貸し出します。

〈問 合 せ〉 社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会 ボランティア活動センターこくぶんじ
電話 (042) 300-6363 FAX (042) 300-6365



日常生活の支援

重度障害者等就労支援事業 身 知 精 難

担当窓口 障害福祉課事業推進係

重度障害者等が就労する場合に通勤の支援や職場での身体介護などの支援を行います。

〈対 象〉

重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を国分寺市から受けている方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 民間企業に雇用されている方で、1週間の所定労働時間が10時間以上の方又は週所定労働時間が10時間に満たない方のうち、当該年度末までに当該民間企業が週所定労働時間を10時間以上に引き上げることが支援計画書により確認できる方
- (2) 自営業者等で、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれる方

〈内 容〉

文書の作成・朗読、機器の操作・入力、喀痰吸引、排泄、姿勢の調整等の職場介助や通勤支援

〈費 用〉

サービス提供に要した費用の1割が利用者負担となります。

利用者負担には、所得に応じた負担上限額が設定されています。所得区分ごとの利用者負担額は30ページに記載のとおりです。

重度心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業 身 難

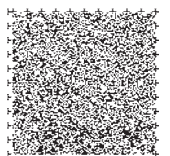
担当窓口

障害福祉課相談支援係

医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)又は医療的ケア児を介護する同居の家族等の代わりに、医療的ケア及び療養上の行為を行う看護師等を自宅に派遣します。

〈費 用〉 所得に応じた費用負担があります。

〈回 数〉 1回2時間から4時間（30分単位）。1年度当たり144時間まで。



情報の支援

よみよむサービス（対面朗読者派遣事業）



視覚障害者の方を対象に対面朗読者を派遣し、公的な文書、手紙、本などを読む支援を実施しています。

〈問 合 せ〉地域活動支援センターつばさ

電話 (042) 321-1136 FAX (042) 321-1207

市立図書館



担当窓口 図書館課

身体や視覚などに障害があり、図書館の利用に不自由のある方へ次のようなサービスを行っています。

（1）資料の貸出

デイジー図書・マルチメディアデイジー図書・声の図書（朗読カセットテープ）・点字図書を所蔵しています。これらの資料や一般図書も、合わせて12タイトルまで1か月借りられます。デイジー図書の再生機の貸出しもしています。市内に所蔵していないものは、サピエ図書館（約13万点）などからも提供できます。

（2）対面朗読サービス（ご希望の本などを対面でお読みします。）

〈対 象〉視力に障害のある方および読書困難な方など。※予約制です。

（3）無料郵送貸出サービス

〈対 象〉身体が不自由などのため、図書館に来館できない方

〈内 容〉ご希望の本やデイジー図書・声の図書などを郵送で貸し出します。（無料）

（4）大活字本・筆談器・拡大読書器

各図書館では、大活字本（活字が通常より大きい図書）・筆談器を用意しています。

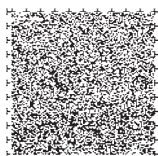
また、光図書館・本多図書館・もとまち図書館では、拡大読書器がご利用いただけます。

（5）電子図書館

図書館に来館できない方でも利用できる電子図書館も開設しています。詳しくは図書館のホームページまたはお近くの図書館にお問い合わせください。

市立図書館一覧

名 称	所 在 地	電 話	FAX
本多図書館	本多1-7-1	(042) 324-2022	(042) 322-8202
本多図書館市役所分館	泉町2-2-18(市役所1階)	(042) 312-8711	(042) 312-8711
恋ヶ窪図書館	西恋ヶ窪4-12-8	(042) 324-1927	(042) 327-9412
光図書館	光町3-13-19	(042) 576-5907	(042) 571-1470
もとまち図書館	東元町2-3-13	(042) 325-4222	(042) 327-9413
並木図書館	並木町2-12-3	(042) 321-9972	(042) 327-9331



<https://library.kokubunji.ed.jp/>

●視覚障害等、文字の認識に障害のある方へ

- ①録音資料の作成・貸出、点訳図書の貸出、対面音訳を行っています。都立中央図書館ではオンラインによる音訳サービスも行っています。利用には登録が必要です。詳しくは、下記「視覚障害者サービス担当」までお問い合わせください。
- ②拡大読書器を備えています。大活字本、拡大写本も所蔵しています。利用を希望される方は、「相談」カウンターまでお申し出ください。

●聴覚障害、言語障害のある方のために

電話やカウンターでの質問が困難な方に資料や情報を提供するレファレンスサービスを行っています。FAXのご利用は都内在住・在勤・通学の方で、事前に登録された方に限ります。メールでのご利用は、都内在住・在勤・通学の方であればどなたでもご利用になれます。

詳しくは、下記「事前登録」へお問い合わせください。

〈問 合 せ〉都立多摩図書館

〒185-8520 国分寺市泉町2-2-26 電話 (042) 359-4020

視覚障害者サービス担当 電話 (042) 359-4104

事前登録 電話 (03) 3442-8451 FAX (03) 3442-9500

東京都立図書館 障害のある方へ ホームページ

<https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/assist/>

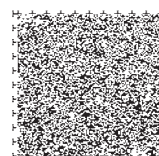


日常生活の支援

点字図書館では、点字図書・録音図書の作成・貸し出しを行っています。
図書館により事業内容、利用方法が異なりますので、直接お問い合わせください。

〈問 合 せ〉

日本点字図書館	〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4 電話 (03) 3209-0241 FAX (03) 3204-5641 視覚障害者用図書レファレンスサービスをご利用になる方は、 上記への問合せに加えて、下記メールでもお問い合わせ頂けます。 reference@nittento.or.jp (レファレンス担当) https://www.nittento.or.jp	
東京ヘレン・ケラー協会 点字図書館	〒169-0072 新宿区大久保3-14-20 電話 (03) 3200-0987 FAX (03) 3200-0982 https://thka.jp/toshokan	
日本視覚障害者団体連合 点字図書館	〒169-8664 新宿区西早稲田2-18-2 電話 (03) 3200-6160 FAX (03) 3200-7755 http://nichimou.org/morebooks/borrow/	



視覚障害者日常生活点訳等サービス

身

都内在住・在勤の視覚障害のある方に、図書館または点字図書館で取り扱わない文書（手紙、パンフレットなど）を含む各種文書等の点訳、墨訳、対面朗読、ファクシミリ朗読サービスを行っています。

ご利用の際には、あらかじめ電話等で利用日時を予約してください。

〈費用〉無料。ただし、対面朗読サービスで録音を希望する方は、CDなどのデジタル録音メディアをご持参ください。

〈問合せ〉東京都障害者福祉会館 〒108-0014 港区芝5-18-2
電話 (03) 3455-6321 FAX (03) 3453-6550



声の広報

身

担当窓口 市政戦略室

市内在住で、視覚障害があり、身体障害者手帳をお持ちで希望される方へ、市の広報発行物を吹き込んだCDを郵送しています。

ご希望の方は申請が必要となりますので、詳しくは市政戦略室へお問合せください。

〈費用〉無料。ただし、利用には「CDプレーヤー（MP3対応機器のもの）」・「パソコン」・「Daisy図書再生機」など、CDを再生できるものが必要です。

〈対象の広報発行物〉声の市報こくぶんじ・声の市議会だより・声のけやきの樹（公民館だより）・声のしろばら（選挙啓発広報誌）など

〈問合せ〉市政戦略室
電話 (042) 312-8699 FAX (042) 325-1380（代表）

点字即時情報ネットワーク事業

身

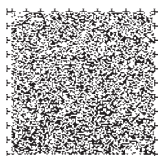
月曜日から金曜日の間、新聞記事や福祉情報等を点字紙にして、都内在住の視覚障害者へ配布しています。メール版や電話ナビゲーションにより、音声での提供もしています。

〈問合せ〉公益社団法人 東京都盲人福祉協会
〒169-0075新宿区高田馬場1-9-23東京都盲人福祉センター内
電話 (03) 3208-9001 FAX (03) 3208-9005
電話ナビゲーションサービス専用 (0570) 021-802

点字録音刊行物作成配布事業

身

都内在住で、身体障害者手帳を所持する視覚障害のある方が、社会生活を営む上で必要とする情報、知識を原則として都政刊行物の中から選定、毎月1点、点字版またはテープ版を配布します。



〈問合せ〉公益社団法人 東京都盲人福祉協会
電話 (03) 3208-9001 FAX (03) 3208-9005

聴覚障害者用コミュニケーション機器の貸出



聴覚障害の方が円滑な意思疎通を図ったり、社会活動についての知識の習得のために必要なとき、コミュニケーション機器をお貸しします。

〈対 象〉都内在住で身体障害者手帳を所有の聴覚障害者およびその保護者、都内の聴覚障害者団体など

〈貸出機器〉①オーバーヘッドプロジェクター ②磁気ループ ③ビデオプロジェクター

〈費 用〉無料。ただし、期間は10日間。

〈問 合 せ〉東京手話通訳等派遣センター

〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5階

電話 (03) 3352-3335 FAX (03) 3354-6868

住宅

住宅設備改善費の給付



担当窓口 障害福祉課生活支援係
高齢福祉課



日常生活の支援

重度の肢体不自由の方または難病患者等の方の日常生活を容易にするため、現在お住まいの住宅を改善するための費用を給付します。ただし、対象となる障害者の方が入院中または施設入所中の場合は、原則として給付できません。また、住宅の新築時に給付できるのは、屋内移動設備の費用だけです。

住宅設備改善費の給付を受けるには、障害の種類・部位および程度の制限と、世帯の所得に応じて自己負担金（原則一割負担）があります。

※ただし、障害者本人又はその配偶者が、一定所得以上の場合は、住宅設備改善費の給付の対象外となります。

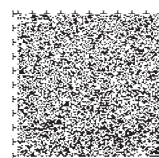
◆一定所得以上の場合とは、

市民税所得割額が、46万円以上の場合です。

※種目は変更されることがあります。

種 目	対 象 者	限度額
中規模 住宅改修	①下肢または体幹に係る障害の程度が2級以上の方 ②補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 ③難病患者等で下肢または体幹に係る障害のある方 上記の①～③に該当する学齢児以上65歳未満の方で障害者等日常生活用具給付事業実施規則における居宅生活動作補助用具の給付を受けてもなお住宅設備の改修が必要と認められる方	641,000円
屋内移動 設備	①学齢児以上で、上肢、下肢または体幹機能障害を有し、歩行ができない状態で、かつ障害の程度が1級の方 ②補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者および難病患者等	機器本体 979,000円 設置費 353,000円

※介護保険制度対象者は、給付対象とならない場合があります。要介護、要支援と認定された方、65歳以上で介護保険非該当と認定された方は高齢福祉課にお問い合わせください。



〈問 合 せ〉 障害福祉課 電話 (042) 312-8631 FAX (042) 324-6831
高齡福祉課 電話 (042) 312-8637 FAX (042) 320-1180

住宅保証制度

身 知

担当窓口 障害福祉課生活支援係 高齡福祉課

住宅の取り壊し等により住宅に困っている方で、保証人がいないために住宅の賃貸契約をすることができない方のために市が保証人になります。

市内に1年以上住所があり、同世帯以外に2親等以内の親族や保証人となるべき知人等がない世帯で、身体障害者手帳4級以上または愛の手帳3度以上の方のいる世帯が対象です。

※65歳以上の高齢者の方にも同様の制度がありますので、詳しくは高齡福祉課にお問い合わせください。

〈問 合 せ〉 障害福祉課 電話 (042) 312-8631 FAX (042) 324-6831
高齡福祉課 電話 (042) 312-8637 FAX (042) 320-1180



日常生活の支援

民間賃貸住宅斡旋制度

身 知

担当窓口 障害福祉課生活支援係 高齡福祉課

民間の賃貸住宅に居住し、取り壊し等により住宅に困窮している方で、なんらかの理由により自分では住宅を探すことができない方のために、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会国分寺国立支部の協力を得て、市内の民間賃貸住宅をあっせんします。

市内に1年以上住所があり、身体障害者手帳4級以上または愛の手帳3度以上の方のいる世帯で、保証人が得られ、家賃を納入できる見込みのある世帯が対象です。

※65歳以上の高齢者の方にも同様の制度がありますので、詳しくは高齡福祉課にお問い合わせください。

〈問 合 せ〉 障害福祉課 電話 (042) 312-8631 FAX (042) 324-6831
高齡福祉課 電話 (042) 312-8637 FAX (042) 320-1180

都営住宅の優遇制度

身 知 精 難

都営住宅申し込み資格があることが必要となりますが、障害者世帯などのかたには、一般の申込者よりも当せん確率の高くなる優遇抽せんによる募集などがあります。

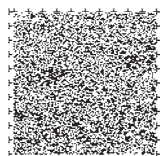
〈問 合 せ〉
東京都住宅供給公社 (JKK) 都営住宅募集センター
電話 (03) 3498-8894

都営住宅使用料の特別減額

身 知 精 難

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級または常時介護を必要とする難病医療費助成の対象疾病に罹患している方が同居する世帯の規定使用料が2分の1に減額されます。

※ただし、所得制限があります。



障害者グループホーム等の家賃助成

身 知 難

担当窓口 障害福祉課事業推進係

障害者グループホームを利用している方で所得が一定の額以内の方に対し、家賃の一部を助成します。

〈対 象〉

東京都が指定する滞在型の障害者グループホームに入居している身体障害者、知的障害者、難病等患者

〈内 容〉

障害者グループホームを利用している方からの申請により、一定の収入要件を満たした場合に、その収入によって家賃助成額を決定します。なお、障害者総合支援法に基づく「グループホーム利用者への家賃助成」（31ページ参照）を受けられる方は、下記の表の区分による家賃助成額からその額を差し引いて助成します。

〈助 成 額〉

区 分	利用者の所得額	家賃助成額
区分1	月額73,000円未満	月額24,000円
区分2	月額73,000円以上97,000円未満	月額12,000円
区分3	月額97,000円以上	助成の対象外

※実際の家賃額が、該当する助成額に満たない場合は、当該家賃の額を助成します。

※表に示す家賃助成額には、特定障害者特別給付費として支給される10,000円が含まれていません。

その他

手話通訳者・要約筆記者の派遣

身

担当窓口 障害福祉課生活支援係

聴覚や言語機能などに障害のある方が、市の主催行事およびそれに準ずる催しなどに参加するとき、または障害のない方との意思疎通を円滑にするために、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

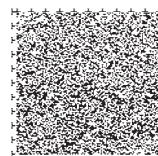
ご利用にあたっては、事前に登録の申し込みが必要です。詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。

〈対 象〉

- ①市内在住で、聴覚または音声・言語機能障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者の方
- ②上記の方を主な構成員とする市内の団体

〈派遣時間〉原則として午前9時～午後9時（1回の派遣につき、5時間が限度）

〈費 用〉無料



日常生活の支援

手話通訳者の配置



担当窓口 障害福祉課生活支援係

手話通訳者を必要とする方が各種申請や手続きなどを行う際の支援のため、国分寺市役所に手話通訳者を配置しています。

〈対 象〉市役所で手話通訳を必要とする方

※手話通訳者が配置されている日時や利用方法など、詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

電話リレーサービス



聴覚や発話に困難がある方とそれ以外の方を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することで、24時間365日、双方向につなぐ公共サービスです。

メールやFAXと違いリアルタイムにつながるので、仕事のやりとり・病院への連絡・家族や友人との会話などに役立ちます。緊急通報にも対応しています。

〈対 象〉どなたでも利用できます。聴覚や発話に困難がある方は事前に利用登録が必要です。

〈必要なもの〉インターネットにつながるスマートフォン・タブレット・パソコン

〈問 合 せ〉一般財団法人日本財団電話リレーサービス

電話 (03) 6275-0912 午前9時30分～午後5時（年末年始を除く）

FAX (03) 6275-0913



<https://nftsr.or.jp/>

在宅重症心身障害児（者）等訪問事業



家族が自信をもって在宅療育に当たれるよう、看護師が家庭を訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等の支援を行います。

〈対 象〉都内に住所を有し、在宅で生活をする重症心身障害児（者）及び医療的ケアが必要な障害児。詳しくは二次元コードより都ホームページを確認してください。

〈訪問看護〉週1回程度 看護師による訪問看護

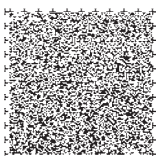
〈訪問健康診査〉年1回程度（必要な場合のみ） 医師等による訪問健康診査・療育相談

〈問 合 せ〉東京都多摩立川保健所

電話 (042) 524-5171 FAX (042) 528-2777



https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/s_shien/houmon



在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護 難

在宅で人工呼吸器を使用する難病患者に対して、在宅での療養環境の整備、療養実態の把握、訪問看護の方法等に関する研究を行うことを目的として、訪問看護を実施しています。訪問看護事業開始は、申請書を提出した月の翌月からとなります。

〈対 象〉都内にお住まいで、難病医療費助成対象疾病に罹患し、その疾病を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用し、医師が1日複数回の訪問看護を必要と認めた方

〈必要書類〉下記の必要書類を揃えて、多摩立川保健所へ申請してください。

- (1) 申請書
- (2) 医師の訪問看護指示書の写し
- (3) 訪問看護ステーション等の訪問看護計画書の写し
- (4) 難病医療費助成臨床調査個人票（難病医療等受給者証等お持ちの方はその写し）

〈問 合 せ〉東京都多摩立川保健所

電話 (042) 524-5171 FAX (042) 528-2777



日常生活の支援

在宅難病患者一時入院 難

難病医療費等助成対象疾病患者の在宅生活を支えているご家族などの介護者が、ご自身の病気や事故などの理由によって一時的に介護ができなくなった場合、患者の方が短期間入院できるように、都内の病院にベッドを確保しています。

〈問 合 せ〉東京都多摩立川保健所

電話 (042) 524-5171 FAX (042) 528-2777

ふれあい訪問収集 身 知 精 難

担当窓口 環境対策課

障害や高齢などで所定の場所にごみを出すことが困難な世帯を対象に、職員が直接訪問し、安否確認をしながらごみを収集する「ふれあい訪問収集」事業を行っています。

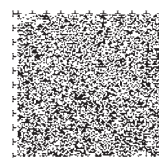
〈対 象〉

- (1) 要介護認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている方
- (3) 精神通院医療に係る自立支援医療受給者証の交付を受けている方
- (4) 愛の手帳の交付を受けている方
- (5) 難病医療に係る医療受給者証の交付を受けている方

〈問 合 せ〉環境対策課

〒185-0013 国分寺市西恋ヶ窪3-33-3 国分寺市役所第6庁舎

電話 (042) 300-5300 FAX (042) 326-4410



5. ぼう さい ぼう はん 防災・防犯

避難行動要支援者登録制度

身

知

精

難

担当窓口 地域共生推進課

災害時に自力での避難が困難な方を対象に、地域の支援者（民生委員・児童委員、社会福祉協議会、小金井警察署、国分寺消防署、国分寺市消防団、自治会・町内会）や市職員が、名簿に登録されている方に対し、安否確認を行うための避難行動要支援者登録制度を設けています。

〈対 象〉 障害者・高齢者・妊産婦など、災害発生時に避難支援を必要とする方
※ただし、長期入所施設に入所されている方、長期入院されている方は除きます。
登録についてなど、詳しくは地域共生推進課へお問い合わせください。

〈問 合 せ〉 地域共生推進課 電話 (042) 325-0126



防災・防犯

【地震災害時】要配慮者を含む避難の流れ

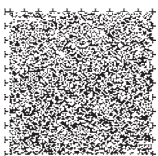
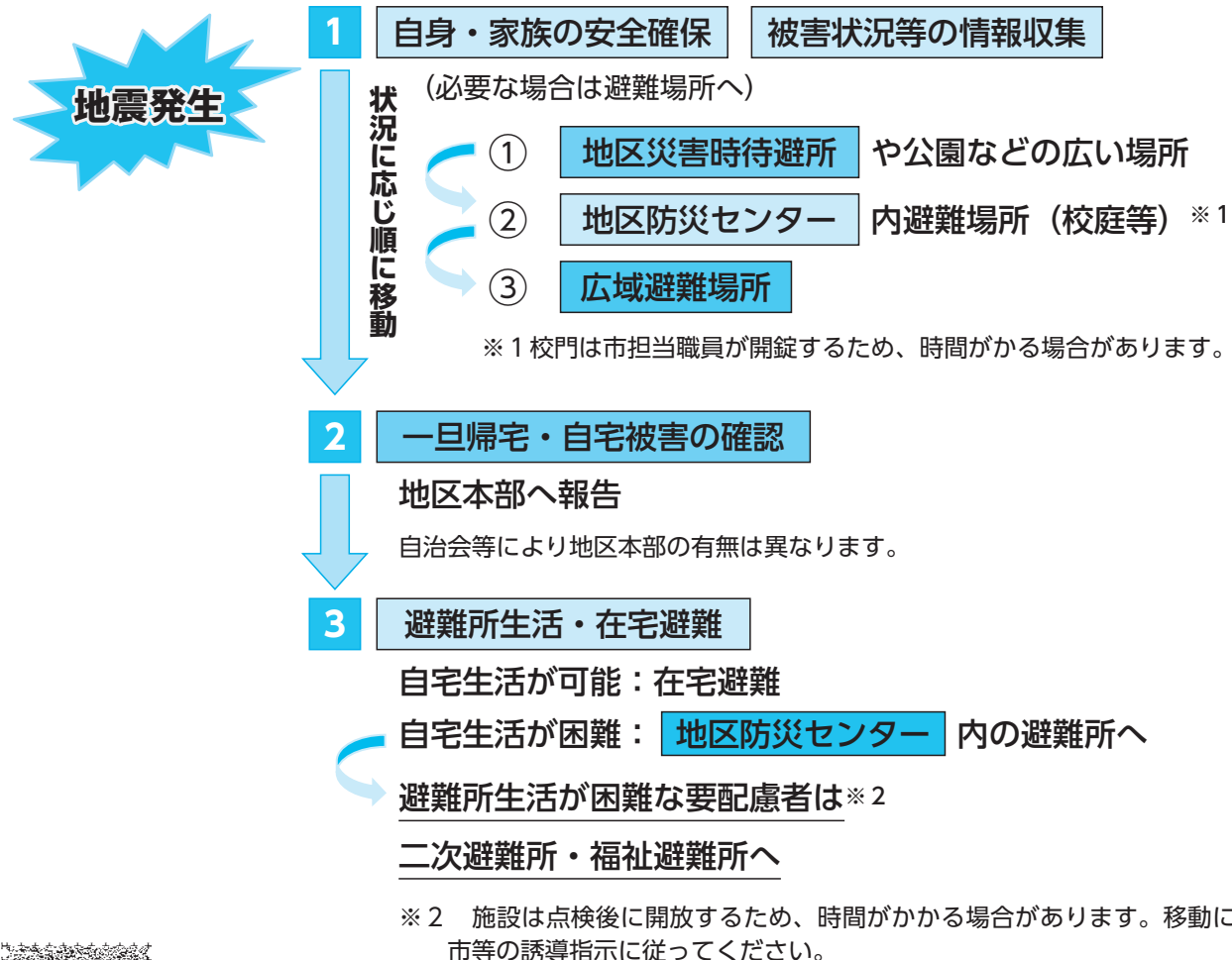
身

知

精

難

担当窓口
防災安全課



〈問 合 せ〉 防災安全課 電話 (042) 325-0124 FAX (042) 325-0411

○風水害における避難行動の判断となる情報を確認しましょう！

台風や集中豪雨等が発生した際の住民がとるべき行動や避難のタイミングを直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報を提供します。

警戒レベルに応じ適切な行動を取りましょう！

危険度	警戒レベル	避難情報等	とるべき行動	提供者
高い 低い	5	緊急安全確保	既に安全な避難ができず、命が危険な状況です。 <u>命を守るための最善の行動</u> を取りましょう。	市が発令
	警戒レベル4までに必ず避難			
	4	避難指示	危険な場所から <u>安全な場所へ全員避難</u> しましょう。	
	3	高齢者等避難	危険な場所から避難に時間を要する人(要配慮者)とその支援者は避難しましょう。	
	2	各種気象注意報 (例)洪水注意報・大雨注意報等	防災・ハザードマップで <u>避難行動を確認</u>	気象庁が発表
1	早期注意情報 (例)大雨になりそう	テレビ・ラジオで <u>最新情報を確認</u>		



防災・防犯

〈注意〉

- ・避難とは「難」を「避」けること、安全を確保することです。浸水危険や土砂災害の危険がない場所にお住まいの方は、必ずしも避難する必要はありません。
- ・市の避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）は、区域指定があります。
- ・警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。
- ・警戒レベルは必ずしも1から5の順番に発表されるとは限りません。
- ・避難所に避難することだけが避難ではありません。避難所内は感染症の感染リスクが高まります。自宅での避難が難しい場合は、親戚・知人宅への避難も検討しましょう。

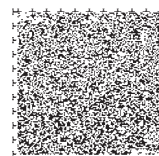
○ヤフー「防災速報」アプリを活用した緊急情報の配信

市では、ヤフー防災速報を活用し、市からの緊急情報を配信しています。

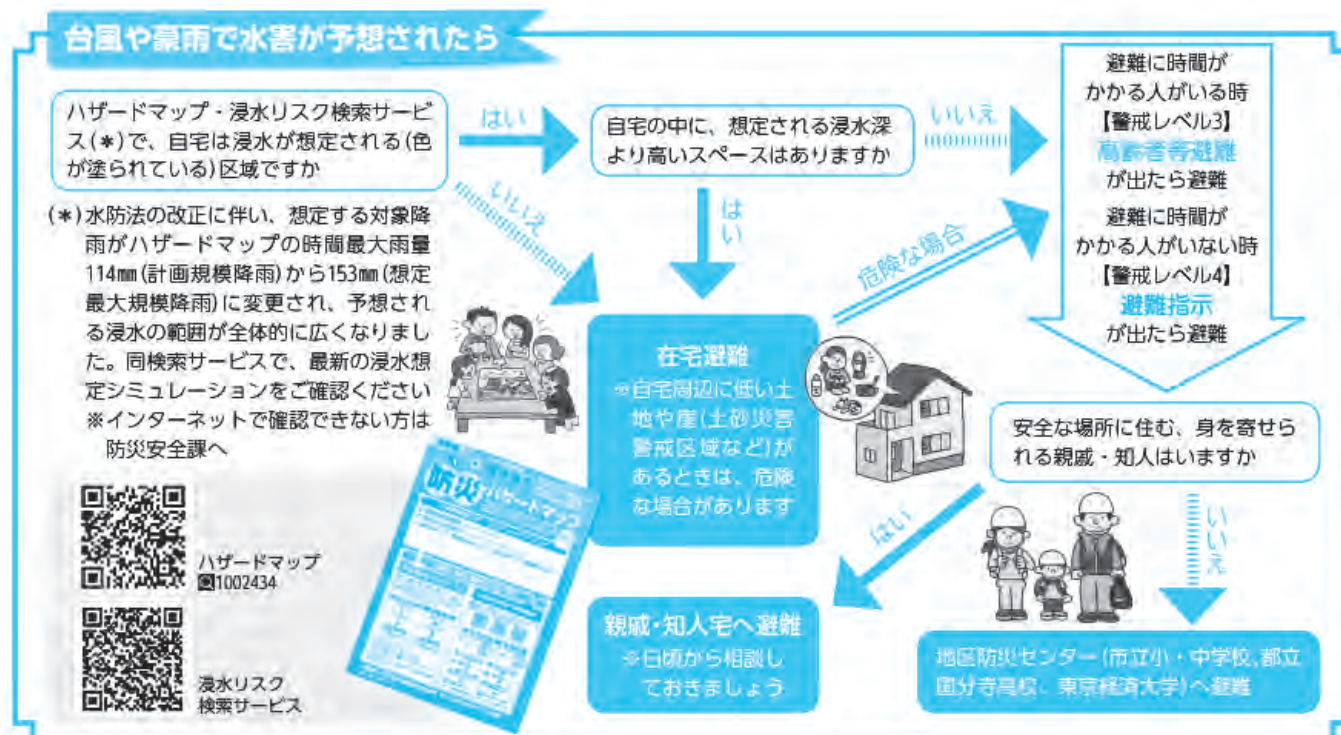
身の安全を守るため、「国分寺市生活安全・安心メール」等と合わせて災害情報収集手段の1つとしてご活用ください。



こちらからダウンロードできます。



○台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動のフロー」を確認しましょう！



防災・防犯

防災アプリ

●国分寺市防災アプリ

「国分寺市防災アプリ」は、防災行政無線の放送内容や避難所の開設状況などの防災情報を簡単な操作でいつでも手軽に確認することができるアプリです。また、災害時にはプッシュ通知により緊急情報をいち早く入手できます。



【防災アプリでできること】

- 防災行政無線放送の受信：防災行政無線の放送内容を音声と文字で確認可 ※日本語、英語対応
- 災害情報の閲覧：市内の災害発生状況をリアルタイムに確認可 ※日本語、英語対応
- 避難所マップの閲覧：避難所の開設状況・混雑状況を確認可 ※日本語、英語対応
- 防災リンク集の閲覧：気象情報のポータルサイトなど防災に役立つサイトにすぐにアクセス可

〈アプリのダウンロード方法〉

- ・スマートフォンで二次元コードを読み取る
- ・Google PlayやApp Storeで「国分寺市防災アプリ」と検索



※対応 iOS : 18、17 Android : 15、14、13、12L

市内で発生した事件や犯罪、災害、高齢行方不明者情報など、安全・安心に役立つ情報を迅速にお伝えするサービスです。登録すると、携帯電話やパソコンのメール機能で受け取ることができます。

〈情報提供時間〉原則として月～金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時15分までの間に配信。気象・災害情報は原則として終日

〈配信登録方法〉右の2次元コードをバーコードリーダー機能等で読み込むか、メールの送信先に「t-kokubunji@sg-p.jp」を入力して空メールを送信し、自動送信メールから登録フォームにアクセスしてください。

▼PC・スマートフォン

▼フィーチャーフォン



〈問 合 せ〉 防災安全課

電話 (042) 312-8685 FAX (042) 325-0411

避難所等一覧

身 知 精 難

担当窓口 防災安全課



防災・防犯

災害発生時には、公共施設等を被災した市民のために活用します。

〈避難所〉

地区防災センター、要配慮者保護スペース			
市立第一小学校	市立第六小学校	市立第一中学校	都立国分寺高校
市立第二小学校	市立第七小学校	市立第二中学校	東京経済大学
市立第三小学校	市立第八小学校	市立第三中学校	
市立第四小学校	市立第九小学校	市立第四中学校	
市立第五小学校	市立第十小学校	市立第五中学校	

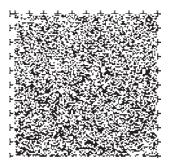
〈二次避難所〉

地区防災センターの避難所で生活が困難な要配慮者に対しては、地域センター、福祉施設、公民館・図書館、市立保育園等に二次避難所を開設し誘導します。

施設名		
本多公民館・図書館	恋ヶ窪公民館・図書館	光公民館・図書館
もとまち公民館・図書館	並木公民館・図書館	西町プラザ (にしまち児童館を除く)
内藤地域センター	北町地域センター	
本町・南町地域センター	北の原地域センター	もとまちプラザ
いずみホール	ひかりプラザ	さわやかプラザもとまち
福祉センター・ 生きがいセンターとくら	室内プール・ 生きがいセンターこいがくぼ	障害者センター
		いきいきセンター
こくぶんじ保育園	ひかり保育園	恋ヶ窪保育園

〈福祉避難所〉

各障害者（児）施設は、被災した障害者（児）と介護者を対象とし、高齢者施設は高齢者とその家族を対象として受け入れます。さらに、特定非営利活動法人国分寺ハンディキャブ運営委員会と協定を締結し、地区防災センター内の避難所から二次避難所・福祉避難所等への移動手段を確保しています。



(1) 障害者（児）対象…各障害者（児）施設

施設名	所在地	運営主体
ピア国分寺	南町3-4-4	(福) はらからの家福祉会
さつき共同作業所	東元町3-4-19 本多ビル1階	
希望園	戸倉4-14-7	(福) けやきの杜
ワークセンターさくら	戸倉3-1-1	
地域活動支援センター虹	戸倉4-14 (福祉センター内)	
ともしび工房	西恋ヶ窪4-10-2	(福) ななえの里
AnnBee	西元町3-6-14	(福) AnnBee
クラブかたつむり	日吉町4-29-12	(福) 東京聴覚障害者福祉事業協会
地域デイグループ事業ET教室	東戸倉2-10-34	(福) コロロ学舎
ハッピーテラス 国分寺教室	南町2-17-4 国分寺南町ビュー・ハイツ101	(株) クエスト

(2) 高齢者対象…各高齢者施設

施設名	所在地	運営主体
特別養護老人ホーム サンライト	西町1-31-2	(福) 浴光会
特別養護老人ホーム かがやき	東恋ヶ窪2-17-2	
高齢者在宅複合施設 あじさい苑	東恋ヶ窪3-23-8	
至誠ホーム ミンナ	並木町3-12-2	(福) 至誠学舎立川
西恋ヶ窪にんじんホーム	西恋ヶ窪1-50-1	(福) にんじんの会

〈問合せ〉防災安全課

電話 (042) 325-0124 FAX (042) 325-0411



防災・防犯

災害時等障害者支援バンダナ

身 知 精 難

担当窓口

障害福祉課計画係

外見からは支援が必要であることが分からない障害がある方、意思表示が難しい方が、災害時等に支援や配慮が必要であることが一目でわかるバンダナです。避難所の防災倉庫に配備しています。また、避難するまでの間に身につけたい方へ配布しています。



災害時等障害者支援バンダナの見本



着用例 (1)



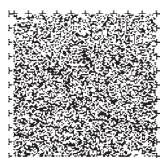
着用例 (2)

〈配布対象〉市内在住で障害のある方。おひとりにつき1枚

〈配布方法〉〈配布場所〉はヘルプカードと同じです。ヘルプカードの項目(裏表紙の裏)をご覧ください。



<https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/syougaisien/1011539/help/1025448.html>



緊急ネット通報

身

音声による119番通報が困難な聴覚障害者等が緊急通報を行う補助手段として、携帯電話およびスマートフォンからウェブ機能を利用して東京消防庁に緊急通報（火災や救急などの通報）を行い、消防車や救急車の要請ができます。

〈対 象〉東京消防庁管内（東京都のうち、稲城市および島しょ地区を除く地域）に在住、または通勤・通学している聴覚または言語・音声などに機能障害がある方
※利用するには事前登録が必要となります。

〈費 用〉

利用する場合の通信料は、利用者負担になります。

〈問 合 せ〉東京消防庁防災部防災安全課防災福祉係
電話 (03) 3212-2111 FAX (03) 3213-1478



https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/bou_topic/mail_sys.html

119 番 FAX 通報

身

知

精

難

電話での119番通報が困難な場合、局番なし「119」にFAX送信することで緊急通報をすることができます。事前登録は必要ありません。救急要請等の場合は、東京消防庁からFAXで折り返し確認があります。火災通報の場合は、原則として折り返しの連絡はありません。「119番ファクシミリ通報カード」等にあらかじめ必要事項（住所、氏名など）を記入しておく、慌てずに通報することが出来ます。

「119番ファクシミリ通報カード」のダウンロードはこちらから

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/content/000029271.pdf>



〈問 合 せ〉東京消防庁本部 電話 (03) 3212-2111（代表）

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/119/119.html>



110 番アプリシステム

身

知

精

難

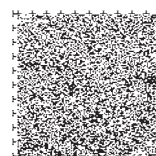
聴覚や言語に障害のある方など、音声による110番通報が困難な方が、文字や画像で警察に通報するためのスマートフォンアプリです。画面操作による文字を用いたチャット方式、GPSを利用した位置情報の通知、カメラを利用した写真撮影・送信ができます。

〈対 象〉聴覚に障害のある方など、音声による通報が困難な方（音声による通報が可能な方は、音声による通報をお願いします）。
※利用するには事前登録と、GPSによる位置情報の取得に同意する必要があります。

〈費 用〉

無料で利用できますが、ダウンロードや通報時にはそれぞれ通信料金がかかります。

〈問 合 せ〉警視庁本部 電話 (03) 3581-4321（代表）
ホームページ（警察庁の110番アプリのページが開きます）



<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/110/app/>



防災・防犯

6. てあてねんきん 手当・年金

手当

障害児福祉手当(国制度)

身

知

精

担当窓口 障害福祉課生活支援係

〈対象〉精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある20歳未満の方

※認定期間は無期と有期があり、有期の方は期月に再認定を要します。

〈支給額〉月額 16,560円 ※令和8年度手当額。消費者物価指数の変動に応じて、毎年見直されます。

〈支給時期〉2・5・8・11月（前3か月分を年4回本人の指定口座に振り込みます）

〈支給制限〉次のいずれかに当てはまる方は、支給対象外となります。

（1）受給者等の所得が一定額以上の方（→74ページ所得制限基準額表参照）

※申請はできますが、支給停止となります。

（2）児童福祉施設などの施設に入所している場合

（3）障害を支給理由とする公的年金等を受けている場合

〈申請方法〉次のものをお持ちになって、障害福祉課へ申請してください。

（1）診断書（様式は障害福祉課にあります）

※重度心身障害者手当を受給している方は、省略できます。

（2）身体障害者手帳または愛の手帳（お持ちの方のみ）

（3）通帳等の振込口座のわかるもの（ただし障害者本人名義に限る）

（4）区市町村税課税証明書または非課税証明書

（公簿閲覧又はマイナンバーによる情報連携への同意によって、省略できる場合があります。）

※対象年度等、お問い合わせください。

特別障害者手当(国制度)

身

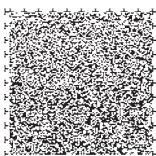
知

精

担当窓口 障害福祉課生活支援係

〈対象〉精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方

※認定期間は無期と有期があり、有期の方は期月に再認定を要します。



〈支給額〉月額 30,450円 ※令和8年度手当額。消費者物価指数の変動に応じて、毎年見直されます。

〈支給時期〉2・5・8・11月（前3か月分を年4回本人の指定口座に振り込みます）

〈支給制限〉次のいずれかに当てはまる方は、支給対象外となります。

（1）受給者等の所得が一定額以上の方（→74ページ所得制限基準額表参照）

※申請はできますが、支給停止となります。

（2）施設入所している場合

（3）病院または診療所に継続して3か月を超えて入院している場合

〈申請方法〉次のものをお持ちになって、障害福祉課へ申請してください。

（1）診断書（様式は障害福祉課にあります）

※重度心身障害者手当を受給している方は、省略できます。

（2）身体障害者手帳または愛の手帳（お持ちの方のみ）

（3）年金証書（非課税の年金を受けている方のみ。マイナンバーによる情報連携への同意によって、省略できる場合があります）

（4）通帳等の振込口座のわかるもの（ただし障害者本人名義に限る）

（5）区市町村税課税証明書または非課税証明書

（公簿閲覧又はマイナンバーによる情報連携への同意によって、省略できる場合があります。）

※対象年度等、お問い合わせください。



手当・年金

重度心身障害者手当（都制度）

身 知 精

担当窓口 障害福祉課生活支援係

〈対象〉次のいずれかに該当する方が対象となります。

（1）重度の知的障害で、著しい精神症状などのため、常時複雑な介護を必要とする方

（2）重度の知的障害と身体障害が重複している方

（3）重度の肢体不自由で両上肢、両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の方

〈支給額〉月額 60,000円

〈支給時期〉毎月、指定口座に振り込みます。

〈支給制限〉次のいずれかに当てはまる方は、支給対象外となります。

（1）受給者等の所得が一定額以上の方（→74ページ所得制限基準額表参照）

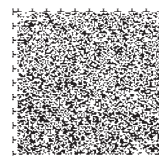
※20歳未満の場合は、配偶者または扶養義務者の所得です。

（2）施設入所している場合

（3）病院または診療所に継続して3か月を超えて入院している場合

（4）65歳以上の新規申請の方

※認定期間は無期と有期があり、有期の方は期月に再認定を要します。



〈申請方法〉 次のものをお持ちになって、障害福祉課へ申請してください。

- (1) 身体障害者手帳または愛の手帳（お持ちの方のみ）
- (2) 印鑑（認印も可）
- (3) 障害者本人の区市町村民税課税証明書または非課税証明書
（公簿閲覧又はマイナンバーによる情報連携への同意によって、省略できる場合があります。）

※20歳未満の場合は、配偶者または扶養義務者の課税証明書となります。

※対象年度等、お問い合わせください。

心身障害者福祉手当(都制度)

身 知

担当窓口 障害福祉課生活支援係

〈対 象〉 20歳以上で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 身体障害者手帳1・2級の方 (2) 愛の手帳1～3度の方
- (3) 脳性まひまたは進行性筋萎縮症を有する方

〈支給額〉 月額 15,500円

〈支給時期〉 4・8・12月（前4か月分を年3回本人の指定口座に振り込みます）

〈支給制限〉 次のいずれかに当てはまる方は、支給対象外となります。

- (1) 受給者等の所得が一定額以上の方（→74ページ所得制限基準額表参照）
- (2) 施設入所している場合
- (3) 65歳以上で身体障害者手帳や愛の手帳の交付を受けた方
- (4) 身体障害者手帳や愛の手帳の交付を受けた年齢が65歳未満で、65歳に達する日の前日までに申請をしなかった方
- (5) 心身障害者特例福祉手当を受給している方
- (6) 特殊疾病者福祉手当を受給している方

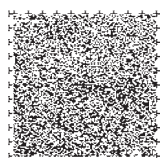
〈申請方法〉 次のものをお持ちになって、障害福祉課へ申請してください。

- (1) 身体障害者手帳または愛の手帳
- (2) 通帳等の振込口座のわかるもの（ただし障害者本人名義に限る）
- (3) 障害者本人の区市町村民税課税証明書または非課税証明書
（公簿閲覧又はマイナンバーによる情報連携への同意によって、省略できる場合があります。）

※対象年度等、お問い合わせください。



手
当
・
年
金



心身障害者特例福祉手当(市制度)

身 知

担当窓口 障害福祉課生活支援係

〈対 象〉20歳以上で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 身体障害者手帳1～4級の方 (2) 愛の手帳1～4度の方

〈支給額〉月額 5,400円

〈支給時期〉4・8・12月(前4か月分を年3回本人の指定口座に振り込みます)

〈支給制限〉次のいずれかに当てはまる方は、支給対象外となります。

- (1) 受給者等の所得が一定額以上の方(→74ページ所得制限基準額表参照)
(2) 施設入所している場合
(3) 65歳以上で身体障害者手帳や愛の手帳の交付を受けた方
(4) 身体障害者手帳や愛の手帳の交付を受けた年齢が65歳未満で、65歳に達する日の前日までに申請をしなかった方
(5) 心身障害者福祉手当を受給している方
(6) 特殊疾病者福祉手当を受給している方

〈申請方法〉次のものをお持ちになって、障害福祉課へ申請してください。

- (1) 身体障害者手帳または愛の手帳
(2) 通帳等の振込口座のわかるもの(ただし障害者本人名義に限る)
(3) 障害者本人の区市町村民税課税証明書または非課税証明書
(公簿閲覧又はマイナンバーによる情報連携への同意によって、省略できる場合があります。)

※対象年度等、お問い合わせください。



手
当
・
年
金

特殊疾病者福祉手当(市制度)

難

担当窓口 障害福祉課生活支援係

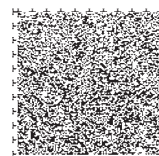
〈対 象〉次のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する医療受給者証をお持ちの方
(2) 東京都難病医療費等助成制度の医療券をお持ちの方
(3) 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方で、(1)、(2)の方と同等の状況にある方
(4) 生活保護を受けており、(2)の方と同等の状況にある方

〈支給額〉月額 6,000円

〈支給時期〉4・8・12月(前4か月分を年3回本人の指定口座に振り込みます)

〈支給制限〉次のいずれかに当てはまる方は、支給対象外となります。



(1) 受給者等の所得が一定額以上の方（→74ページ所得制限基準額表参照）

※患者本人が、20歳未満の場合は扶養義務者の所得

※対象年度等、お問い合わせください。

(2) 施設入所している場合

(3) 心身障害者福祉手当を受給している方

(4) 心身障害者特例福祉手当を受給している方

〈申請方法〉 次のものをお持ちになって、障害福祉課へ申請してください。

(1) 特定医療費受給者証、難病医療費等助成医療券、小児慢性特定疾病医療受給者証のコピー

(2) 通帳等の振込口座のわかるもの（ただし障害者本人名義に限る）

(3) 患者本人等の区市町村民税課税証明書または非課税証明書

（公簿閲覧又はマイナンバーによる情報連携への同意によって、省略できる場合があります。）

児童扶養手当

身 知 精

担当窓口 子ども子育て支援課

〈対象〉 父または母が政令で定める程度の障害者（おおむね身体障害者手帳1・2級程度）で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している保護者または20歳未満で身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度程度の児童を養育している保護者。

※父または母についての要件は、上記のほか、離婚などによるひとり親家庭の方も対象となります。

〈支給額〉 ※令和8年度手当額。消費者物価指数の変動に応じて、毎年見直されます。

全額支給 月額 48,050円

※児童2人目以降、児童1人増えるごとに11,350円を加算。

一部支給 月額48,040円～11,340円の範囲で、所得に応じて。

※児童2人目以降、児童1人増えるごとに11,340円～5,680円を加算。

〈支給時期〉 1・3・5・7・9・11月に指定の口座に振り込みます。

〈支給制限〉 次のいずれかに当てはまる方は、支給対象外となります。

(1) 受給者等の所得が一定額以上の方

(2) 児童が施設入所している場合

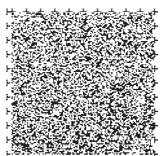
(3) 児童扶養手当額より高い公的年金を受給している場合

※全額が支給停止されている場合を除く。

(4) 国内に住所がない場合

※詳しくは子ども子育て支援課へお問い合わせください。

〈問合せ〉 子ども子育て支援課 電話 (042) 312-8652・8653



児童育成手当(育成手当)

身

知

精

担当窓口 子ども子育て支援課

〈対 象〉父または母が重度障害の状態（おおむね身体障害者手帳１・２級程度）である場合で、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの児童を養育している保護者に支給されます。

〈支給額〉月額 １３,５００円

〈支給時期〉２・６・１０月に指定の口座に振り込みます。

〈支給制限〉次のいずれかに当てはまる方は、支給対象外となります。

（１）受給者等の所得が一定額以上の方 （２）児童が施設入所している場合

※詳しくは子ども子育て支援課へお問い合わせください。

〈問 合 せ〉子ども子育て支援課

電話 (042) 312-8652・8653

児童育成手当(障害手当)

身

知

担当窓口 子ども子育て支援課

〈対 象〉２０歳未満で、身体障害者手帳１・２級程度、愛の手帳１～３度程度、脳性まひ、進行性筋萎縮症を有する児童を養育している保護者に支給されます。

〈支給額〉月額 １５,５００円

〈支給時期〉２・６・１０月に指定の口座に振り込みます。

〈支給制限〉次のいずれかに当てはまる方は、支給対象外となります。

（１）受給者等の所得が一定額以上の方 （２）児童福祉施設等に入所している場合

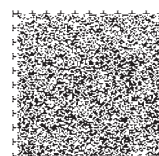
※詳しくは子ども子育て支援課へお問い合わせください。

〈問 合 せ〉子ども子育て支援課

電話 (042) 312-8652・8653



手
当
・
年
金



特別児童扶養手当

身

知

精

担当窓口 子ども子育て支援課

20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育している父母または養育者に支給されます。

〈対 象〉①特別児童扶養手当の等級1級

- (1) 身体障害者手帳おおむね1・2級程度
- (2) 愛の手帳おおむね1・2度程度
- (3) 上記と同程度の疾病もしくは身体または精神障害のある方

②特別児童扶養手当の等級2級

- (1) 身体障害者手帳おおむね3級程度
- (2) 愛の手帳おおむね3度程度
- (3) 上記と同程度の疾病もしくは身体または精神障害のある方

〈支 給 額〉①月額 58,450円 ②月額 38,930円

※令和8年度手当額。消費者物価指数の変動に応じて、毎年見直されます。

〈支給時期〉4・8・11月に指定の口座へ振り込みます。

〈支給制限〉次のいずれかに当てはまる方は、支給対象外となります。

- (1) 受給者等の所得が一定額以上の方
- (2) 児童が施設入所をしている場合
- (3) 児童の障害を支給理由とする公的年金を受給している場合
※全額が支給停止されている場合を除く。
- (4) 国内に住所がない場合

※詳しくは子ども子育て支援課へお問い合わせください。

〈問 合 せ〉子ども子育て支援課

電話 (042) 312-8652・8653

心身障害児童福祉手当

身

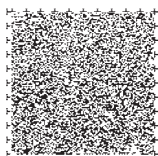
知

担当窓口 子ども子育て支援課

〈対 象〉20歳未満で、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度を有する児童を養育している保護者に支給されます。

〈支 給 額〉月額 5,400円

〈支給時期〉3・6・9・12月に指定の口座へ振り込みます。



〈支給制限〉児童育成手当の障害手当受給者は、支給対象外となります。

※詳しくは子ども子育て支援課へお問い合わせください。

〈問合せ〉子ども子育て支援課

電話 (042) 312-8652・8653

年金

障害基礎年金（国民年金）

身 知 精

担当窓口 保険年金課

〈対 象〉

次のすべての要件を満たした場合に、障害基礎年金が支給されます。

(1) 障害の原因となった病気やけがの初診日（障害の原因となる病気やけがで初めて診察を受けた日）時点で次のいずれかの状態に該当する方。

①国民年金に加入している方

②20歳未満の方

③日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で、年金制度に加入していない方

※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。

(2) 障害認定日（初診日より1年6か月経過した日、あるいはそれよりも前に症状が固定した日）、または20歳に達したときに、障害の状態が日本年金機構が定める障害等級1級、または2級に該当していること（障害者手帳の等級とは異なります）。

(3) 国民年金保険料納付要件を満たしていること。

初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

①初診日のある月の前々月までの公的年金加入期間の3分の2以上の期間において、保険料が納付、または免除されていること。

②初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

※20歳未満の期間に初診日がある場合、(3)の納付要件は確認しません。

(ただし本人の所得による制限があります。)

〈令和8年度年金額の例〉※金額は年度によって異なります

障害等級1級：月額88,260円〔88,010円〕 障害等級2級：月額70,608円〔70,408円〕

〔 〕内は昭和31年4月1日以前生まれの方の年金額です。

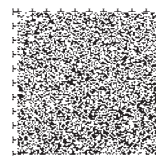
※令和8年1月の厚生労働省年金局の報道資料をもとにした金額です。詳しくはお問合せください。

〈問合せ〉

事前に持ち物などをご確認いただくとスムーズに申請できます。ご連絡ください。

①保険年金課 電話 (042) 325-0111 (代表)

②立川年金事務所 電話 (042) 523-0352



手
当
・
年
金

特別障害給付金

身

知

精

担当窓口 保険年金課

〈対 象〉

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入していなかった学生（昼間部の学生に限る）
- (2) 昭和61年3月以前にサラリーマンや公務員等として勤めており、厚生年金・共済年金等に加入していた方の配偶者

上記のいずれかに該当し、国民年金に任意加入していなかった期間内に生じた傷病が原因で、現在障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する方。

ただし、65歳に達する日の前日までに障害状態に該当された方に限られ、なおかつ本人の所得による制限があります。

申請も65歳に達する日の前日までに請求する必要があります。

〈令和8年度給付額〉※金額は年度によって異なります

障害基礎年金の1級に該当する方：月額58,650円

障害基礎年金の2級に該当する方：月額46,920円

※ただし本人の年金の受給状況や収入によっては金額が変更される場合もあります。

※令和8年1月の厚生労働省年金局の報道資料をもとにした金額です。詳しくはお問合せください。

〈問 合 せ〉

- ①保険年金課 電話 (042) 325-0111 (代表)
- ②立川年金事務所 電話 (042) 523-0352



手
当
・
年
金

障害厚生年金・障害共済年金

身

知

精

〈対 象〉

次のすべての要件を満たした場合に、障害厚生年金・障害共済年金が支給されます。

- (1) 障害の原因となった病気やけがの初診日（障害の原因となる病気やけがで初めて診察を受けた日）の時点で、厚生年金または各種共済年金の被保険者であること。
- (2) 障害認定日（初診日より1年6か月経過した日、あるいはそれよりも前に症状が固定した日）に一定程度の障害状態であり、保険料の納付要件が満たされていること。

※受給できる年金額は障害の程度など様々な条件によって異なります。詳しくは下記連絡先までお問合せください。

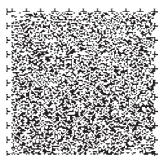
※なお障害の状態によって障害厚生年金・障害共済年金を受給できなかったとしても場合によっては「障害手当金（一時金）」を受給できることもあります。

「障害手当金」については、障害厚生年金・障害共済年金と合わせて該当するかどうか審査します。詳細は下記お問合せ先までご確認ください。

〈問 合 せ〉

※障害の原因となった病気やけがの初診日に加入していた年金制度によって
問い合わせ先が異なります。

- ①初診日が厚生年金の場合 立川年金事務所 電話 (042) 523-0352
- ②初診日が共済年金の場合 ご加入の共済組合担当へ



国民年金・厚生年金の相談

【対面による年金相談】対面による相談は予約をおすすめします。

■立川年金事務所 〒190-8580 立川市錦町2-12-10

電話 (042) 523-0352 FAX (042) 527-2449

■街角の年金相談センター国分寺

〒185-0021 国分寺市南町2-1-31 青木ビル2階

〈窓口時間〉火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

月曜日（祝日の場合は翌日）午前8時30分～午後7時

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

〈予約受付専用電話〉電話 (0570) 05-4890（ナビダイヤル）

電話 (03) 6631-7521（一般電話）



<https://www.nenkin.go.jp/>

【電話による年金相談】

■ねんきんダイヤル 電話 (0570) 05-1165（ナビダイヤル）

電話 (03) 6700-1165（一般電話）

心身障害者扶養共済制度

身

知

精

担当窓口 障害福祉課生活支援係



手
当
・
年
金

心身障害者の保護者が死亡または重度障害状態となったときから、障害者へ終身年金を支給し、保護者の不安の軽減と障害者の福祉の向上を図る任意加入の制度です。

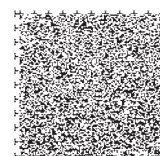
〈加入資格〉

- (1) 保護者が加入年度初日（4月1日）現在65歳未満で、都内に住所を有し、特別な疾病や障害がなく、保険契約の対象となる健康状態であること。
- (2) 障害者が次のいずれかに該当すること。
 - ①知的障害者（愛の手帳1～4度） ②身体障害者（身体障害者手帳1～3級）
 - ③精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が①又は②と同程度と認められる方

〈加入申込〉申込は障害福祉課までお願いします。障害福祉課での受付後、東京都を通して保険会社による審査を経て加入となります。

〈掛 金〉保護者の加入時の年齢により異なります。また、納付期間や減額制度等ありますので、詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

加入者の加入時年齢	月額掛金（1口）
35歳未満	9,300円
35歳以上 40歳未満	11,400円
40歳以上 45歳未満	14,300円
45歳以上 50歳未満	17,300円
50歳以上 55歳未満	18,800円
55歳以上 60歳未満	20,700円
60歳以上 65歳未満	23,300円



〈掛金の減額〉 加入者が次のいずれかに該当するときは、申請により 1 口目の掛金の1/2が減額されます。

- ①生活保護受給者 ②住民税非課税者

〈支給額〉 月額 20,000円（加入 1 口当たり）

所得制限基準額表

障害者手当等の所得制限基準額表

		①心身障害者(特例)福祉手当 ②重度心身障害者手当 ③特殊疾病者福祉手当 ④心身障害者医療費助成制度	⑤障害児福祉手当 ⑥特別障害者手当	
		本人・配偶者・扶養義務者 (20歳未満は配偶者・扶養義務者の所得、20歳以上は本人の所得による)	本人 (一部の非課税収入を含む)	配偶者・扶養義務者
扶養親族等の数	0人	3,661,000円		6,287,000円
	1人	4,041,000円		6,536,000円
	2人	4,421,000円		6,749,000円
	3人	4,801,000円		6,962,000円
	以下1人増えるごとに	380,000円加算		213,000円加算

※総所得金額等から対象控除を引いた金額を上表と比較してください。

④心身障害者医療費助成制度以外は、株式所得等を含みません。

※判定対象所得年度は制度によって異なるため、担当窓口へお問い合わせください。

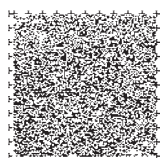
【上記基準額に加算されるもの】

- ・同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族 1 人につき10万円、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。） 1 人につき25万円
- ・⑤⑥配偶者・扶養義務者の所得については、老人扶養親族 1 人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき） 6 万円

【主な対象控除】

給与所得・公的年金等の所得がある場合はその合計金額から 10 万円、雑損・医療費・社会保険料（配偶者・扶養義務者所得の場合は一律 8 万円）・小規模企業共済等掛金・配偶者特別（④以外は上限 33 万円）控除の相当額、障害者控除 27 万円・特別障害者控除 40 万円（本人所得の場合本人を除く）、寡婦控除 27 万円、ひとり親控除 35 万円、勤労学生控除 27 万円

※その他特例控除等が適用になる場合がありますので、担当窓口へお問い合わせください。



7. 医療

保険・助成・給付

心身障害者医療費助成

障

身

知

精

担当窓口 障害福祉課生活支援係

医療費のうち、健康保険適用後の自己負担の一部を助成する制度です。
申請により「心身障害者医療費助成受給者証（マル障）」を発行します。

〈対象〉国分寺市内に住所がある（施設入所者は除く）次のいずれかの方

- （1）身体障害者手帳1・2級の方（内部障害を有する方は1～3級）
- （2）愛の手帳1・2度の方
- （3）精神障害者保健福祉手帳1級の方

〈助成制限〉次のいずれかに当てはまる方は、助成を受けられません。

- （1）健康保険未加入の方
- （2）生活保護を受給している方
- （3）本人の所得（20歳未満は被保険者または世帯主の所得）が一定額以上の方
（→74ページ所得制限基準額表参照）
- （4）65歳以上で身体障害者手帳や愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
（※平成31年1月1日の時点で65歳以上の精神障害者保健福祉手帳1級の方をのぞく）
- （5）身体障害者手帳、愛の手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた年齢が65歳未満で、65歳に達する日の前日までに申請をしなかった方
- （6）後期高齢者医療の被保険者で住民税が課税されている方

〈助成範囲〉保険診療分の自己負担額から一部負担金（下表参照）を差し引いた額を助成します。ただし、医療保険が適用されない費用、入院食事療養標準負担額、生活療養標準負担額等は助成しません。

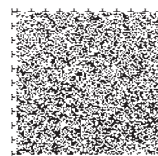
マル障一部負担金			ひと月あたりの自己負担上限額
住民税課税者	外来	1割	18,000円
	入院	1割	57,600円
住民税非課税者	外来	負担なし	
	入院	負担なし	

〈助成方法〉受診の際に、保険を扱う医療機関で健康保険加入状況が分かる書類と④受給者証を提示してください。ただし、都外の医療機関で診療を受ける場合、都と契約している医療機関以外では、④受給者証を使用できません。医療保険の自己負担分を医療機関等の窓口でお支払い頂いたうえで領収書を受け取った後、担当窓口へご申請ください。

なお、保険適用の治療用装具作成についても、医療機関等の窓口でお支払い後、担当窓口へご申請ください。



医療



〈申請方法〉 次のものをお持ちになって、障害福祉課へ申請してください。

- (1) 身体障害者手帳、愛の手帳、または精神障害者保健福祉手帳
- (2) 対象者本人の健康保険加入状況が分かる書類の写し（「資格確認書の写し」「マイナポータルから確認できる資格情報画面を印刷したもの」のいずれか）
- (3) 対象者本人の所得証明書（区市町村民税課税証明書、または非課税証明書）

※対象者本人が20歳未満の場合は、被保険者の所得証明書が必要となります。

※「公簿閲覧への同意」または「マイナンバー連携への同意」によって、所得証明書の添付を省略できる場合があります。

後期高齢者医療制度

身 知 精 難

担当窓口 保険年金課

〈対 象〉 ①満75歳以上の方（誕生日から自動的に加入）

②満65歳～74歳で次のいずれかに該当する方は、申請により認定されると申請日以降加入することができます。

- (1) 身体障害者手帳（1～3級）をお持ちの方（※身体障害者手帳（4級）をお持ちの方の一部の方）

※ 身体障害者手帳（4級）の一部は次の通りです。

- ・ 下肢障害4級1号（両下肢のすべての指を欠くもの）
- ・ 下肢障害4級3号（一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの）
- ・ 下肢障害4級4号（一下肢の機能の著しい障害）
- ・ 音声言語機能障害

- (2) 愛の手帳1・2度をお持ちの方

- (3) 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方

- (4) 国民年金証書（障害年金1・2級）をお持ちの方

申請には、障害の状態を明らかにするための身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳または国民年金の年金証書などの提示が必要となります。なお、過去にさかのぼっての認定や撤回はできません。

詳しくは保険年金課までお問い合わせください。

〈問 合 せ〉 保険年金課

電話 (042) 325-0111（代表） FAX (042) 325-1380（代表）

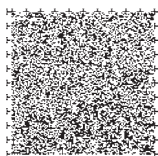
特定疾病療養受療証

身 難

担当窓口 保険年金課

〈対 象〉 次の疾病で治療を受けている方

- ①血友病
- ②人工透析を必要とする慢性腎不全
- ③血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症



〈内 容〉一部負担金が医療機関ごとに1か月10,000円までになります。
 ただし、慢性腎不全で人工透析を要する70歳未満の方で世帯の総所得が一定基準以上の場合、一部負担金が医療機関ごとに1か月20,000円までになります。

〈問 合 せ〉

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方

⇒保険年金課 電話 (042) 325-0111 (代表) FAX (042) 325-1380 (代表)

※社会保険等に参加の方は、加入されている保険者にお問い合わせください。

自立支援医療



担当窓口 障害福祉課 子ども子育て支援課

身体や精神に障害のある方に対し、その医療費（健康保険を適用した後の自己負担）の一部を助成する制度です。ただし、所得に応じて月額上限負担額は異なります。

〈対 象〉

育成医療	18歳未満で次の①②いずれかに該当し、確実な治療効果が期待できる児童 ①身体障害者福祉法第4条別表に掲げる程度の身体上の障害を有する※ ②現存する疾病を放置すると①と同程度の障害を残すと認められる
更生医療	身体障害者福祉法第4条に規定する18歳以上の身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって、確実に効果が期待される方
精神通院医療	精神疾患を理由として通院している方

※（1）肢体不自由（2）視覚障害（3）聴覚または平衡機能障害（4）音声機能、言語機能及びそしゃく機能障害（5）心臓機能障害（6）じん臓機能障害（7）小腸機能障害（8）肝臓機能障害（9）呼吸器・ぼうこう・直腸その他の内臓障害（10）免疫機能障害



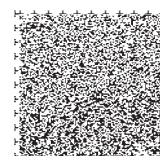
医療

〈費 用〉

育成医療・更生医療・精神通院医療の各指定医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割を原則として自己負担します。ただし、所得に応じて負担上限額が設定されています。

月額上限負担額表

生活保護世帯	非課税世帯※ 1		中間層		一定以上
	利用者本人収入 (児童は保護者) ≦ 80 万 9 千円	利用者本人収入 (児童は保護者) > 80 万 9 千円	市民税 (所得割) < 3 万 3 千円	3 万 3 千円 ≦ 市民税 (所得割) < 23 万 5 千円	市民税所得割 23 万 5 千円以上
0 円	2,500 円	5,000 円	医療保険の自己負担額		公費負担の対象 外 (医療保険の 負担割合・負担 限度額)
			育成医療の経過措置※ 2		
			5,000 円	10,000 円	
			高額治療継続者 (「重度かつ継続」) ※ 3		20,000 円※ 2
			5,000 円	10,000 円	



※ 1 精神通院医療をご利用の市民税非課税世帯の方へ

市民税非課税世帯に属する方は、申請をすると残りの自己負担についても保険給付または公費負担による助成を受けることができます。

※ 2 育成医療の経過措置および「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の方に対する経過措置は、令和9年3月31日までです。

※ 3 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲は、以下のとおりです。

① 疾病・症状等から対象となる方

更生医療・育成医療：じん臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能（肝臓移植術、移植後の抗免疫療法に限る）の方

精神通院医療：統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症などの脳機能障害もしくは薬物関連障害（依存症等）の方または集中・継続的な医療を要すると一定以上の経験を有する医師が判断した方（詳細は、現在通院中の医療機関の主治医にお尋ねください。）

② 高額な費用負担が継続することから対象となる方

医療保険の高額療養費多数該当の方

〈申請方法〉

■育成医療：子ども子育て支援課で申請ができます。以下の書類が必要です。

- ① 自立支援医療費（育成）支給認定申請書
- ② 自立支援医療（育成医療）意見書
- ③ 調査書
- ④ 健康保険加入情報がわかるもの（資格確認書等）のコピー（※必要に応じ）
- ⑤ 「世帯」の所得状況等が確認できる書類（区市町村民税課税（非課税）証明書等）
- ⑥ マイナンバーのわかるもの（通知カードまたは個人番号カード等）及び申請者の本人確認書類

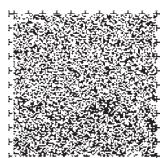
※詳しくは子ども子育て支援課へお問い合わせください。

■更生医療：障害福祉課生活支援係で申請ができます。以下の書類が必要です。

- ① 自立支援医療（更生医療）支給認定申請書（様式は障害福祉課にあります）
- ② 自立支援医療（更生医療）意見書（様式は障害福祉課にあります）
- ③ 身体障害者手帳の写し
- ④ 健康保険加入情報がわかるもの（資格確認書等）のコピー（※必要に応じ）
- ⑤ 「世帯」の所得状況等が確認できる書類（区市町村民税課税（非課税）証明書等）
- ⑥ 特定疾病療養受療証の写し（お持ちの方のみ）



医療



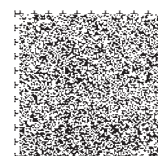
■**精神通院医療**：障害福祉課相談支援係で申請ができます。以下の書類が必要です。

- ①自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請書（様式は障害福祉課にあります）
- ②自立支援医療（精神通院医療）診断書（様式は障害福祉課にあります）
 - ※診断書は新規申請や更新申請、精神障害者保健福祉手帳と同時申請等、手続き内容により異なります。詳しくは担当窓口にご相談ください。
 - ※また、診断書の有効期限は医師の作成日から3か月以内です。
- ③健康保険情報を確認できるもの
 - 「国民健康保険」の方
 - ⇒世帯で「国民健康保険」加入の方全員分の健康保険情報が確認できるもの
 - 「後期高齢者医療」の方
 - ⇒世帯で「後期高齢者医療」加入の方全員分の健康保険情報が確認できるもの
 - 「社会保険」の方
 - ⇒被保険者と申請者本人の健康保険情報が確認できるもの（一方で両者確認できるものであれば、一方で可）
 - 生活保護の方
 - ⇒不要（ただし、社会保険併用の方は健康保険情報を確認できるものの写しが必要です）。
- ④「世帯」の所得状況等が確認できる書類(次のうちいずれか)
 - 支給認定に係る承諾書（様式は障害福祉課にあります）
 - ⇒「国民健康保険」または「後期高齢者医療」加入者で、同一保険加入世帯(18歳以上の方)全員が住民税の賦課期日に、当市に住民票がある方
 - ⇒「社会保険」加入者で被保険者が住民税の賦課期日に、当市に住民票がある方
 - 生活保護受給証明書
 - 住民税課税（非課税）証明書（所得額・住民税額が必要です）
 - マイナンバー照会の同意書
 - 所得区分の同意書（上記のいずれも提出がない場合、最高階層となります）
- ⑤自立支援医療受給者証原本（新規申請の方は不要です。）
- ⑥国保受給者証原本（新規申請の方は不要です。）
- ⑦マイナンバーがわかるもの（個人番号カード等）
- ⑧本人確認のための公的書類（AまたはBのいずれか）
 - ※代理申請される場合は、代理人の方の証明も必要です。
 - A 次のうちいずれか1点（顔写真付きの証明書）
 - ⇒個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（療育手帳）、在留カード、特別永住者証明書 等
 - B 次のうちいずれか2点
 - ⇒健康保険情報を確認できるもの、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等
- ⑨委任状（代理申請の場合、必要です）



医療

育成医療	子ども子育て支援課 電話 (042) 312-8652・8653
更生医療	障害福祉課生活支援係
精神通院医療	障害福祉課相談支援係



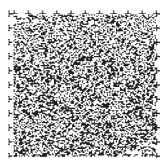
〈対 象〉指定の難病に罹患しており、疾病ごとの認定基準を満たす方等が、病院等に支払う医療費（保険適用後の自己負担分）の一部を助成します。

※難病医療費等の助成に該当する方は、特殊疾病者福祉手当を受給できる場合があります。（67ページ参照）

〈申請方法〉新規・更新・疾病名等、ご申請の内容によってお持ちいただく必要書類が異なりますので、担当窓口へお問い合わせください。

対象となる疾病一覧（国疾病） 令和7年4月1日現在

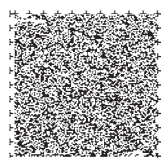
番号	病 名	番号	病 名
1	球脊髄性筋萎縮症	28	全身性アミロイドーシス
2	筋萎縮性側索硬化症	29	ウルリッヒ病
3	脊髄性筋萎縮症	30	遠位型ミオパチー
4	原発性側索硬化症	31	ベスレムミオパチー
5	進行性核上性麻痺	32	自己貪食空胞性ミオパチー
6	パーキンソン病	33	シュワルツ・ヤンベル症候群
7	大脳皮質基底核変性症	34	神経線維腫症
8	ハンチントン病	35	天疱瘡
9	神経有棘赤血球症	36	表皮水疱症
10	シャルコー・マリー・トゥース病	37	膿疱性乾癬（汎発型）
11	重症筋無力症	38	スティーヴンス・ジョンソン症候群
12	先天性筋無力症候群	39	中毒性表皮壊死症
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	40	高安動脈炎
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多巣性運動ニューロパチー	41	巨細胞性動脈炎
15	封入体筋炎	42	結節性多発動脈炎
16	クローウ・深瀬症候群	43	顕微鏡的多発血管炎
17	多系統萎縮症	44	多発血管炎性肉芽腫症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
19	ライソゾーム病	46	悪性関節リウマチ
20	副腎白質ジストロフィー	47	バージャー病
21	ミトコンドリア病	48	原発性抗リン脂質抗体症候群
22	もやもや病	49	全身性エリテマトーデス
23	プリオン病	50	皮膚筋炎／多発性筋炎
24	亜急性硬化性全脳炎	51	全身性強皮症
25	進行性多巣性白質脳症	52	混合性結合組織病
26	HTLV-1関連脊髄症	53	シェーグレン症候群
27	特発性基底核石灰化症	54	成人発症スチル病
		55	再発性多発軟骨炎
		56	ベーチェット病
		57	特発性拡張型心筋症
		58	肥大型心筋症



番号	病 名	番号	病 名
59	拘束型心筋症	101	腸管神経節細胞僅少症
60	再生不良性貧血	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
61	自己免疫性溶血性貧血	103	CFC症候群
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	104	コステロ症候群
63	免疫性血小板減少症	105	チャージ症候群
64	血栓性血小板減少性紫斑病	106	クリオピリン関連周期熱症候群
65	原発性免疫不全症候群	107	若年性特発性関節炎
66	IgA腎症	108	TNF受容体関連周期性症候群
67	多発性嚢胞腎	109	非典型溶血性尿毒症症候群
68	黄色靱帯骨化症	110	ブラウ症候群
69	後縦靱帯骨化症	111	先天性ミオパチー
70	広範脊柱管狭窄症	112	マリネスコ・シェーグレン症候群
71	特発性大腿骨頭壊死症	113	筋ジストロフィー
72	下垂体性ADH分泌異常症	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
73	下垂体性TSH分泌亢進症	115	遺伝性周期性四肢麻痺
74	下垂体性PRL分泌亢進症	116	アトピー性脊髄炎
75	クッシング病	117	脊髄空洞症
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	118	脊髄髄膜瘤
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	119	アイザックス症候群
78	下垂体前葉機能低下症	120	遺伝性ジストニア
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	121	脳内鉄沈着神経変性症
80	甲状腺ホルモン不応症	122	脳表ヘモジデリン沈着症
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	123	HTRA1関連脳小血管病
82	先天性副腎低形成症	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
83	アジソン病	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
84	サルコイドーシス	126	ペリー病
85	特発性間質性肺炎	127	前頭側頭葉変性症
86	肺動脈性肺高血圧症	128	ビッカースタッフ脳幹脳炎
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	129	痙攣重積型（二相性）急性脳症
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	130	先天性無痛無汗症
89	リンパ脈管筋腫症	131	アレキサンダー病
90	網膜色素変性症	132	先天性核上性球麻痺
91	バッド・キアリ症候群	133	メビウス症候群
92	特発性門脈圧亢進症	134	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
93	原発性胆汁性胆管炎	135	アイカルディ症候群
94	原発性硬化性胆管炎	136	片側巨脳症
95	自己免疫性肝炎	137	限局性皮質異形成
96	クローン病	138	神経細胞移動異常症
97	潰瘍性大腸炎		
98	好酸球性消化管疾患		
99	慢性特発性偽性腸閉塞症		
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症		



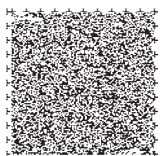
医療





医療

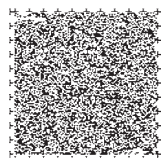
番号	病 名	番号	病 名
139	先天性大脳白質形成不全症	178	モワット・ウィルソン症候群
140	ドラベ症候群	179	ウィリアムズ症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	180	A T R - X 症候群
142	ミオクロニー欠神てんかん	181	クルーゾン症候群
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	182	アペール症候群
144	レノックス・ガストー症候群	183	ファイファー症候群
145	ウエスト症候群	184	アントレー・ビクスラー症候群
146	大田原症候群	185	コフィン・シリス症候群
147	早期ミオクロニー脳症	186	ロスムンド・トムソン症候群
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	187	歌舞伎症候群
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	188	多脾症候群
150	環状20番染色体症候群	189	無脾症候群
151	ラスムッセン脳炎	190	鰓耳腎症候群
152	P C D H 19 関連症候群	191	ウェルナー症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	192	コケイン症候群
154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症	193	プラダー・ウィリ症候群
155	ランドウ・クレフナー症候群	194	ソトス症候群
156	レット症候群	195	ヌーナン症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群	196	ヤング・シンプソン症候群
158	結節性硬化症	197	1 p 36 欠失症候群
159	色素性乾皮症	198	4 p 欠失症候群
160	先天性魚鱗癬	199	5 p 欠失症候群
161	家族性良性慢性天疱瘡	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	201	アンジェルマン症候群
163	特発性後天性全身性無汗症	202	スミス・マギニス症候群
164	眼皮膚白皮症	203	22 q 11.2 欠失症候群
165	肥厚性皮膚骨膜炎	204	エマヌエル症候群
166	弾性線維性仮性黄色腫	205	脆弱 X 症候群関連疾患
167	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	206	脆弱 X 症候群
168	エーラス・ダンロス症候群	207	総動脈幹遺残症
169	メンケス病	208	修正大血管転位症
170	オクシピタル・ホーン症候群	209	完全大血管転位症
171	ウィルソン病	210	単心室症
172	低ホスファターゼ症	211	左心低形成症候群
173	VATER 症候群	212	三尖弁閉鎖症
174	那須・ハコラ病	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
175	ウィーバー症候群	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
176	コフィン・ローリー症候群	215	ファロー四徴症
177	ジュベール症候群関連疾患	216	両大血管右室起始症
		217	エプスタイン病
		218	アルポート症候群
		219	ギャロウェイ・モワト症候群
		220	急速進行性糸球体腎炎



番号	病 名	番号	病 名
221	抗糸球体基底膜腎炎	264	無 β リポタンパク血症
222	一次性ネフローゼ症候群	265	脂肪萎縮症
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	266	家族性地中海熱
224	紫斑病性腎炎	267	高IgD症候群
225	先天性腎性尿崩症	268	中條・西村症候群
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
227	オスラー病	270	慢性再発性多発性骨髓炎
228	閉塞性細気管支炎	271	強直性脊椎炎
229	肺胞蛋白症（自己免疫性または先天性）	272	進行性骨化性線維異形成症
230	肺胞低換気症候群	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	274	骨形成不全症
232	カーニー複合	275	タナトフォリック骨異形成症
233	ウォルフラム症候群	276	軟骨無形成症
234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	277	リンパ管腫症/ゴーハム病
235	副甲状腺機能低下症	278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
236	偽性副甲状腺機能低下症	279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	280	巨大動静脈奇形（頸部顔面または四肢病変）
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	282	先天性赤血球形成異常性貧血
240	フェニルケトン尿症	283	後天性赤芽球癆
241	高チロシン血症1型	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
242	高チロシン血症2型	285	ファンコニ貧血
243	高チロシン血症3型	286	遺伝性鉄芽球性貧血
244	メープルシロップ尿症	287	エプスタイン症候群
245	プロピオン酸血症	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
246	メチルマロン酸血症	289	クロンカイト・カナダ症候群
247	イソ吉草酸血症	290	非特異性多発性小腸潰瘍症
248	グルコーストランスポーター1欠損症	291	ヒルシュスプルング病（全結腸型または小腸型）
249	グルタル酸血症1型	292	総排泄腔外反症
250	グルタル酸血症2型	293	総排泄腔遺残
251	尿素サイクル異常症	294	先天性横隔膜ヘルニア
252	リジン尿性蛋白不耐症	295	乳幼児肝巨大血管腫
253	先天性葉酸吸収不全	296	胆道閉鎖症
254	ポルフィリン症	297	アラジール症候群
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	298	遺伝性脾炎
256	筋型糖原病	299	嚢胞性線維症
257	肝型糖原病	300	IgG4関連疾患
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	301	黄斑ジストロフィー
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	302	レーベル遺伝性視神経症
260	シトステロール血症		
261	タンジール病		
262	原発性高カイロミクロン血症		
263	脳腱黄色腫症		



医療



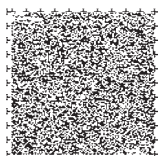


医療

番号	病 名	番号	病 名
303	アッシャー症候群	326	大理石骨病
304	若年発症型両側性感音難聴	327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
305	遅発性内リンパ水腫	328	前眼部形成異常
306	好酸球性副鼻腔炎	329	無虹彩症
307	カナバン病	330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
308	進行性白質脳症	331	特発性多中心性キャスルマン病
309	進行性ミオクロームステんかん	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
310	先天異常症候群	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
311	先天性三尖弁狭窄症	334	脳クレアチン欠乏症候群
312	先天性僧帽弁狭窄症	335	ネフロン癆
313	先天性肺静脈狭窄症	336	家族性低 β リポタンパク血症 1（ホモ接合体）
314	左肺動脈右肺動脈起始症	337	ホモシスチン尿症
315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
316	カルニチン回路異常症	339	MECP2重複症候群
317	三頭酵素欠損症	340	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）
318	シトリン欠損症	341	TRPV4異常症
319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	342	LMNB1関連大脳白質脳症
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	343	PURA関連神経発達異常症
321	非ケトーシス型高グリシン血症	344	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症
322	β -ケトチオラーゼ欠損症	345	乳児発症STING関連血管炎
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	346	原発性肝外門脈閉塞症
324	メチルグルタコン酸尿症	347	出血性線溶異常症
325	遺伝性自己炎症疾患	348	口ウ症候群

東京都単独の疾病一覧（都疾病） 令和6年4月1日現在

番号	病 名	番号	病 名
都80	原発性骨髄線維症	都88	古典的特発性好酸球増多症候群
都77	悪性高血圧	都91	びまん性汎細気管支炎
都83	母斑症	都95	遺伝性QT延長症候群
都866	肝内結石症	都97	網膜脈絡膜萎縮症



特殊医療費助成

難

担当窓口 障害福祉課生活支援係

都内に住所を有し、人工透析を必要とする慢性腎不全の方または先天性血液凝固因子欠乏症の方の医療費（保険適用後の自己負担分）の一部を助成します。

人工透析を必要とする腎不全の方は、月額一万円が助成限度額となります。

〈申請〉 次のものをお持ちください。

- (1) 難病医療費助成申請書兼同意書
- (2) 住民票※
- (3) 健康保険加入状況が分かる書類
- (4) 高齢受給者証（お持ちの方のみ）
- (5) 診断書（先天性血液凝固因子欠乏症等の方のみ）
- (6) 特定疾病療養受療証（76ページ参照）

※マイナンバー情報連携に同意いただける方やご加入の健康保険、所得によってお持ちものが異なります。詳しくは、障害福祉課生活支援係までお問い合わせください。

B型・C型ウイルス肝炎インターフェロン等治療医療費助成

難

担当窓口 障害福祉課生活支援係

〈対象〉

都内に住所を有し、東京都が指定する肝臓専門医療機関で下記の診断をされ、認定基準に該当する方が対象となります。

- (1) B型・C型ウイルス肝炎のインターフェロン治療を要すると診断された方
- (2) B型ウイルス肝炎の核酸アナログ製剤治療を要すると診断された方
- (3) C型ウイルス肝炎のインターフェロンフリー治療を要すると診断された方

〈助成範囲〉

それぞれ対象の治療にかかる保険診療（入院・外来）の医療費のうち、下表の自己負担限度額を超えた金額を（2回目等の場合は要件あり）助成します。

※入院食事療養標準負担額、生活療養標準負担額等は自己負担になります。

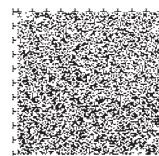
世帯の市民税（所得割）合計額	自己負担限度額
住民税非課税世帯	自己負担なし
235,000円未満の世帯	10,000円（月額）
235,000円以上の世帯	20,000円（月額）

〈申請方法〉

対象の治療ごとにお持ちいただく必要書類が異なります。詳しくは、障害福祉課生活支援係までお問い合わせください。



医療



特定疾患治療研究事業

難

担当窓口 障害福祉課生活支援係

都内に住所を有し、各種健康保険の加入者で対象疾病に罹患しており認定基準を満たしている方に、医療機関を受診し保険を適用し算定した額等を助成します。

※(3)及び(4)は新規申請はできません。更新のみとなります。

〈対 象〉

- (1) スモン
- (2) プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）
- (3) 難治性の肝炎のうち劇症肝炎 ※
- (4) 重症急性膵炎 ※

小児精神障害者入院医療費助成

精

担当窓口 障害福祉課相談支援係

精神障害のため精神病院での入院治療を必要とする満18歳未満の方の入院医療費を助成します。ただし、食事療養費の標準負担額は自己負担となります。

〈申請の方法〉

次のものを持参のうえ、障害福祉課へ申請してください。

- (1) 医療費助成申請書 ※
 - (2) 診断書（申請日3か月以内に作成のもの（更新は有効期限3か月前から期限後2か月以内のもの））※
 - (3) 住民票（世帯全員・続柄入。更新の方は、前回認定時の住所に変更がなければ不要）
 - (4) 健康保険情報が確認できるもの
 - (5) 遅延理由書（入院を開始した月の翌月以降に申請する場合にのみ、必要となります）※
- ※様式は障害福祉課にあります



医療

小児慢性特定疾病医療費助成

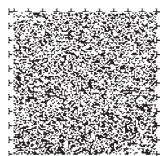
難

担当窓口 子ども子育て支援課

小児慢性特定疾病に罹患する18歳未満の方が、指定医療機関等で医療を受けた場合に、医療費の一部を助成します。

〈対象となる疾患群〉

1	悪性新生物	9	血液疾患
2	慢性腎疾患	10	免疫疾患
3	慢性呼吸器疾患	11	神経・筋疾患
4	慢性心疾患	12	慢性消化器疾患
5	内分泌疾患	13	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群
6	膠原病	14	皮膚疾患
7	糖尿病	15	骨系統疾患
8	先天性代謝異常	16	脈管系疾患



〈問 合 せ〉 子ども子育て支援課 電話 (042) 312-8652・8653

〈対 象〉

父または母が政令で定める程度の障害者（おおむね身体障害者手帳１・２級程度）で１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの児童を養育している保護者または２０歳未満で身体障害者手帳１～３級、愛の手帳１～３度程度の児童を養育している保護者。

※父または母についての要件は、上記のほか、離婚などによるひとり親家庭の方も対象となります。

ただし、次のいずれかに当てはまる方は、助成を受けられません。

- （１）受給者等の所得が一定額以上の方 （２）生活保護を受給している方
- （３）健康保険未加入の方 （４）児童が施設入所している場合
- （５）児童が里親および小規模住居型児童養育事業に委託されている場合

※マル障との併用はできません。どちらが優先になるかについてはご相談ください。

〈助成内容〉医療費（健康保険を適用した後の自己負担額）について、以下のとおり助成します。

非課税世帯…全額助成

課税世帯…１割自己負担（２割助成）

※詳しくは子ども子育て支援課までお問い合わせください。

〈問 合 せ〉子ども子育て支援課

電話 (042) 312-8652・8653



医療

診療など

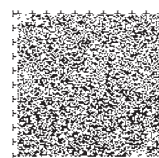
在宅難病患者訪問診療

難

寝たきり等で通院が困難な難病患者に対し、地域における適切な医療を確保することを目的として、東京都が公益社団法人東京都医師会に委託して在宅難病患者訪問診療事業を実施しています。

〈対 象〉難病医療費等助成対象疾病にかかっている方で、通院困難な方

〈問 合 せ〉訪問診療を希望する場合には、かかりつけの医療機関にご相談ください。



障害者等歯科相談

身

知

精

難

担当窓口 健康推進課

歯科衛生士が、障害者（児）や要介護者の歯と口の健康と、食べたり飲み込んだりすることに関する相談を行っています。また、かかりつけ歯科医がない場合には、見つけるための相談や歯科医師の紹介をします。外出が困難な方には訪問での相談も行っています。

〈問 合 せ〉健康推進課 電話 (042) 312-8627

在宅難病患者医療機器貸与

難

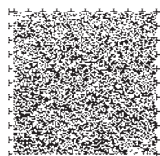
難病医療費等助成対象疾病を主な原因として、在宅療養において、吸入器・吸引器を必要としている方で、主治医の同意を得ている方に対し、吸入器・吸引器を無料で貸し出しています。

〈問 合 せ〉東京都多摩立川保健所

電話 (042) 524-5171 FAX (042) 528-2777



医療



8. しゃ かい さん か 社会参加

交通

心身障害者通院・通所訓練等交通費助成

身 知

担当窓口 障害福祉課生活支援係

〈対象〉※生活保護世帯は除きます。

- (1) 身体障害者手帳 1・2級 (2) 愛の手帳 1・2度
- (3) 身体障害者手帳の内部障害3級 ※所得制限あり（心身障害者福祉手当と同様）
（心臓、じん臓、呼吸器、肝臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能障害）
- (4) 精神障害者保健福祉手帳 1級

〈助成対象〉次に該当する場合に、その移動に係る交通費を助成します。

（介護保険給付による通所リハビリテーション、地域活動支援センター、指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者等への通所を除く）

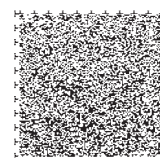
- ①医学的治療のための通院、機能回復訓練のための通所
- ②自立生活訓練、および社会適応訓練のための通所
- ③家族（障害者本人は除く）の属する学校行事に参加
- ④公的機関が主催・共催する研修・講座等の行事に参加
- ⑤地域活動（宗教活動、政治活動及び営利を目的とする経済的活動への参加を除く）

〈月額助成限度額〉

		通院・通所訓練に係る交通費 (助成対象①②)	学校行事・研修等に係る交通費 (助成対象③④⑤)
公共交通機関のみ利用	本人	5,250円	650円
	介護者	5,250円	650円
タクシー等のみ利用	本人	5,250円	650円
	介護者	対象外	
自家用車のみ利用 (公共交通機関を利用した場合の大人1人分の額で算定)	本人	5,250円	650円
	介護者	対象外	
公共交通機関利用、 タクシー、自家用車併用	本人	5,250円	650円
	介護者	5,250円（公共交通機関分のみ）	650円（公共交通機関分のみ）

〈申請方法〉次のものをお持ちになり、担当窓口で利用登録が必要です。

- (1) 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳
 - (2) 障害者本人の銀行口座の控え
 - (3) 区市町村民税課税（非課税）証明書(内部障害3級のみ)
- 詳しくは担当窓口までお問い合わせください。



JR線等の運賃の割引

身 知 精

〈対象〉①身体障害者手帳または愛の手帳の所持者とその介護者

利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取扱い区間
第1種心身障害者が介護者とともに利用する場合	普通乗車券 定期券 回数券 急行券	5割（バスの定期券3割）	JR線（航路・バスを含む）および連絡各社線の各駅相互間 ※私鉄の割引はJRに準じる
12歳未満の第2種心身障害児の介護者	定期券		
第1種および第2種心身障害者が1人で利用する場合	普通乗車券	5割	同上。 ただし片道100kmを超える区間に限る

②精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護者

割引内容は各鉄道会社によって異なるため、各鉄道会社に直接問い合わせてください。

注）第1種・第2種心身・精神障害者とは、障害の程度や内容により決められており、「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」に第1種または第2種の記載がある方が対象になります。

〈利用方法〉身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を発売窓口に提示して乗車券等を購入してください。

〈問合せ〉各駅窓口



都営交通無料乗車券

身 知 精

担当窓口 障害福祉課生活支援係

社会参加

■身体障害者・知的障害者

都営交通を利用する際、無料乗車券を提示すると、本人は料金が無料になります。
介護者の一部は手帳提示により料金が割引になります。

〈対象〉都内在住で身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方
※シルバーパスをお持ちの方は取得できません。

〈乗物の種類〉都営地下鉄、都営バス、都電等

〈手続〉新規・更新とも手帳、無料乗車券（更新のみ）が必要です。
（指定された駅で手続きすることにより、ICカードに変更することができます。）

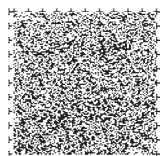
■精神障害者

都営交通を利用する際、都営交通乗車証を提示すると、本人は料金が無料になります。

〈対象〉都内在住で精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
※シルバーパス等をお持ちの方は取得できません。

〈乗物の種類〉都営地下鉄、都営バス、都電等

〈手続〉新規・更新とも手帳、乗車証（更新のみ）が必要です。
（指定された駅で手続きすることにより、磁気券・ICカードに変更することができます。）



民営バスの割引(身体障害者・知的障害者)

身 知

担当窓口 障害福祉課生活支援係

民営バスを利用する際、料金が割引になります。

本人は手帳を提示するだけで利用ができますが、介護人は割引証が必要です。

利用区分	利用方法	割引率
第1種・第2種身体障害者、愛の手帳所有者が1人で利用する場合	身体障害者手帳、愛の手帳を乗車時に提示	5割
第1種身体障害者、愛の手帳所持者が介護人とともに利用する場合	心身障害者民営バス乗車割引証（介護人付）を乗車時に提示	5割 介護人も同率
定期券を購入する場合	定期券割引購入申込書を購入時に提出	3割

〈申請方法〉手帳を持参し、心身障害者民営バス乗車割引証（介護人付）、定期券割引購入申込書の交付を受けてください。

民営バスの割引（精神障害者）

精

〈対 象〉

東京都が発行する写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

〈適用範囲〉

都内を運行する一般路線バスの都内区間。都内で乗車し、かつ都内で降車（下車）する場合のみ適用されます。

コミュニティバスの割引の有無は、運行事業者へお問い合わせください。

〈利用方法〉手帳の写真が貼ってあるページを乗車時に提示してください。

〈割引率〉5割

〈問 合 せ〉各バス事業者



社会参加

国分寺市地域バス「ぶんバス」の割引

身 知 精

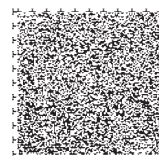
「ぶんバス」を利用する際、運賃が割引になります。

〈対 象〉

- (1) 身体障害者手帳または愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている方
- (2) 東京都発行の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
※東京都以外の精神障害者保健福祉手帳は対象外
- (3) 障害者手帳アプリ（ミライロID）をお持ちの方

〈割引後運賃額および適用範囲〉

乗車1回（1周を超えない範囲） 100円



〈利用方法〉

乗車時に、各手帳またはアプリを提示してください。
提示を忘れると割引を受けられないことがあります。

〈問 合 せ〉

交通対策課 地域バス等担当
電話 (042) 312-8673

フェリー旅客運賃の割引

身 知

フェリーを利用する際、運賃が割引になります。

〈対 象〉 身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている方と介護者

〈利用方法〉 発売窓口で手帳を提示し、乗船券をご購入ください。

※割引率、割引対象などについては、会社により異なりますので、各船会社に直接お問い合わせください。

〈問 合 せ〉 各船会社

航空旅客運賃の割引

身 知 精

〈対 象〉 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方と介護者

※ただし、航空運送事業者によって、対象者の適用範囲が異なります。

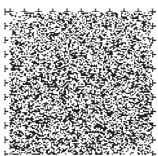
〈割引運賃額〉 各航空運送事業者または路線によって異なります。

〈利用方法〉 航空券購入及び搭乗手続きの際に身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示。ただし、介護者とともに搭乗する場合は、利用開始前に同一搭乗区間の航空券を同時に購入する必要があります。

〈問 合 せ〉 各航空会社



社会参加



有料道路通行料金の割引

身 知

担当窓口 障害福祉課生活支援係

〈対 象〉

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方が運転する場合
- (2) 第1種身体障害者・第1種知的障害者が移動するために介護者が運転する場合

〈割引率〉 5割 ※有効期限があります。

〈申請の方法〉 次のものをお持ちになって、担当窓口へ申請してください。

自動車、ETCカードの事前登録を希望する場合

- (1) 身体障害者手帳または愛の手帳
- (2) 自動車検査証または軽自動車届出済証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項も必要。）

※自動車の所有者の氏名の記載があることが必要です。

※ローン又は長期リースにより自動車を利用している場合は、ローン契約書又はリース契約書等をお持ちください。

- (3) 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）
また、ETCを利用する場合は下記2点もあわせてお持ちください。
- (4) ETCカード
- (5) ETC車載機の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）
※オンライン申請も可能です。

自動車、ETCカードの事前登録を希望しない場合

- (1) 身体障害者手帳または愛の手帳
- (2) 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）

オンライン申請方法の問い合わせ先 **有料道路ETC割引登録係**

月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

電話 (045) 477-1233



<https://www.expressway-discount.jp>



社会参加

タクシー運賃の割引

身 知 精

乗車時に身体障害者手帳または愛の手帳を提示することにより、運賃の10%（10円未満切り捨て）の割引を受けられる場合があります。

ご利用になる前に各タクシー会社へ割引を受けられるかどうかをご確認ください。

〈対 象〉 身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も対象となる場合がありますので、詳しくは下記または乗車の際に乗務員へお問い合わせください。

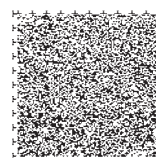
〈問 合 せ〉

法人タクシー 一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会

電話 (03) 3264-8080

個人タクシー 東京都個人タクシー協同組合

電話 (03) 3384-1351



自動車

自動車運転免許取得費の助成

身

担当窓口 障害福祉課生活支援係

心身障害者が自動車運転免許を取得する場合、または免許の限定解除を受ける場合、費用の一部を助成します。

※ただし、普通自動車に限ります。事前に申請が必要です。

〈対象〉 次の（１）～（４）のすべてにあてはまる方

- （１）運転免許適性試験に合格した身体障害者手帳１～３級（ただし、内部障害４級まで、下肢障害または体幹機能障害４・５級であって歩行困難な方も対象）または愛の手帳１～４度の方
- （２）市内に３か月以上居住している方
- （３）申請時において、当該申請の対象となる運転免許の取得等をしていない方
- （４）住民税非課税世帯に属する方

〈助成金額〉 助成対象経費（教習所の入所料、教習料など）の２／３の額で、１６４，８００円以内。限定解除２０，６００円以内。

※身体障害のある方が運転免許を取得する場合、障害の程度により、補装具類を着用したり、車種の限定がありますので事前に公安委員会の審査を受けていただくことになります。身体障害者の免許取得について詳しくは下記へお問い合わせください。

※なお、助成制度については、担当窓口へお問い合わせください。

〈問合せ〉 警視庁府中運転免許試験場

〒183-0002 府中市多磨町3-1-1 電話 (042) 362-3591

自動車改造費の助成

身

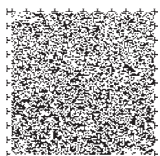
担当窓口 障害福祉課生活支援係

購入または所有する普通自動車に、アクセル、ブレーキなどの改造が必要な場合、経費の一部を助成します。※事前に申請が必要です。

〈助成額〉 １台につき １３３，９００円を限度

〈対象〉 次の（１）～（４）のすべてにあてはまる方

- （１）身体障害者手帳の上肢、下肢または体幹機能障害１・２級
- （２）自らが運転する普通自動車を所有している方
- （３）市内に３か月以上居住している方
- （４）住民税非課税世帯に属する方



駐車禁止規制の除外

身 知 精

公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路に駐車する場合、駐車禁止の対象から除外されます。駐車に際しては、東京都公安委員会が発行し警察署で交付した「駐車禁止等除外標章」および「運転者の連絡先または用務先」を車の前面の見やすい箇所に掲示する必要があります。

なお、次のような駐車はできません。

- ① 停車禁止場所の駐車 ② 法定駐車禁止場所の駐車 ③ 駐車方法に従わない駐車
- ④ 車庫代わりの駐車・長時間駐車

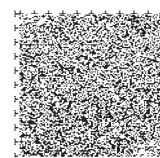
〈対 象〉都内に住所を有し、下記の障害の区分・程度に該当する手帳の交付を受けている方

手帳の種別	障害の区分			障害の程度
身体障害者手帳	視覚障害			1 級から 3 級または 4 級の 1
	聴覚障害			2 級または 3 級
	平衡機能障害			3 級
	肢体不自由	上肢機能障害		1 級、2 級の 1 または 2 級の 2 ※
		下肢機能障害		1 級から 4 級まで
		体幹機能障害		1 級から 3 級まで
		運動機能障害	上肢機能	1 級または 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
			移動機能	1 級から 4 級まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸小腸機能障害			1 級または 3 級
	免疫機能障害、肝臓機能障害			1 級から 3 級まで
(再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方)				
愛の手帳	1 度または 2 度 (3・6・12・18 歳に達したときの更新申請が終了している方)			
精神障害者保健福祉手帳	1 級（精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方)			
小児慢性特定疾病医療受給者証	色素性乾皮症に係る医療費支給認定を受けた方			

※肢体不自由の欄の上肢機能障害「1 級、2 級の 1 または 2 級の 2」に該当する方とは、両上肢に著しい障害がある方です。



社会参加



〈申請者〉原則として本人が申請してください。

※ただし、申請者が未成年者、知的障害者または精神障害者の場合や、身体的理由により来署する事が困難であると認められる場合は、当該申請者の親権者、配偶者、三親等以内の血族もしくは姻族、またパートナーシップ関係の相手方が申請代理人として申請してください。

〈申請に必要な書類〉住所地を管轄する警察署に申請してください。

- (1) 申請書（警察署にあります。）
- (2) 身体障害者手帳等
- (3) 住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）

※申請代理人の場合は、申請者との関係を証明できる書面、申請代理人本人の確認ができる身分証明書を持参してください。

〈問合せ〉小金井警察署 交通規制係 〒184-0014 小金井市貫井南町3-21-3
電話 (042) 381-0110

外出支援

移動支援事業



担当窓口 障害福祉課事業推進係

社会生活上必要な外出等障害者または障害児の自立生活及び社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣します。



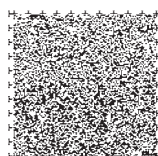
社会参加

〈対象〉市内に住所を有する方または市から障害福祉サービス受給者証の交付を受けている方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 愛の手帳の交付を受けている学齢以上の障害者（児）
- (2) 肢体不自由のうち両上肢1級かつ両下肢1級の身体障害者手帳の交付を受けている学齢以上の障害児
- (3) 精神保健福祉手帳1級の交付を受けている学齢以上の障害者（児）

対象者別利用限度時間

対象者区分		利用限度時間（ひと月あたり）
(1) (3)	小学1年生～小学3年生	13時間
	小学4年生～中学3年生	17時間
	義務教育終了後から満18歳に達する日の属する月の月末まで	22時間
	18歳に達する日の属する月の翌月から	25時間
(2)	小学1年生～小学3年生	13時間
	小学4年生～中学3年生	17時間
	義務教育終了後から満18歳に達する日の属する月の月末まで	22時間



緊急時の対応・夏季休業日の時間増

変更項目	変更内容
緊急時の対応	その月の上限支給量の限度時間まで使い切った後（利用予定時間は含まない）に、緊急やむを得ない事由が発生した場合、1か月に10時間を限度として利用できます。 ※緊急やむを得ない事由とは下記のとおりです。 ①利用者、同居の親族又は身体障害者補助犬の傷病により通院するとき。 ②親族の事故又は病状の急変により病院へ行くとき。 ③親族の葬儀に参列するとき。
夏季休業日の時間増	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等に在籍する利用者であって、市の承認を受けた方は、1か月当たりの利用限度時間を7月の夏季休業期間にあつては5時間まで、8月の夏季休業期間にあつては10時間まで加算する。

〈利用形態〉

- ・個別支援型 1人の利用者に対して1人のガイドヘルパーが支援します。
- ・グループ支援型 複数の利用者に対して複数のガイドヘルパーが支援します。（ただし、利用者3人対ヘルパー2人、利用者4人対ヘルパー3人、利用者5人対ヘルパー4人の組み合わせに限りします。）

〈利用者料金〉

- ・個別支援型 最初の2時間まで、30分あたり130円。以降、30分あたり105円。
- ・グループ支援型 最初の2時間まで、30分あたり105円。以降、30分あたり85円。

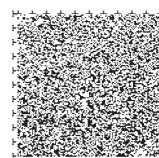
※生活保護および市民税非課税世帯は無料。移動にかかる費用等は実費負担。

〈移動支援事業者一覧〉

事業所名	所在地	電 話	FAX
特定非営利活動法人 学びの広場	国分寺市南町2-11-14 トミービル2階	(042)322-7160	(042)322-7160
社会福祉法人けやきの杜 ライフネット	国分寺市東恋ヶ窪5-2-2 シティハイツ51 1階	(042)322-4424	(042)322-4426
社会福祉法人万葉の里 ウイング	国分寺市東戸倉2-7-26	(042)321-6600	(042)313-8823
特定非営利活動法人・ケア・センターやわらぎ ケア・センターやわらぎ 国分寺	国分寺市本町4-1-2 エスポアール花澤台1階	(042)327-0417	(042)327-0415
社会福祉法人AnnBee ヘルパーステーションびいと	国分寺市西元町3-6-14	(042)316-8523	(042)316-8553
社会福祉法人あいの樹 あい	小平市小川西町5-22-12	(042)349-2191	(042)349-2192



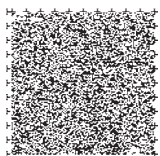
社会
参加



事業所名	所在地	電 話	FAX
合資会社 MERRY ROOM	昭島市東町4-9-3	(042)546-4243	(042)519-2157
特定非営利活動法人 ひょうたん島 すいへいせん	国分寺市本多4-15-8	(042)359-4767	(042)359-4767
合同会社 つぼみ 訪問介護つぼみ	国分寺市本町2-20-11 カーサマローネ1B	(042)359-4253	(042)359-4273
株式会社 ケア21 ケア21国分寺	国分寺市泉町1-1-2 清水ビル 1 階	(042)300-0321	(042)324-4882
有限会社 プロビジョン 介護サービス 愛の手	杉並区高円寺南5-36-8 ナガイビル 3 階	(03)3380-5017	(03)3380-5016
一般社団法人 ノマワン・フレンド	小金井市貫井南町3-18-6 パールレジデンス武蔵小金井 205	(042)332-8612	(042)332-8612
合同会社 くくる介護ステーション	小平市仲町363-9 サンフラワーハイツ1C	(042)406-5782	(042)406-5782
株式会社 HORTON ホートン国分寺ステーション	国分寺市本町2-11-5-407	(042)316-8576	(03)6300-6485
一般社団法人 Proof プルーフ	国立市東1-14-22 ハイム114 305	(042)502-6956	(042)502-6956
有限会社 ミント ホームヘルプステーション ミント	小平市小川町1-376-5	(042)344-0772	(042)344-0862
一般社団法人 にこにこ たすけあいグループひまわり	小平市小川町2-1341-1 第二サンライズマリー103	(042)343-2215	(042)343-1806
特定非営利活動法人 ワーカーズ風ぐるま	国分寺市泉町3-33-16 西国分寺ハイツ101	(042)300-3663	(042)300-3663
株式会社リリィケア ネコロボマン訪問介護立川高松店	立川市高松町3-14-5	(042)506-1050	(042)506-1051
DIVE合同会社 ケアランド南風	国立市東3-6-6 東センテ国立ビル 3 階	(042)505-9582	(042)505-9583



社会
参加



盲ろう者の通訳・介助者派遣

視覚と聴覚の両方に障害がある方に、コミュニケーション及び移動手段を確保し社会参加を促進するため通訳・介助者を派遣します。

〈費 用〉 無料（通訳・介助中の交通費、入場料等は利用者負担）

〈問 合 せ〉 認定特定非営利活動法人東京盲ろう者友の会

電話 (03) 6228-1282 FAX (03) 6228-1283



<http://www.tokyo-db.or.jp/>

補助犬の給付

担当窓口 障害福祉課生活支援係

都内におおむね1年以上居住して、身体障害者補助犬の飼育について家屋所有者の承諾が得られ、所定の訓練（宿泊の場合もあります）を受けることができ、身体障害者補助犬の飼育のできる世帯の所得税額が平均月額77,000円未満の方に、身体障害者補助犬を給付します。

- (1) 盲導犬 18歳以上で視覚障害1級の方
- (2) 介助犬 18歳以上で肢体不自由1・2級の方
- (3) 聴導犬 18歳以上で聴覚障害2級の方

文化・交流・余暇・学習



社会参加

くめぎ教室

担当窓口 本多公民館 恋ヶ窪公民館 並木公民館

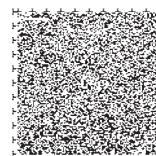
〈内 容〉 各館の施設や地域特性を活かして、音楽・ダンス・スポーツ・工作・季節に合わせたイベントなど多様な活動を行っています。さまざまな人たちとのふれあいや集団活動を通して社会性を身につけ、仲間づくりをし、自ら生きる力を育むことを目指しています。

〈対 象〉 市内在住の18歳以上の方で、本人が来館または保護者等が送迎可能な方のうち、愛の手帳2度～4度の方。

〈活 動 日〉 原則として月1～2回 日曜日・土曜日 ※詳しくは各公民館にお問い合わせください。

〈問 合 せ〉

名 称	所 在 地	電 話	FAX
本多公民館	本多1-7-1	(042) 321-0085	(042) 322-2376
恋ヶ窪公民館	西恋ヶ窪4-12-8	(042) 324-1926	(042) 327-9100
並木公民館	並木町2-12-3	(042) 321-9971	(042) 321-9970



※参加できるのは1館のみです。

●アラジン

〈内 容〉

18歳以上の知的障害のある方のための余暇活動支援です。

水曜日と第一土曜日に主に活動を行っています。

利用者のペースに合わせて音楽や書道、体操、調理などをボランティアや仲間と一緒にしています。

※ボランティアも随時募集しています。

※事業の詳細や入会方法については、下記までお問い合わせください。

〈問 合 せ〉

特定非営利活動法人国分寺市手をつなぐ親の会 アラジン担当

電話 (042) 313-9322

●トータルサポートシステムMY夢 まあぶ

〈内 容〉

18歳以上の知的障害のある方のための余暇活動支援です。

月曜日、水曜日、土曜日に活動を行っています。

水泳、スポーツ、外出、調理等を支援者や仲間と一緒にしています。

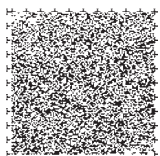
※支援者も随時募集しています。

※事業の詳細や入会方法については、下記までお問い合わせください。

〈問 合 せ〉

特定非営利活動法人国分寺市手をつなぐ親の会 まあぶ担当

電話 (042) 313-9322



国分寺市体育施設等使用料減免

身

知

精

担当窓口 スポーツ振興課

オパール会員証をお持ちの方は、市内スポーツ施設の個人利用が無料になります。会員証の申請手続きなど詳しくは下記へお問い合わせください。

(注釈) 市民室内プール（プールのみ）は当面の間、休場しています。詳細は市ホームページをご確認ください。

〈対象〉市内在住の①または②に該当する方

①高齢者（満65歳以上の方）

②身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

〈問合せ〉

市民スポーツセンター	電話 (042) 326-2211
市民室内プール	電話 (042) 325-6868
市民ひかりスポーツセンター	電話 (042) 595-8865

東京都障害者スポーツ大会

身

知

精

スポーツを通じて、障害者が自らの体力の維持増進及び社会への参加と相互の交流を促進させるとともに、都民の障害者に対する理解の増進を図るため、東京都障害者スポーツ大会を開催しています。

〈問合せ〉公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ12階

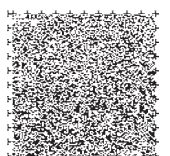
電話 (03) 6265-6001 (分室) FAX (03) 6265-6077



<https://tsad-portal.com/tsad/join/convention>



社会参加



心身障害者(児)運動会・バスハイキング

身

知

精

難

担当窓口 障害福祉課生活支援係

心身障害者の方の健康増進と交流を深めるため、毎年バスハイキング、運動会を行っています。

〈対 象〉市内在住で心身に障害のある方、難病の方、その家族および支援者など

〈内 容〉

バスハイキング 日帰りで娯楽施設などへバスに乗って出かけます。(企画内容は毎年変わります)

運動会 市民スポーツセンターで様々なスポーツをみんなで一緒に楽しめます。

※参加については、毎年開催前に市報やホームページで開催のお知らせをしていますので、ご確認の上お申し込みください。

東京都障害者休養ホーム

身

知

精

障害のある方が家族などとくつろげる保養施設を指定し、宿泊料の一部を東京都が助成しています。

〈対 象〉都内在住で、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方。付き添いの方は、障害者(児) 1人につき1人が助成対象となります。

〈助 成 額〉1泊につき障害者おとな6,490円、子ども5,770円、付き添いの方(中学生以上) 3,250円を限度に助成。

〈助成回数〉年度(4月1日～翌年3月31日) 2泊まで

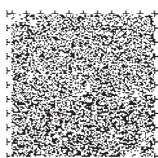
〈利用方法〉利用する施設をパンフレットから選んで直接予約します。パンフレットおよび利用申込書は障害福祉課にあります。

〈受付締切〉団体・・・利用日の3週間前 個人・・・利用日の2週間前

〈問 合 せ〉公益財団法人 日本チャリティ協会

〒160-0022 新宿区新宿1-18-12 柳田ビル3階

電話 (03) 3353-5942 FAX (03) 3359-7964



国分寺市立歴史公園有料施設入園料減免

身 知 精

担当窓口 ふるさと文化財課

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所有者とその介護者の方は、国分寺市立歴史公園内の有料公園施設である「おたかの道湧水園」入園料が無料になります（手帳をお持ちの方1人につき介護者の方1人まで）。発券窓口の史跡の駅で手帳を提示してください。

〈問 合 せ〉 ふるさと文化財課

電話 (042) 312-8682 FAX (042) 325-1380 (代表)

都立公園等の無料入場

身 知 精

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所有者とその介護者の方は、各都立公園等に無料入場できます。窓口で手帳を提示してください。

〈問 合 せ〉 各公園窓口

都立公園等駐車場の無料利用

身 知 精

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所有者とその介護者の方は、各都立公園等の駐車場を無料利用できます。窓口で手帳を提示してください。

〈問 合 せ〉 各駐車場窓口

国立・都立有料施設等の無料(一部割引)利用

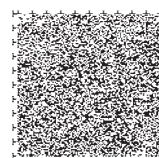
身 知 精

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所有者とその介護者の方は、各都立有料施設等の個人利用する場合、無料（一部割引）で利用できます。窓口で手帳を提示してください。

〈問 合 せ〉 各施設窓口



社会参加



郵便等による不在者投票（郵便等投票）

身

担当窓口 選挙管理委員会事務局

重度の障害等がある方は、自宅等での不在者投票（郵便等投票）の制度が利用できます。選挙管理委員会への事前の申請が必要です。

〈対 象〉

	障害の部位	等 級
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢、体幹、移動機能	1 級または 2 級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1 級または 3 級
	免疫、肝臓	1 級～3 級
介護保険の被保険者証をお持ちの方	要介護状態区分が『要介護 5』	

※手帳の等級とは別に、東京都知事の障害の程度についての証明書をとることにより、郵便等投票が利用できる場合があります。

〈代理記載投票〉

郵便等投票の対象の方で、上肢または視覚の 1 級に該当し、自ら記載をすることができない方は、投票の代理記載をしてもらうことができます。代理記載できる方は、選挙権を有する方で、選挙管理委員会への事前の申請が必要です。

〈問 合 せ〉選挙管理委員会事務局

電話 (042) 325-0195 FAX (042) 325-4100



社会参加

代理投票・点字投票

身

知

精

担当窓口 選挙管理委員会事務局

各投票所では字を書くことが困難な方や目の不自由な方のために「代理投票」や「点字投票」の制度があり、聴覚が不自由な方には、コミュニケーションボードを使って投票のご案内をします。

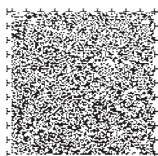
(1) 代理投票：けがや病気、心身の障害その他の事由により、自ら記載することができない方は、投票所の係員の代筆にて投票することができます。

(2) 点字投票：視覚に障害のある方は、点字器を使用して投票することができます。

※全ての投票所に点字版候補者氏名等一覧、点字器、投票支援カード、コミュニケーションボード、老眼鏡、車椅子等を用意しています。

〈問 合 せ〉選挙管理委員会事務局

電話 (042) 325-0195 FAX (042) 325-4100



9. こう しゅう 講習

聴覚障害者対象

聞こえに不自由している方のための読話講習会

身

中途失聴者・難聴者の方が、コミュニケーション手段としての読話技術を学ぶ講習会です。

〈対 象〉都内に居住し、身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の中途失聴者・難聴者の方。ただし、ろう学校在学中の方及び卒業生の方は除きます。

〈講習内容〉 (1) 口形の読み取り (2) 会話の練習 (3) 類似語の練習

〈費 用〉受講料は無料。ただし、教材費は自己負担。

〈問 合 せ〉東京手話通訳等派遣センター

〒160-0022 新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階

電話 (03) 3352-3335 FAX (03) 3354-6868

中途失聴者・難聴者手話講習会

身

〈対 象〉都内在住・在勤の中途失聴者・難聴者の方。ただし、本講習会において修了したクラスを再受講することはできません。

〈講習内容〉

- ・入門クラス 手話の経験がなく、その習得に熱意のある方
- ・初級クラス 指文字や基礎の手話ができる方
- ・中級クラス 簡単な手話ができる方
- ・上級クラス おおむね1年以上の手話経験があり、手話による日常会話が可能な方

※本講習は、講師の手の動きやテキストに記載の文字・イラストを見て、実践等を踏まえて習得する方法で行います。

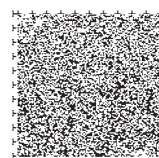
〈費 用〉受講料は無料。ただし、テキスト代は自己負担。

〈問 合 せ〉東京都福祉局 障害者施策推進部 企画課

電話 (03) 5320-4147 FAX (03) 5388-1413



講習



視覚障害者対象

中途失明者緊急生活訓練 身

指導員が家庭などを訪問し、マンツーマンで訓練を行います。歩行・日常生活・点字・パソコン技術等を指導します。

〈対 象〉原則として18歳以上の都内在住の身体障害者手帳を持つ在宅の視覚障害者。

〈費 用〉無料。ただし、教材費、テキスト代は受講者負担。

〈問 合 せ〉公益社団法人東京都盲人福祉協会 訓練担当

〒169-0075 新宿区高田馬場1-9-23 電話 (03) 3208-9001

その他

東京都重度身体障害者在宅パソコン講習 身

重度身体障害者の方を対象として、在宅で就労に必要な情報技術を学ぶ講座です。また、就労に欠かせない社会性やビジネスマナーを身に付けることも目標にしています。

(講習期間：2年間)

〈対 象〉下記、すべてに該当する方が対象となります。

- (1) 身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- (2) 高校卒業程度の学力を有する方
- (3) 週20～30時間程度の学習時間を確保できる方
- (4) 都内在住の方

〈費 用〉無料

(インターネット利用料金・資格試験の受験料・スクーリングにかかる交通費等は自己負担になります。)

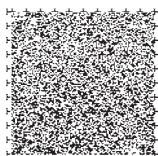
〈問 合 せ〉社会福祉法人東京コロニー 職能開発室

〒164-0001 中野区中野5-3-32

電話 (03) 6914-0859 FAX (03) 6914-0869



<https://www.tocolo.or.jp/syokunou/>



支援者の方へ

手話通訳者養成講習会

担当窓口 障害福祉課生活支援係

市では、聴覚障害者とのコミュニケーションを深め、将来手話通訳者になるための講習会を開催しています。

〈対 象〉

- (1) 市内在住・在勤・在学の方で、聴覚障害者の福祉に理解と熱意がある方
- (2) 満15歳以上の方（中学生を除く）

〈対象クラス〉

- (1) 入門…初めて手話を学ぶ方
- (2) 基礎…入門クラスの修了者又は同等の技術と知識がある（主に1年程度学習した）方
- (3) 応用…基礎クラスの修了者又は同等の技術と知識がある（主に2年程度学習した）方で、将来手話通訳者を目指す方
- (4) 養成…応用クラスの修了者又は同等の技術と知識がある（主に3年程度学習した）方で、将来手話通訳者を目指す方

〈費 用〉 無料（テキスト代実費）

※養成クラス修了後、規定の試験に合格した場合、受験料の助成制度あり（国分寺市登録手話通訳者への登録等の要件あり）

東京都手話通訳者等養成講習会

聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方に手話等の指導を行い、手話通訳者を養成するとともに、手話の普及を図るために地域における講習会等の指導者を養成することで、聴覚障害者の福祉の向上を図ることを目的として実施しています。

〈対 象〉

- (1) 都内在住、在勤、在学の方
- (2) 満18歳以上の方
- (3) 手話学習経験3年以上
- (4) 修了後、都内で手話通訳等の活動ができる方

〈講習内容〉

- (1) 聴覚障害者に接する心構え
- (2) 手話通訳論
- (3) 通訳実習・指導実習など

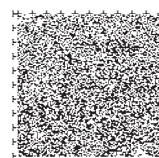
〈費 用〉 無料（テキスト代実費）

〈問 合 せ〉 東京手話通訳等派遣センター

電話 (03) 3352-3335 FAX (03) 3354-6868



講習



東京都要約筆記者養成講習会

中途失聴者、難聴者のコミュニケーション支援としての要約筆記技術の講習を行い、要約筆記者を養成します。

〈対 象〉

- (1) 都内在住、在勤、在学の方 (2) 満18歳以上の方
- (3) この講習会の受講経験のない方 (4) 修了後、都内で要約筆記の活動ができる方

〈講習内容〉

- (1) 聴覚生活と聴覚障害 (2) 聴覚障害者に接する心構え
- (3) 社会福祉等の知識 (4) 要約筆記の方法と技術など

〈費 用〉 無料 (テキスト代等実費)

〈問 合 せ〉 東京手話通訳等派遣センター

電話 (03) 3352-3335 FAX (03) 3354-6868

失語症者向け意思疎通支援者養成研修

失語症者の福祉に理解と熱意を有する方に失語症者とのコミュニケーションの手法の指導を行い、意思疎通支援者を養成します。

〈対 象〉

- (1) 都内に住所を有するか、または都内に日常生活の場を有する方
- (2) 満18歳以上の方
- (3) 講習会を修了後、都内で失語症者向け意思疎通支援等の活動ができる方

〈費 用〉 無料 (テキスト代等実費)

〈講習のコース〉 必修基礎コース、応用コース

〈問 合 せ〉 一般社団法人東京都言語聴覚士会

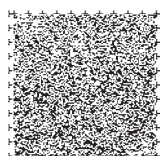
(失語症者向け意思疎通支援者養成事業委員会)

電話・FAX (03) 5325-2032

(※FAXは、東京都言語聴覚士会意思疎通支援社会福祉法人養成事業担当 (行) と明記)



講習



知的障害者ガイドヘルパー養成研修

担当窓口 障害福祉課事業推進係

知的障害がある方の外出をサポートするガイドヘルパー（移動支援ヘルパー）を養成します。

〈対 象〉

国分寺市の移動支援ヘルパーとして従事できる方。18歳以上で市内在住（近隣市も含む）・在勤・在学の方。

〈講習内容〉

講義2日間・演習1日の計3日間の受講後、東京都知的障害者移動支援従業者養成研修課程修了証明書が交付されます。

〈費 用〉教材費1,500円 演習時の交通費・入場料など実費。

同行援護従業者養成研修

担当窓口 障害福祉課事業推進係

視覚障害で、ひとりでの移動が難しい方のために、外出するときに同行して移動の支援をするガイドヘルパーを養成します。

〈対 象〉

国分寺市民への支援を行っている又は国分寺市に所在する事業所に登録し、実際に従事できる原則65歳未満の健康な方。国分寺市内及び市近郊に在住・在勤・在学で通学可能な方。

〈講習内容〉

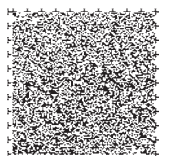
一般課程（28時間）の4日間の受講後、同行援護従業者養成研修（一般課程）修了証明書が交付されます。

〈費 用〉

教材費2,640円（税込） 演習での交通費、食事代は実費。



講習



10. 税金の軽減・各種割引

税金

税の控除など

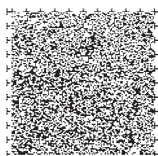
身 知 精

下記のような税の控除、非課税制度があります。詳しくは各窓口にお問い合わせください。

		身体障害者手帳１・２級 愛の手帳１・２度 精神障害者保健福祉手帳１級	身体障害者手帳３～６級 愛の手帳３・４度 精神障害者保健福祉手帳２・３級	担 当 窓 口
国 税	所得税	納税者または扶養親族等が 障害者のとき特別障害者控除 (扶養親族等が同居の時は 同居特別障害者控除)	納税者または扶養親族等が 障害者のとき普通障害者控除	(確定申告) 立川税務署 〒190-8565 立川市緑町4-2 電話 (042) 523-1181 (源泉徴収) 勤務先の給与担当
	相続税	障害者控除	障害者控除	立川税務署 電話 (042) 523-1181
	贈与税	非課税制度あり	非課税制度あり	
都 税	個人 事業税	納税者または扶養親族等が 障害者のとき減免制度あり	納税者または扶養親族等が 障害者のとき減免制度あり	立川都税事務所 〒190-0022 立川市錦町4-6-3 電話 (042) 523-3171
市 税	住民税 (森林環境税 を含む)	納税者または扶養親族等が 障害者のとき特別障害者控除 (扶養親族等が同居の時は 同居特別障害者控除)	納税者または扶養親族等が 障害者のとき普通障害者控除	課税課 電話 (042)325-0111(代表)
		所得金額によって、非課税となることがあります。		



税金の軽減・各種割引



軽自動車税種別割の減免

身 知 精

自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税環境性能割の減免については、下記、東京都自動車税コールセンターへお問合せください。

〈環境性能割・種別割とは〉

環境性能割：自動車又は軽自動車を取得したときにかかる税金

種別割：自動車又は軽自動車を保有しているときにかかる税金

〈対 象〉下表のいずれかの障害のある方

(1) 身体障害者		
障害区分	障害の程度	
視覚障害	1 級～3 級・4 級の 1	
聴覚障害	2 級・3 級	
平衡機能障害	3 級・5 級	
音声機能又は言語機能障害	3 級（こう頭摘出に係るものに限る）	
上肢機能障害	1 級・2 級	
下肢機能障害	1 級～6 級	
体幹機能障害	1 級～3 級・5 級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1 級・2 級
	移動機能障害	1 級～6 級
心臓機能障害	1 級・3 級・4 級	
じん臓機能障害	1 級・3 級・4 級	
呼吸器機能障害	1 級・3 級・4 級	
ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級・3 級・4 級	
小腸機能障害	1 級・3 級・4 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級～3 級	
肝臓機能障害	1 級～4 級	
(2) 知的障害者		
愛の手帳 総合判定が 1 度～3 度		
(3) 精神障害者		
精神障害者保健福祉手帳 1 級		

上表に該当する方で、次の①②のいずれかにあてはまる方は、減免措置を受けられます。

- ①上表に該当する障害者本人、またはその方と生計を同じくする方が所有（登録）し、もっぱら障害者のために使用する軽自動車について、一定の条件に該当する場合（障害者の方 1 人につき 1 台に限ります。なお、自動車の減免を受けている場合は軽自動車税種別割の減免はできません。）
- ②障害者が利用できる構造を持った軽自動車について、もっぱら障害者が利用するために車いすの昇降装置や固定装置などを取り付けたもの（「車いす移動車」、「入浴車」等の車両）

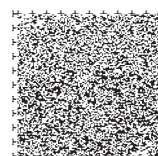
〈問 合 せ〉

自動車又は軽自動車を取得した場合、自動車を保有している場合

- ・東京都自動車税コールセンター 電話 (03) 3525-4066
- 受付時間：月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時（祝日、年末年始を除く）

軽自動車を保有している場合

- ・課税課 電話 (042) 325-0111（代表）



税金の軽減・各種割引

各種割引

家庭ごみ市指定収集袋・粗大ごみの減免

身

知

精

担当窓口 環境対策課

家庭ごみ市指定収集袋（有料袋）の減免

減免対象世帯には、減免期間中1回に限り、市指定収集袋（有料袋）を申請に基づき、一定枚数を無料で交付（配布）する制度があります。住民票上の世帯構成などをもとに、申請時点での配布枚数が規定されています。

粗大ごみの減免

粗大ごみも減額免除が受けられます。排出される場合は環境対策課へお越しいただき、手続きをしてください。

※申請限度は特にありません。なお、大量に出される場合は次週に分けて収集する場合がありますので、ご了承ください。

〈対 象〉

- (1) 生活保護受給世帯 (2) 児童扶養手当受給世帯 (3) 特別児童扶養手当受給世帯
- (4) 遺族基礎年金（旧母子福祉年金等）支給を受けている方の属する世帯
- (5) 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方が属し、かつ住民税非課税世帯
- (6) 愛の手帳1・2度の交付を受けている方が属し、かつ住民税非課税世帯
- (7) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方が属し、かつ住民税非課税世帯
- (8) 全世帯員が満75歳以上の住民税非課税世帯

〈問 合 せ〉環境対策課 電話 (042) 312-8679 FAX (042) 325-1380 (代表)

NHK受信料の免除

身

知

精

次の場合、NHK放送受信料が免除されます。※免除申請書は障害福祉課にあります。

〈全額免除〉身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、その世帯全員が市民税非課税である場合。

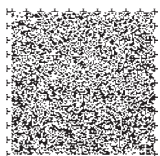
〈半額免除〉次の場合は半額免除となります（NHKの放送受信契約者が世帯主の場合）。

- (1) 世帯主が身体障害者手帳を持っている視覚障害者または、聴覚障害者である場合
- (2) 世帯主の身体障害者手帳の障害等級が1・2級である場合
- (3) 世帯主の愛の手帳が1・2度である場合
- (4) 世帯主の精神障害者保健福祉手帳の等級が1級である場合

〈問 合 せ〉NHK首都圏局視聴者リレーションセンター東京西オフィス

〒190-8790 立川市曙町2-22-20 立川センタービル12階

電話 (042) 528-6000



水道・下水道使用料の減免

身

知

精

担当窓口 子ども子育て支援課

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受けている世帯の料金が一部減免されます。

〈対 象〉

- (1) 児童扶養手当を受けている方
- (2) 特別児童扶養手当を受けている方

※この減免を受けるためには、申請が必要です。免除申請を行う場合は、上記担当窓口で確認印を受けた申請書、児童扶養手当証書または特別児童扶養手当受給証明書の写しを添付した申請書を、東京都水道局多摩お客さまセンターへ提出してください。

〈問 合 せ〉東京都水道局多摩お客さまセンター

立川サービスステーション 〒190-0014 立川市緑町6-7

電話 (042) 548-5110 ナビダイヤル 0570-091-100

市営自転車等駐車場(駐輪場)定期使用料の免除

身

知

精

担当窓口 交通対策課

次の項目に該当する方は定期使用料が免除されます。

- (1) 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- (2) 生活保護世帯 (3) 児童扶養手当または児童育成手当受給世帯

定期使用料の免除を希望される方は、免除が開始される前月の1日から15日の間に交通対策課の窓口で手続きをしてください。

〈問 合 せ〉交通対策課 電話 (042) 312-8672 FAX (042) 325-1380 (代表)

郵便料金の免除・特例

身

知

●無 料

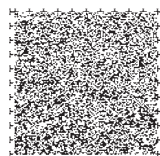
- ①点字郵便物（点字のみを掲げた内容で開封のもの、3kg以内）
- ②特定録音物等郵便物（視覚障害者用の録音物または点字用紙を内容として、日本郵便(株)が指定する施設から差出または施設宛てのもので開封のもの、3kg以内）

●特 例 以下の郵便物は郵便料金等に特例が設けられています。（サイズにより料金が異なりますので、詳細はお問い合わせください。）

- ①点字ゆうパック（点字図書のみを掲げた内容。30kg以内）
- ②心身障害者用ゆうメール（身体に重度の障害のある方または知的障害の程度の重い方と日本郵便(株)に届け出た図書館との間で、図書の閲覧のために発受されるもの。3kg以内）
- ③聴覚障害者用ゆうパック（聴覚障害者と日本郵便(株)が指定する施設との間で発受されるビデオテープなどの録画物を内容とする。30kg以内）

〈問 合 せ〉日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター

電話 (0120) 23-28-86



税金の軽減・各種割引

郵便はがき（青い鳥郵便葉書）の無料配布

身 知

身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度の交付を受けている方で、受付期間（4 月はじめから 5 月末）に申込みをした方に、通常郵便はがき 20 枚を無料で配布（青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に封入）します。

〈問 合 せ〉お近くの郵便局

電話番号案内の無料利用（NTTふれあい案内）

身 知 精

NTTの電話番号案内（104番）を無料で利用できます（事前登録制）。

〈対 象〉

- （1）身体障害者手帳をお持ちで、以下に該当する方
 - ・視覚障害 1～6 級
 - ・肢体不自由（上肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害） 1・2 級
 - ・聴覚障害 2 級・3 級・4 級・6 級
 - ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 3 級・4 級
- （2）愛の手帳をお持ちの方
- （3）精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

〈問 合 せ〉NTTふれあい案内 月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）
電話（0120）104-174 FAX（0120）104-134

少額貯蓄非課税制度（マル優）

身 知 精

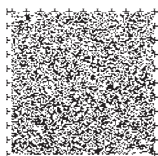
身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方は、少額貯蓄非課税制度等により、対象者が受け取る一定の預貯金等の利子については、一定の手続きを要件に非課税の適用を受けられます。

※この制度を利用するには、預け入れ等の際に、金融機関の窓口などに障害者手帳、個人番号カードなどを提示して確認を受ける必要があります。

〈問 合 せ〉各金融機関



税金の軽減・各種割引



11. ^{しゅう ろう}就労

職業相談・仕事

国分寺市障害者就労支援センター

身 知 精 難

就労支援センターでは、障害のある方が適性と能力に応じた仕事に就き、身近な地域で働き続けていけるよう就労支援を行っています。また、一般就労の場の拡大のため、企業等への障害者雇用促進のための、啓発活動などを行っています。

●業務内容

- ・ **就労相談**：ハローワーク等、関係機関と協力して、希望する仕事の開拓や現在の勤務先での悩みなど、就職および仕事を継続するうえでの相談を受け付けています。
- ・ **職場定着支援**：職場環境や仕事内容に早く慣れることができるよう支援するとともに、職場訪問や電話等で、職場の担当者からの相談に応じ、職場環境の調整などを行っています。
- ・ **就労準備支援**：就職情報の収集や履歴書の書き方、面接練習などの技能習得の支援を行っています。また、希望する方には就労前に職業に就くための準備訓練として企業体験実習などを支援します。
- ・ **市役所実習**：一般就労を希望する障害のある方のファーストステップとして、市役所内で数日間さまざまな仕事を体験することのできる「市役所実習」を年数回（不定期）実施しています。

〈相談時間〉

月～金曜 午前10時～午後7時（正午から午後1時を除く）

第1・3土曜 午後1時～午後7時

※休業日 日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

〈相談方法〉相談は電話、FAXなどでお受けします。面談は、事前に予約が必要です。

〈費 用〉相談及び支援は無料。

〈問 合 せ〉国分寺市障害者就労支援センター（運営：社会福祉法人 けやきの杜）

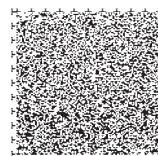
〒185-0024 国分寺市泉町2-3-8（障害者センター1階）

電話 (042) 300-1500 FAX (042) 324-1718

メール syuro@keyakinomori.or.jp



就
労



障害者就業・生活支援センター

身

知

精

難

ハローワークや職業訓練機関、就労支援機関と連携しながら、障害のある方の就職をバックアップします。また、仕事を続ける上で必要な生活面での相談やサポート、サービスの紹介も行います。

〈問 合 せ〉障害者就業・生活支援センター オープナー

(運営：社会福祉法人 多摩棕櫚亭協会)

〒186-0003 国立市富士見台1-17-4

電話 (042) 577-0079 FAX (042) 575-8332

ハローワーク（公共職業安定所）

身

知

精

難

個々の障害特性に応じた、きめ細やかな職業相談を実施するとともに、福祉・教育等関係機関と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を行っています。

また、一部のハローワークでは、障害のある方の専門援助窓口「難病患者就職サポーター」を配置し、東京都難病相談・支援センター（12ページ参照）と連携しながら、難病の方に対する総合的な就労支援を行っています。詳しくは下記までお問い合わせください。

〈問 合 せ〉ハローワーク立川（立川公共職業安定所）

〒190-8609 立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎

電話 (042) 525-8609 FAX (042) 524-3013



https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/tachikawa/kyushokusha/syougaisya/senmonenjocorner_top.html

東京障害者職業センター

身

知

精

障害者、事業主、関係機関に対して以下のサービスを提供しています。

①障害のある方へのサービス

相談や各種検査・作業等を通じて、今後の就職や職場定着に向けた支援をしています。就職に向けた準備を整えるための職業準備支援を実施しています。

②障害者と事業主双方へのサービス

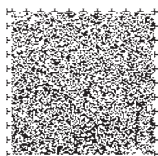
職場に適応できるように、職場にジョブコーチを派遣しています。うつ病等により休職している精神障害者を対象に職場復帰に向けた支援（リワーク支援）を実施しています。

③事業主へのサービス

障害者の雇用管理に関する相談・支援を実施しています。障害者雇用に関する理解を深めていただくための雇用管理サポート講習会を実施しています。

④関係機関へのサービス

各支援機関の効果的な職業リハビリテーションサービス実施のための助言・援助を実施しています。効果的な職業リハビリテーションサービスに必要な知識・技術の習得のための就業支援基礎研修を実施しています。



就
労

〈問 合 せ〉東京障害者職業センター多摩支所（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）
〒190-0012 立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル5階
電話 (042) 529-3341 FAX (042) 529-3356

職業訓練

東京障害者職業能力開発校

身

知

精

障害者の自立及び就職を容易にし、社会で活躍できるよう、その能力に適応した知識・技能の習得を行います。

〈対 象〉身体障害者、精神障害者、発達障害者および知的障害者の方で、次の要件すべてに該当している方。

- (1) ハローワークに求職登録をしている方。
- (2) 障害もしくは症状が安定している方。
- (3) 職業訓練の受講意欲と就職への意欲がある方。
- (4) 職業訓練を受講することにより職業的自立が見込まれる方。

※身体障害7級の方や、肝臓病、膠原病等のいわゆる難病、高次脳機能障害などで手帳をお持ちでない場合は下記までご相談ください

〈費 用〉無料（食費等は自己負担）

〈問 合 せ〉東京障害者職業能力開発校

〒187-0035 小平市小川西町2-34-1

電話 (042) 341-1411 FAX (042) 341-1451



<https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/handi>

国立職業リハビリテーションセンター

身

知

精

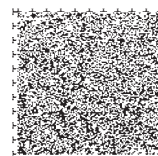
隣接する国立障害者リハビリテーションセンターと協力して、職業的自立をめざす障害のある方に必要な職業評価、職業指導及び職業訓練を一貫した体系の中で実施しています。

訓練は企業ニーズや障害状況に合わせて行い、訓練と並行して就職に向けた種々の支援を行います。

〈対 象〉ハローワークに求職登録をしている方で、次のいずれかに該当する方。

- ①身体障害又は高次脳機能障害のある方（通所が困難な方が、隣接する国立障害者リハビリテーションセンターの施設入所支援を利用する場合は、同センターにご相談ください。）
- ②通所が可能な、精神障害のある方、発達障害のある方、知的障害のある方

〈費 用〉無料（参考書・作業衣等を必要とする科は自己負担があります）



就
労

〈問 合 せ〉 国立職業リハビリテーションセンター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）

〒359-0042 埼玉県所沢市並木4-2

電話 (04) 2995-1711 FAX (04) 2995-1052



<https://www.nvr.cd.jeed.go.jp/>

公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援事業

身

知

精

東京都や地域の就労支援機関等と連携しながら、企業等での就労を目指す都内の障害のある方を支援する様々な事業を行っています。

①障害者雇用就業サポートデスク

就職活動や就労全般について、状況や希望に応じて相談することができます。来所相談（事前予約制 電話 (03) 5211-5462）と、障害理解や就職活動等に関する資料の閲覧が可能です。

障害者雇用就業サポートデスク多摩

〒190-0023 立川市柴崎町3-9-2 東京都・立川市合同施設 3階

②就活セミナー（年8回）

就職活動に役立つビジネスマナーや、自己理解・企業理解などをテーマにした4日間のセミナーです。

③保護者向けセミナー（年2回）

障害のある方の保護者等に採用事例や地域の就労支援機関の支援内容等をご紹介します。

④企業見学支援事業（随時）

障害のある方が働いている現場を見たり、企業の担当者や障害のある職員から直接話を聞き、働くイメージをつかむことができます。

⑤職場体験実習

「職場体験実習面談会」等により、実習受け入れ企業を紹介するほか、「実習生への損害保険料補助」を行います。

⑥障害者委託訓練事業

ハローワークと連携して、パソコン技能、事務補助作業、軽食喫茶業務、清掃業務等の仕事に役立つ知識や技能を短期間で身に着けることができます。

⑦東京ジョブコーチ支援事業

仕事のやり方や職場の人との接し方など職場に定着するために解決したい課題を支援します。

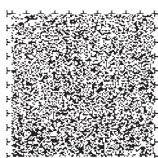
〈問 合 せ〉 公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター 8階

電話 (03) 5211-2681 FAX (03) 5211-5463



<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>



国分寺障害者施設お仕事ネットワーク

— 加盟団体 —

社会福祉法人万葉の里
社会福祉法人Ann Bee
社会福祉法人けやきの杜
社会福祉法人ななえの里
社会福祉法人はらからの家福祉会
社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会
特定非営利活動法人国障連喫茶
認定非営利活動法人Ohana
一般社団法人Life Commit
一般社団法人一粒福祉会

事務局

〒185-0013 東京都国分寺市西恋ヶ窪4-10-2
(ともしび工房内)
TEL: 042-324-7071 FAX: 042-326-6060
E-mail: yatsuhashi@nanaenosato.or.jp
お仕事ネットワーク代表 八橋 宏

加盟事業所の紹介



社会福祉法人けやきの杜 希望園 食彩工房プラスワン

国分寺市戸倉4-14-7
TEL: 042-321-2200
FAX: 042-327-0419
Mail: nozomienbgata@keyakinomori.or.jp
URL: www.keyakinomori.or.jp

主な作業内容

食品製造加工（弁当・配食）及び製菓
清掃（市役所第1・第3庁舎・マンション等）
ポスティング（市報・タウン情報誌等）
事務請負（文書発送業務等）

事業所の特徴

希望園
希望園は、清掃、ポスティング、土づくり、事務請負等幅広い業務を行っている事業所です。
単発の発注も随時、承っております。

事業所の特徴

食彩工房プラスワン
プラスワンは、弁当（希望園にて販売もしています。）、配食、製菓など食品製造加工に特化した事業所です。
弁当・配食依頼も随時承っております。



加盟事業所の紹介

社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会

たましろの郷 かたつむり作業班

国分寺市日吉町4-29-12
TEL: 042-401-0381
FAX: 042-401-0381
E-mail: tamasiro@bg.wakwak.com
URL: http://www.tamasiro.net



主な作業内容

【ビルメンテナンス】日常清掃 / 定期清掃
（施設館内清掃、トイレ清掃など / ポリッシャー、ワックス、尿石除去など）



主な受注先（敬称略）

東京都、国分寺市、自治会など
（都立特別支援学校/市役所/地域センター/
市民農園トイレ/公園トイレ/市営団地など）

さまざまな障害を併せもった聴覚障害者=ろう
重複者を対象に生活と社会参加を支援します。
「語り合い伝え合える集団」を確立し「なにもで
きない」のではなく「できる可能性を育み自立し
た生活・活動ができること」を目指します。



加盟事業所の紹介

社会福祉法人はらからの家福祉会

さつき共同作業所

国分寺市東元町3-4-19本多ビル1階
TEL: 042-326-3775
FAX: 042-401-0386
E-mail: harakara.satsuki@gmail.com
URL: http://harakaranoie.com



主な作業内容

ハンドメイド（陶芸・革細工）
公園清掃（市内数か所）・市内マンション個人宅除草清掃・神社清
掃・トイレ清掃・落ち葉清掃（冬場・市内数か所）・自転車撤去・
市民プール売店菓子販売・清掃センターにてたい肥詰め等
切手（仕分け・台紙貼）・封入・その他（単発臨時受注）

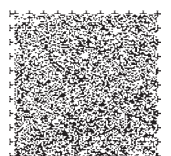


主な受注先（敬称略）

ハンドメイド（KURUMIRU・ふる
さと納税返礼品・おたカフェ・服装
の店デヅカ）
切手（株式会社BuySell Technolo
gies）
封入・発送（NPO法人全国精神障害
者地域生活支援協議会・はらからの
家福祉会本部）



就
労



加盟事業所の紹介



認定NPO法人Ohana オハナ農園

国分寺市新町1-18-9
TEL:042-207-7687
FAX:042-207-2239
E-mail:npoohana@jcom.home.ne.jp
URL:https://www.npo-ohana.com

主な作業内容

農園（野菜・果実栽培・地被類の生産）
緑化（土づくり・種蒔き・育苗・花壇デザイン、管理）
工房（パウンドケーキ製造・販売）
清掃（公園清掃・市役所清掃・市民プール周辺除草）
販売（障害者センター、イベント販売）

主な受注先（敬称略）

国分寺市、カフェというよりも、東京経済大学、くにたち野菜しゅんかしゅんが市役所前はなの道・南地域センター前はなの道、都営住宅前フラワーボット・花壇は当事業所が管理。市民に好評
製品販売は、火・金12:00~13:00 障害者センターロビー



加盟事業所の紹介



社会福祉法人ななえの里 就労継続支援B型ともしび工房

国分寺市西恋ヶ窪4-10-2
TEL:042-324-7071
FAX:042-326-6060
E-mail:info@nanaenosato.or.jp
URL:http://www.nanaenosato.or.jp/

主な作業内容

製パン・製菓（溶岩窯パン・クッキー・シフォン・国分寺プリン・シュウクリーム等）・クラフト雑貨（原毛製品・縫製品等）

印刷全般・各種製本・のぼり旗・横断幕・アイロンプリント・封入・ラベル貼り・DM発送・丁合・ポストティング
その他各種下請け幅広く対応いたします。お任せください。

清掃（市役所6庁舎）・リサイクル（古紙・衣類・日用品等）

主な受注先（敬称略）

製パン・製菓（株式会社ニッポン・株式会社ココロ・アンナーサリー・東京経済大学・中村農園）
印刷ほか（東京都・国分寺市・原子力規制庁・国立研究開発法人情報通信研究機構・郵政管理支援機構・四市競艇事業組合・立川紙業（株）など）
クラフト・手工芸品（KURUMIRUなど）



加盟事業所の紹介

一般社団法人 Life Commit 就労支援事業所チェンジアップ

国分寺市泉町1-1-2 清水ビル1階
TEL:042-207-6330
FAX:042-207-6330
E-mail:changeup@life-commit.com
URL:www.life-commit.com/



事業所紹介

障害や疾患があっても「仕事がしたい!」「働きたい!」という方に訓練・活動を通じて「生きる力」の向上を目指すとともに、定期的な企業見学や企業実習、施設外就労の機会を通じて企業で「働き続ける力」を習得できるプログラムを提供しております。



一般企業への就労を目指す方の「就職へ向かう力」と「働き続ける力」の習得を専門スタッフがプログラムを通じて行います。

また、就職後の職場定着を含めた支援についても期限を決めることなく行っています。

事業所独自の実習先もあり、就業プログラムに参加されると訓練費が毎月支給されるので、賃金を得ながら就労準備性を整えていくことができます。

国分寺障害者施設お仕事ネットワークとは

国分寺障害者施設お仕事ネットワーク(略称:国分寺お仕事ネット)は、国分寺市内に活動拠点を持つ障害者が働く事業所や協力団体の集まりです。私たちは障害者の方々の生活向上のため、「仕事の拡充」と「工賃アップ」を目指し、共同受注に取り組むなど意欲的に活動しています。

共同受注事業

国分寺市役所庁舎及び市内公園等の定期清掃
国分寺市緑化推進事業（花壇整備及び維持管理）
会社・企業等からの各種下請け受注など

障害者施設で働く利用者の方々の工賃（賃金）を高めるため、販路の拡充や受注機会の拡大に是非ご協力ください。

ノベルティや贈答品・各種会合などにご利用ください。

焼菓子・洋生菓子・パン・弁当・雑貨品・陶芸品など

さまざまな役務提供を行なっています。

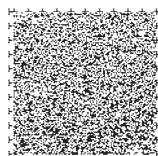
封入・シール貼付・丁合・折込み・ポストティング・DM発送
印刷・製本・清掃・除草・花壇管理など

多様な販売活動を行っています。

焼菓子や雑貨品などの定期販売やイベントへで出張販売



就
労



加盟事業所の紹介



社会福祉法人万葉の里 就労継続支援事業 B型 どーむ

国分寺市泉町2-3-8
TEL:042-321-1212
FAX:042-321-1207
E-mail:manyounosato@luck.ocn.ne.jp
URL:http://manyounosato.or.jp

主な作業内容

喫茶いずみ(デイクアウトでの弁当・軽食・デザート・飲み物)/調理/接客
スイーツいずみ(シフォンケーキ・クッキー等の焼き菓子)製造/販売
清掃きらっと(市役所清掃)

喫茶いずみは国分寺市障害者センター内にあります。人気メニューは日替わり弁当。

スイーツいずみではシフォンケーキ・クッキーなどの焼き菓子の製造販売を行っております。ご予約・ご注文、随時受付中です！

社会福祉法人万葉の里 生活介護事業 この里

国分寺市東戸倉2-7-26

TEL:042-312-2728

FAX:042-313-8823

E-mail:koco-manyou@manyounosato.or.jp

URL:http://manyounosato.or.jp



主な作業内容

封筒作成 販売、配達(野菜、ドーナツ、ラーメン等) 仕入れ(地域の農家より旬の野菜を仕入れています) 配布作業(リビング多摩、ニュースレター等) 公園ボランティア(花壇手入れ、清掃等)
余暇活動(外出、ボッチャ、スイミング、ピアノ音楽等)

この里のメンバーは働くことが大好きです!!「働く」ことを通して「生きがい」や「やりがい」を感じ、自分達の力を発揮しています!!どんな仕事も「ドンと来い!!」という気持ちで、新しい仕事にも、みんなで力を合わせ、どんどんチャレンジしていきます!!

加盟事業所の紹介



社会福祉法人AnnBee 就労継続支援B型ビーパス

国分寺市西元町3-6-14

Tel:042-316-8523

Fax:042-316-8553

e-mail:annbee@aug.email.ne.jp

URL:https://annbee.or.jp/

https://annbee-sweets.com/

事業所の紹介

仕事に対して常に真実に向き合い、妥協のない製品づくりをすすめています。

ここで働く誰もがAnnBeeの従業員としての意識をもち、自分たちがもつ『それぞれの力』を作業の中で活かすことで、社会に貢献できる法人を目指しています。

作業内容

- ・焼き菓子の製造販売
サブレやフィナンシェなど国分寺の歴史をモチーフにした焼き菓子を種類豊富に製造販売しています。
- ・オリジナル化粧石鹸の製造販売
- ・乾燥野菜の製造販売
市内の農家さんと連携を取りながら季節に合わせた地場産野菜や果物で乾燥野菜を製造しています。



加盟事業所の紹介

NPO法人国障連喫茶

地域活動支援センターほんだ・こだま

国分寺市本多1-7-1 本多公民館1階

TEL:042-326-2246

FAX:042-326-2246

E-mail:npokissa@outlook.jp



主な作業内容

市ひかりプラザ内に「喫茶こだま」、市立本多公民館内「喫茶ほんだ」を営業。

仕事は★店の開店準備★日替わり定食の準備★接客★配膳★食器の片づけ等。

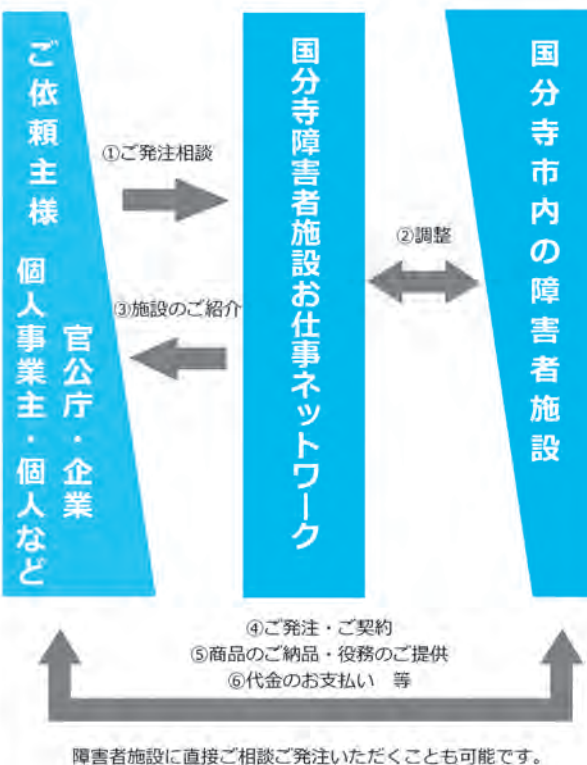
「障害者の働く場」として、東京都最低賃金の支払いを目指しています。

(現在700円~1,013円支給)



- 各部屋への出前 ○市内の各種まつりに出店
- 各部屋利用団体からの特別注文に対応…オードブル・特別弁当
- 公民館共催事業:ロビーコンサート(12月第2土曜日)
- 地域還元事業:おしゃべり茶話会(年2回程度第5週月曜日)

ご相談から発注までの流れ



就労

加盟事業所の紹介



ひとつぶ
一般社団法人一粒福祉会
地域密着型通所介護・生活介護事業
デイオアシスまほろば

国分寺市富士本2-18-13
TEL:042-505-8419
FAX:042-505-8423
E-mail:hitotubufukusikai@yahoo.co.jp
URL:http://hitotubufukusikai.jimdo.com

事業所紹介

介護保険のデイサービスと障害者総合支援法の生活介護（共生型）を運営。失語症や高次脳機能など障害のある方たちを中心に、リハビリテーションの一環としてケーキや和菓子づくり、布製品や木工品などの製作をしています。

一粒福祉会まほろばは、言語訓練（ST）、理学療法（PT）、作業療法（OT）等のリハビリテーション、外出活動やお菓子づくり、作品制作など地域とのつながりを積極的につくっています。失語症カフェなどの地域に開かれたイベントもあります。



加盟事業所の紹介(協力団体)



社会福祉法人
国分寺市社会福祉協議会

- (1) 法人本部
- (2) ボランティア活動センターこくぶんじ
- (3) 権利擁護センターこくぶんじ
- (4) 国分寺市ファミリー・サポート・センター
- (5) 自立生活サポートセンターこくぶんじ

(1.4.5)国分寺市戸倉4-14 福祉センター内
(2)国分寺市東元町3-17-2 (3)国分寺市日吉町3-29-24
TEL:042-324-8311 FAX:042-324-8722
E-mail:info@ko-shakyo.or.jp
URL:http://www.ko-shakyo.or.jp

活動紹介

社会福祉協議会(=社協)は昭和41年に設立、43年に法人化し、国分寺市の地域福祉を推進する民間団体として活動しています。社協は市内の社会福祉法人や民生委員・児童委員、自治会・町内会、老人クラブ、ボランティア・市民活動団体等の皆さんとともに「みんなで支え合い誰もが安心して暮らせるまち国分寺」をめざして、福祉のまちづくりをすすめています。

法人化50周年を記念して、マスコットキャラクター「ふくすけ」が誕生しました。(平成30年度) どうぞよろしくお願いします♪



国分寺障害者施設お仕事ネットワークのあゆみ

平成16年4月 小規模作業所連絡会（小施連）を発展的に解散し、国分寺障害者施設お仕事ネットワークを結成。

【発足当時加盟団体】

社会福祉法人けやきの杜・社会福祉法人はらからの家福祉会・社会福祉法人ななえの里・社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会・社会福祉法人万葉の里・社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会

平成17年度 特定非営利活動法人Ohanaが加盟
平成18年度 特定非営利活動法人国障連喫茶が加盟
平成20年度 10月より、市役所第1・第6庁舎の清掃受託開始。
平成21年度 市役所庁舎の清掃受託を拡張。(第2・第4庁舎)
平成22年度 国分寺市緑化推進事業(花壇の維持管理)の受託を開始。
平成23年度 市役所庁舎の清掃受託を拡張する。(第3庁舎)
平成25年度 国体「おもてなしクッキー」(共同製造)や国体会場で共同販売を行う。
平成26年度 国分寺駅及び周辺でネットワーク結成10周年記念イベントを開催(パネル展示及び自主製品即売会)
平成28年度 一般社団法人Life Commitが加盟
令和元年度 一般社団法人一粒福祉会・社会福祉法人AnnBeeが加盟

お仕事ネットの取組が紹介された、国分寺市広報番組「ぶんぶんチャンネル」2019年9月放送分の映像が国分寺市役所ホームページでご覧いただけます。

国分寺市 ぶんぶんチャンネル 検索



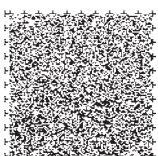
いろんな仕事ができます。
気軽にご相談ください。



加盟事業所の紹介等の情報は、令和4年12月時点のものです。



就
労



12. 子ども

保育

保育園における障害児保育

身

知

精

難

担当窓口 保育幼稚園課

市内認可保育園全園で実施しています。

公立保育園では、各保育園の定員内でおおむね3人まで受入れ可能です。私立保育園については、各保育園で受入れ可能な範囲内でお預かりします。

〈対 象〉職員配置等により、保育園での集団保育が可能な子ども。

〈入所要件〉

保護者が就労、疾病または看護等の理由により、家庭で保育ができない状態であり、保育を必要とする事由に該当することが必要です。

※詳しくは、保育幼稚園課までお問い合わせください。

〈問 合 せ〉保育幼稚園課

電話 (042) 312-8648 FAX (042) 325-1380 (代表)

学童保育所における障害児保育

身

知

精

難

担当窓口 子ども子育て支援課

保育内容は、集団の中で成長を見守る保育が基本となっています。なお、中学生については、学童卒所後に向けて自立を促す保育になっています。

〈対 象〉

市内在住の小学校1年生～中学校3年生で、保護者の労働等により昼間適切な監護を受けられない、かつ心身に障害を有する児童。また、ある程度集団に馴染むことが可能であると認められ、一人で通所できるか、保護者またはそれに代わる者が送迎できることが必要です。

〈入所要件〉

保護者が就労、疾病または看護等の理由により、家庭で保育ができない状態であり、保育を必要とする事由に該当することが必要です。

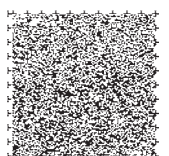
※詳しくは、子ども子育て支援課までお問い合わせください。

〈問 合 せ〉子ども子育て支援課

電話 (042) 312-8650・8651



子ども



余暇支援

国分寺地域活動連絡会（愛称・わいわいくらぶ）

身

知

精

難

障害のある児童生徒の学校・家庭以外における社会参加と余暇活動促進を図るため、保護者とボランティアで活動している団体です。

〈対 象〉国分寺市在住の障害のある児童・生徒及び兄弟・保護者とこの会に賛同してくれた市内の学校に通う子供たちとその保護者。（小学生から高校生・OB）

〈内 容〉第4土曜日に、市民室内プール体育室で、ダンスレッスンをプロの講師から指導を受けて行なっています。他、クリスマス会などを、ボランティアの皆さんと一緒にしています。

〈問 合 せ〉国分寺地域活動連絡会

メール waiwaiclubwaiwai@yahoo.co.jp

国分寺子どもクラブ

身

知

精

難

国分寺市にあるボランティアサークルで、主に小中学生の子どもたちの「余暇活動の保障」を目的とし、健常児だけでなく障害児も遊んでいます。活動を支えているスタッフは、東京学芸大学などの大学生が中心で、ワイワイ楽しめるようなサークルです。

〈対 象〉障害の有無は問いません。

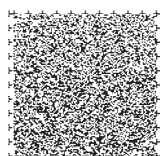
〈内 容〉土曜日または日曜日（月平均1～2回）お出かけや料理のイベントを実施。

〈問 合 せ〉国分寺子どもクラブ

メール kodomo_club1980@yahoo.co.jp

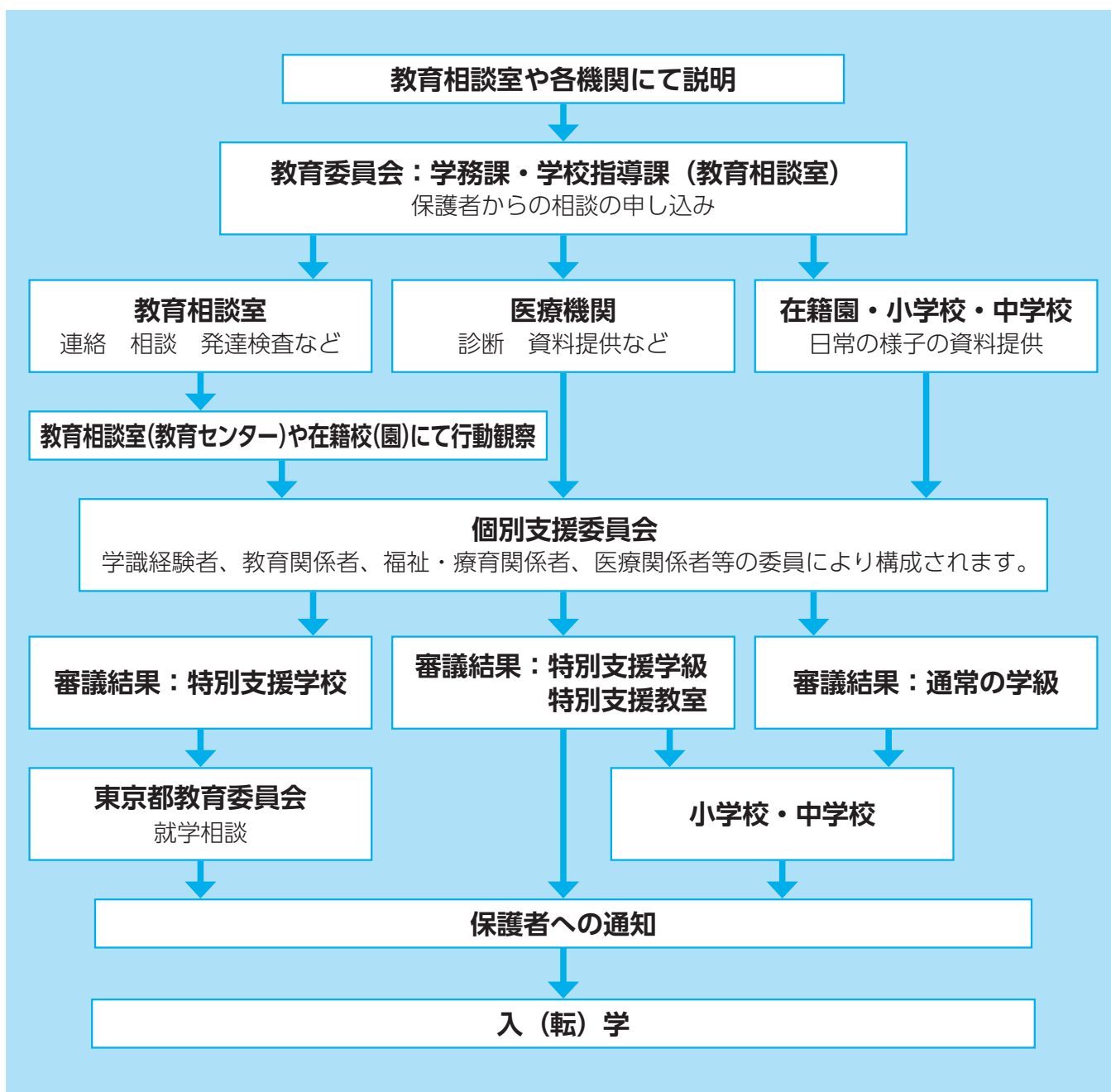


子ども



市立小・中学校の特別支援学級への就学（入学）や転学について、下図のように進めています。ご相談がある場合は、市ホームページから電子申請にて、教育相談室までお申し込みください。

なお、小学校及び中学校に在籍しているときの特別支援教室への入室については、各小・中学校の先生とご相談ください。また、都立特別支援学校への就学（入学）や転学についても、教育相談室にご相談ください。

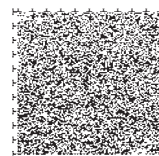


子ども

〈問 合 せ〉学校指導課（教育相談室）

〒185-0034 国分寺市光町1-46-8（ひかりプラザ3階）

電話（042）573-4376



通常の学級の中で、児童・生徒が教科指導の補充を図るために、所属する学級を一時的に離れて、個別の学習指導を受けるための教室です。また、学校に通いづらい児童・生徒への登校支援も行っています。市内全小・中学校に設置しています。

教室にはサポート教室支援員（通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒および不登校または不登校傾向の児童・生徒に対し、通常の学級またはサポート教室において個別指導を行う）を置いています。他の教員が児童・生徒への指導に当たることもあります。

サポート教室支援員等が児童・生徒に対して、個別の学習指導を行うときは、校長の指導のもとに担当教諭とサポート教室支援員が連携して進めています。

サポート教室利用については、入学後学校と相談をして決めます。

〈問 合 せ〉 学校指導課 電話 (042) 312-8658 FAX (042) 312-8715

特別支援学級・特別支援教室

知 精

担当窓口 学校指導課

市立学校には毎日通学する特別支援学級と、通常の学級に在籍し月1単位時間から週8単位時間までの中で通室をする特別支援教室があります。

国分寺市における特別支援学級については、次項目の「障害のある児童・生徒のための学校一覧表」をご覧ください。

〈問 合 せ〉 学校指導課 電話 (042) 312-8658 FAX (042) 312-8715

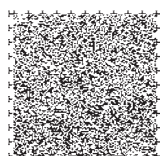
障害のある児童・生徒のための学校等一覧表

身 知 精

種 別	設置者	学校名	設置学部	所在地	問合せ
視覚障害児のための学校	国立	筑波大学附属 視覚特別支援学校	幼・小・ 中・高・専	〒112-0015 文京区目白台3-27-6	電話 (03) 3943-5421
	都立	八王子盲学校	幼・小・ 中・高・専	〒193-0931 八王子市台町3-19-22	電話 (042) 623-3278
		久我山青光学園	幼・小・中	〒157-0061 世田谷区北烏山4-37-1	電話 (03) 3300-6235
聴覚障害児のための 学校・相談室	都立	立川学園	幼・小・ 中・高・専	〒190-0003 立川市栄町1-15-7	電話 (042) 523-1358 FAX (042) 523-6421
		中央ろう学校	中・高	〒168-0073 杉並区下高井戸2-22-10	電話 (03) 5301-3034 FAX (03) 5301-3035
		大塚ろう学校 永福分教室	幼・小	〒168-0064 杉並区永福1-7-28	電話 (03) 3323-8376 FAX (03) 5376-2139
	市立	教育センター (ことばと聴こえの 相談)	小・中	〒185-0034 国分寺市光町1-46-8 ひかりプラザ内教育相談室	電話 (042) 573-4376



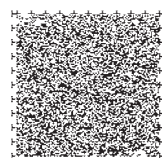
子ども



種 別		設置者	学校名	設置学部	所在地	問合せ
肢体不自由児のための学校		国立	筑波大学附属 桐が丘特別支援学校	小・中・高	〒173-0037 板橋区小茂根2-1-12	電話 (03) 3958-0181
		都立	小平特別支援学校	小・中・高	〒187-0035 小平市小川西町2-33-1	電話 (042) 342-1671
			府中けやきの森学園	小・中・高	〒183-0003 府中市朝日町3-14-1	電話 (042) 367-2511
知的障害児のための 学校・学級		国立	筑波大学附属 大塚特別支援学校	幼・小・ 中・高	〒112-0003 文京区春日1-5-5	電話 (03) 3813-5569
			東京学芸大学附属 特別支援学校	幼・小・ 中・高	〒203-0004 東久留米市氷川台1-6-1	電話 (042) 471-5274
		都立	武蔵台学園	小・中・高	〒183-0042 府中市武蔵台2-8-28	電話 (042) 576-7491
			立川学園	小・中	〒190-0003 立川市栄町1-15-7	電話 (042) 523-1358
		市立	第二小学校	小	〒185-0034 国分寺市光町3-1	電話 (042) 572-8192
			第四小学校	小	〒185-0023 国分寺市西元町1-8-1	電話 (042) 322-0044
			第六小学校 令和8年4月に 開級予定	小	〒185-0005 国分寺市並木町2-1	電話 (042) 322-0046
			第七小学校	小	〒185-0011 国分寺市本多1-2-1	電話 (042) 322-0047
			第二中学校	中	〒185-0011 国分寺市本多1-2-17	電話 (042) 322-0642
			第三中学校	中	〒185-0036 国分寺市高木町2-11	電話 (042) 572-7143
情緒障害児のための学級	特別支援学級	市立	第四小学校	小	〒185-0023 国分寺市西元町1-8-1	電話 (042) 322-0044
			第二中学校	中	〒185-0011 国分寺市本多1-2-17	電話 (042) 322-0642
	特別支援教室（拠点校）	市立	第一小学校	小	〒185-0022 国分寺市東元町2-1-20	電話 (042) 322-0041
			第五小学校	小	〒185-0032 国分寺市日吉町1-30	電話 (042) 322-0045
			第七小学校	小	〒185-0011 国分寺市本多1-2-1	電話 (042) 322-0047
			第八小学校	小	〒185-0035 国分寺市西町5-18	電話 (042) 573-2241
			第五中学校	中	〒185-0005 国分寺市並木町2-15	電話 (042) 325-3735



子ども



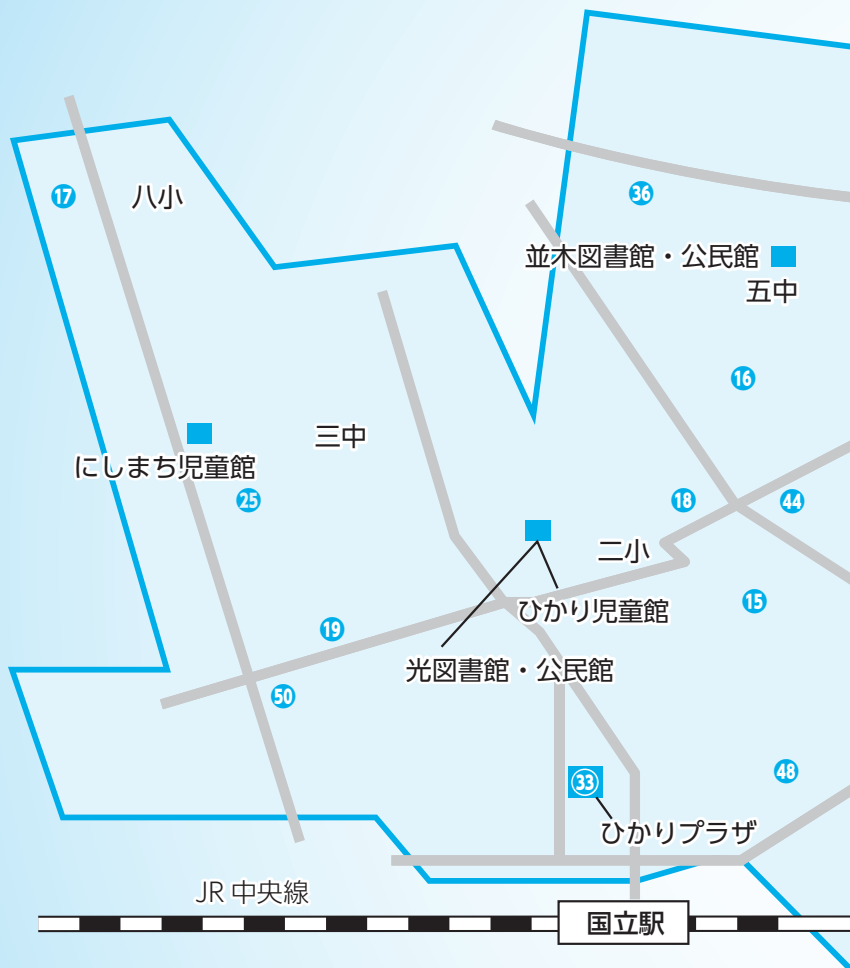
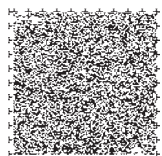
13. 施設・団体等

施設リスト

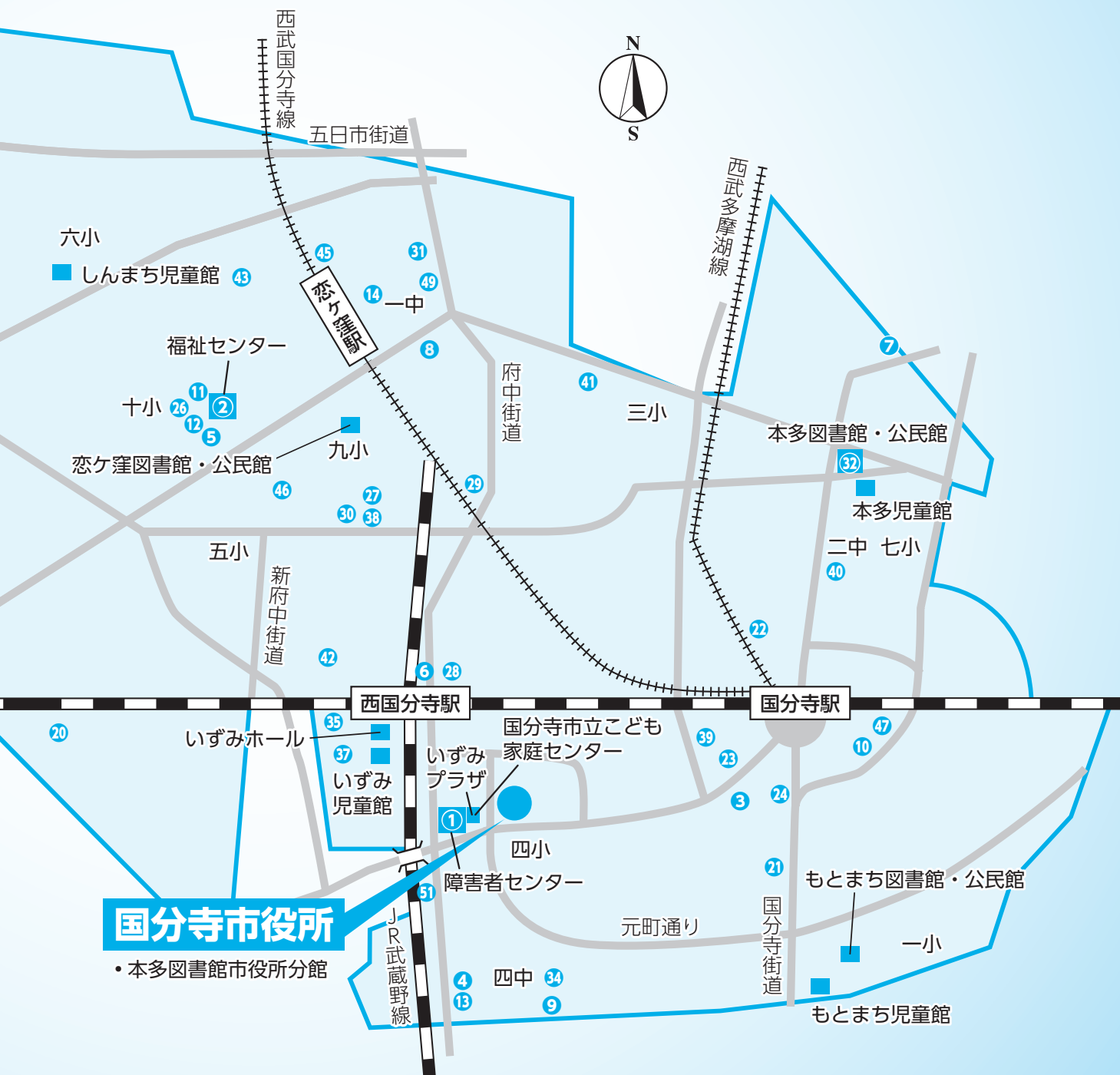
- ① 国分寺市障害者センター／地域活動支援センターつばさ
- ② 地域活動支援センター虹
- ③ 地域生活支援センタープラッツ
- ④ ヘルパーステーションびいと
- ⑤ 国分寺市立児童発達支援センターつくしんぼ
- ⑥ すこやか相談支援
- ⑦ ラミュール相談支援事業所
- ⑧ 相談支援事業所「KUPU」
- ⑨ アカンパニー相談支援事業所
- ⑩ ゆうゆう相談支援事業所
- ⑪ 希望園
- ⑫ ワークセンター・さくら
- ⑬ ビーパス
- ⑭ この里 /KOCO・ジャム
- ⑮ デイオアシスまほろば
- ⑯ オハナ農園
- ⑰ SUN salon
- ⑱ 生活介護あっぷ
- ⑲ SORA /メリーランド国分寺
- ⑳ トライフル国分寺
- ㉑ さつき共同作業所
- ㉒ 国分寺カメラア
- ㉓ L I I MO国分寺
- ㉔ Cocorport 国分寺駅前 Office
- ㉕ 就労支援事業所 TRYOUT
- ㉖ 食彩工房プラスワン
- ㉗ ともしび工房
- ㉘ Mana-Viva
- ㉙ カペラ
- ㊀ 袖処
- ㊁ りんくる国分寺
- ㊂ 地域活動支援センターほんだ
- ㊃ 地域活動支援センターこだま
- ㊄ anto
- ㊅ コペルプラス 西国分寺教室
- ㊆ えーる並木
- ㊇ てらびあぼけっと西国分寺駅前教室
- ㊈ 放課後等デイサービス ウィズ・ユー西国分寺
- ㊉ やどかり
- ㊊ 児童発達支援デイサービス いっぱ
- ㊋ ソライズぶち 国分寺
- ㊌ まなびの森キラリ西国分寺
- ㊍ 「ツリーハウス」
- ㊎ 「ツリーハウス」 Liko
- ㊏ ET 教室
- ㊐ デイサービス事業クラブかたつむり
- ㊑ ハッピーテラス国分寺
- ㊒ KWC 福祉事業所すてっぴ
- ㊓ えーる恋ヶ窪
- ㊔ 放課後等デイサービス 第2ルーチェ
- ㊕ らったった国分寺



施設・
団体等



国分寺市内の障害福祉施設マップ (グループホーム・訪問系サービスを除く)

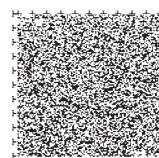


「事業所の検索案内」

東京都障害者サービス情報（東京都福祉局が運営）

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて、東京都に申請し指定を受けた事業所を検索できます。

<https://www.shougai Fukushima.metro.tokyo.lg.jp>



施設・
団体等

障害のある方が地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、相談支援をはじめとして様々なサービスを総合的に提供する市の拠点施設です。

所在地：〒185-0024 国分寺市泉町2-3-8 (129ページ ①)

電話 (042) 321-1212 **FAX** (042) 321-1207



<https://www.manyounosato.or.jp/20200919141349>

〈地域活動支援センターつばさ〉

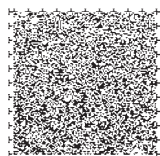
- ①**相談支援事業：**障害の種別を問わず相談をお受けしています。住みなれたところで安心して暮らせるようサポートする相談窓口です。
- ②**高次脳機能障害者支援促進事業：**高次脳機能障害者の方やご家族に対する相談支援、関係機関との連携や広報・普及活動を実施しています。
- ③**発達障害者理解促進等事業：**発達障害の方やご家族に対する相談支援、関係機関との連携や広報、普及活動を実施しています。
- ④**サロン事業：**居場所として利用できる交流サロンや、生活にいろどりをそえるプログラム活動を実施しています。
- ⑤**よみよむサービス（対面朗読者派遣事業）：**視覚障害者の方を対象に対面朗読者を派遣し、公的な文書や手紙などを読む支援を実施しています。

〈その他事業〉

- ・生活介護事業 ➡133ページ
- ・短期入所（ショートステイ） ➡138ページ
- ・日中一時支援事業 ➡ 46ページ
- ・自立訓練事業（機能訓練・生活訓練） ➡135ページ
- ・就労継続支援B型事業 ➡136ページ



施設・
団体等

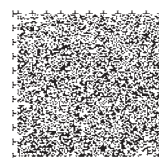


特定相談支援・障害児相談支援

地域活動支援センターつばさ （設置主体：社会福祉法人 万葉の里）	
所在地	国分寺市泉町2-3-8 障害者センター内（129ページ ①）
問合せ先	電話（042）321-1136 FAX（042）321-1207
施設の特徴	障害種別を問わず、児者ともに利用者の希望する暮らしを送れるよう、サービス等利用計画の作成を行い、障害福祉サービス等の調整を行います。
地域活動支援センター虹 （設置主体：社会福祉法人 けやきの杜）	
所在地	国分寺市戸倉4-14 福祉センター内（129ページ ②）
問合せ先	電話（042）300-0608 FAX（042）300-0609
施設の特徴	ご相談にはできる限り迅速に対応できるよう心がけています。 ご利用者のお気持ちやご希望をじっくりとおうかがいし、より良い計画を作成させていただきます。（土曜・日曜定休）
地域生活支援センタープラッツ （設置主体：社会福祉法人 はらからの家福祉会） 特定相談支援のみ	
所在地	国分寺市南町3-4-4（129ページ ③）
問合せ先	電話（042）323-5637 FAX（042）328-3240
施設の特徴	より良い生活を送りたい、と考えている精神障害のある方への計画を担当しています。意思表示が苦手でも、お話を聞かせて頂き、意思決定や意思表明支援を行い、障害福祉サービス利用に向けての計画を立案いたします。精神科病院へ入院されている方も対象です。
ヘルプステーションびいと （設置主体：社会福祉法人 Ann Bee）	
所在地	国分寺市西元町3-6-14（129ページ ④）
問合せ先	電話（042）316-8523 FAX（042）316-8553
施設の特徴	お一人おひとりの個性や特性、希望に沿った社会資源の案内や生き生きとした豊かな毎日が過ごせるようにサポートします。
国分寺市立児童発達支援センターつくしんぼ （設置主体：国分寺市）	
所在地	国分寺市戸倉3-1-24（129ページ ⑤）
問合せ先	電話（042）323-7970 FAX（042）323-7912
施設の特徴	児童（18歳未満）を対象として障害児支援利用計画等の作成をおこないます。通所先や関係機関と連携をとりながら、お子さんの発達に沿った支援が得られるようサポートしています。（休館日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始）
すこやか 相談支援 （設置主体：一般社団法人 健生会）	
所在地	国分寺市西恋ヶ窪2-2-1 ビーンズ・アネックス西国分寺ビル1階（129ページ ⑥）
問合せ先	電話（090）3231-9288 FAX（042）323-3941
施設の特徴	利用者及び家族のご希望や困っていることをよく聞いて、必要とする支援をよく整理し、未来に向かって長期的にサービスを受けながら、安心して快適に生活できるように利用計画を作成し、日常の相談をしています。



施設・
団体等



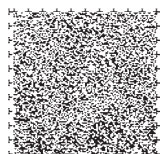
ラミュール相談支援事業所（設置主体：株式会社プランツ）	
所在地	国分寺市本多4-15-8（129ページ ⑦）
問合せ先	電話（090）8949-5413 FAX（042）325-7410
施設の特徴	計画相談及び障がい児相談支援は 障がいの種類にかかわらずにお受けしております。その他に重度の障がいをお持ちの方が地域でいきいきと暮らせるための活動をしておりますのでこちらのご相談も歓迎いたします。
相談支援事業所「KUPU」（設置主体：特定非営利活動法人グリーンハート）	
所在地	国分寺市東恋ヶ窪5-17-17 マーサアームズ101（129ページ ⑧）
問合せ先	電話（042）301-7425
施設の特徴	利用される方々のニーズをしっかりと把握し、障害のある方々の生活を豊かにできるようお手伝いをします。未就学児中心に受け入れています。
アカンパニー相談支援事業所（設置主体：合同会社アカンパニーラボ）	
所在地	国分寺市西元町3-3-18 103号室（129ページ ⑨）
問合せ先	電話（090）6689-2670
施設の特徴	障害や発達に悩みをもつお子さま（ご家族）の計画相談を行っております。お一人おひとりの個性や特性、希望に沿った社会資源の提案を行い、その方が豊かに生きられるようにご支援致します。（月：9-17、水金：12-17）
ゆうゆう相談支援事業所（設置主体：Y o u & Y o u 合同会社）	
所在地	国分寺市南町2-12-5 パークアベニュー国分寺7-412（129ページ ⑩）
問合せ先	電話（090）8333-1342
施設の特徴	障害の種別は問わず、サービス等利用計画の作成や事業所との連絡調整を行います。迅速で丁寧なモニタリングを心がけています。

一般相談支援

地域活動支援センターつばさ（設置主体：社会福祉法人 万葉の里）	
所在地	国分寺市泉町2-3-8 障害者センター内（129ページ ①）
問合せ先	電話（042）321-1136 FAX（042）321-1207
施設の特徴	障害種別を問わず相談をお受けします。暮らしの中での困りごとの相談をはじめ、安心して暮らせるよう、地域とつながるサポートをします。
地域生活支援センタープラッツ（設置主体：社会福祉法人 はらからの家福祉会）	
所在地	国分寺市南町3-4-4（129ページ ③）
問合せ先	電話（042）323-5637 FAX（042）328-3240
施設の特徴	精神科病院から退院して自分らしい生活を送りたい方、不安を持ちながらも安定した生活を続けたい精神障害のある方に対して、電話相談・来所されての面談・精神科病院への訪問面接などで相談に対応いたします。地域での生活を応援いたします。



施設・
団体等



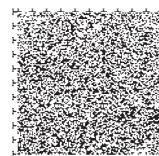
ラミュール相談支援事業所 （設置主体：株式会社プランツ）	
所在地	国分寺市本多4-15-8 （129ページ ⑦）
問合せ先	電話 090-8949-5413 FAX (042) 325-7410
施設の特徴	一般相談支援として、障がいの種類にかかわらずスムーズな地域移行、地域定着が実現できるための相談をお受けしております。

生活介護

国分寺市障害者センター・太陽 （設置主体：社会福祉法人 万葉の里）	
所在地	国分寺市泉町2-3-8 （129ページ ①）
問合せ先	電話 (042) 321-1212 FAX (042) 321-1207
施設の特徴	個々の特性や希望に合わせ、作業活動、創作活動、余暇活動や日常生活に必要な支援等を行います。また、必要な方には身体機能訓練、言語訓練、作業訓練を提供します。
希望園（のぞみえん） （設置主体：社会福祉法人 けやきの杜）	
所在地	国分寺市戸倉4-14-7 （129ページ ⑪）
問合せ先	電話 (042) 321-2200 FAX (042) 327-0419
施設の特徴	活動内容は、主に作業プログラムと生活プログラムがあります。作業プログラムは、シュレッダー、ねじの組み立て、チラシの折りなどの室内作業や周辺地域に、チラシ等のポスティングを行う作業です。生活プログラムは創作活動や音楽活動などを行っています。
ワークセンター・さくら （設置主体：社会福祉法人 けやきの杜）	
所在地	国分寺市戸倉3-1-1 （129ページ ⑫）
問合せ先	電話 (042) 324-3376 FAX (042) 324-3383
施設の特徴	働くことを基本とし、地域の資源回収等室外作業を中心に活動しています。地域社会で暮らすことができる、社会的能力がより深く身につくように支援をしています。
ビーパス （設置主体：社会福祉法人 AnnBee）	
所在地	国分寺市西元町3-6-14 （129ページ ⑬）
問合せ先	電話 (042) 316-8523 FAX (042) 316-8553
施設の特徴	ウォーキングや理学療法士も取り入れた体づくり、作業では陶芸、染物、さき織の製品づくりを各班に分かれて作業をしています。一人ひとりの力が発揮できるように個々に合わせたプログラムで作業に取り組んでいます。
この里（このり） （設置主体：社会福祉法人 万葉の里）	
所在地	国分寺市東戸倉2-7-26 （129ページ ⑭）
問合せ先	電話 (042) 312-2728 FAX (042) 313-8823
施設の特徴	働くことを通して、社会の一員として、地域の一員として、「生きがい」や「やりがい」を育み、一人ひとりの自己実現を図っていきたいと思っています。主な作業内容は「封筒作り」「野菜販売」「ポスティング」等です。



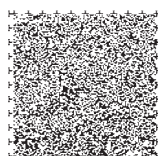
施設・
団体等



ディオアシスまほろば （設置主体：一般社団法人 一粒福祉会）	
所在地	国分寺市富士本2-18-13（128ページ 15）
問合せ先	電話（042）505-8419 FAX（042）505-8423
施設の特徴	介護保険の地域密着型通所介護と一体で運営している共生型サービスです。リハビリテーションに力を入れています。
オハナ農園 （設置主体：特定非営利活動法人 Ohana）	
所在地	国分寺市新町1-18-9（128ページ 16）
問合せ先	電話（042）207-7687 FAX（042）207-2239
施設の特徴	「緑」「花」をキーワードにした仕事（生産活動）を大切にしつつ、創作・芸術・健康活動を行っています。送迎サービスや嘱託医、看護師による健康チェックも行っています。
SUN salon （設置主体：一般社団法人 介護グループふれあい）	
所在地	国分寺市西町5-29-2（128ページ 17）
問合せ先	電話（042）505-7977 FAX（042）843-0665
施設の特徴	個性に合ったお仕事、入浴ができる生活介護です。「安全、健康、楽しく」を大切に、皆で沢山遊んで沢山働いています。仕事内容は缶バッジ制作。八百屋さんを営業しています。リハビリでは音楽療法やカラオケも行います。アットホームな雰囲気です。看護師が毎日います。
国分寺ふじもと地域福祉事業所 生活介護あつぷ （設置主体：労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団）	
所在地	国分寺市富士本3-1-15（128ページ 18）
問合せ先	電話（042）505-8701 FAX（042）505-8710
施設の特徴	開所時間を8：00～17：00、サービス提供時間を8：00～17：00とし、利用者のみならず「働く家族をも支援する」を目的とした長時間利用が可能な生活介護です。療育や作業は、個々の特性に応じた支援を行っています。
SORA （設置主体：一般社団法人こころのネットワーク陽）	
所在地	国分寺市西町2-2-3 第五東財ビル1階（128ページ 19）
問合せ先	電話（042）505-4895 FAX（042）505-4896
施設の特徴	令和5年6月オープンの新しい事業所です。室内でのプログラムや公園への外出などご自分のペースで参加いただけます。送迎・昼食ご利用サービスございます。祝日・祭日の開所日があります。
トライフル国分寺 （設置主体：社会福祉法人宝もの）	
所在地	国分寺市内藤2-41-69（129ページ 20）
問合せ先	電話（042）511-4877
施設の特徴	23年に開設した新しい事業所です。9時から17時までの生活づくりをとおして、自立生活への移行に備えます。知的障害の特性に応じて、本人が“分かること”と“行動できること”を重視した構造化の支援が特徴です。家庭と協力した生活支援を大切にしていきます。



施設・
団体等

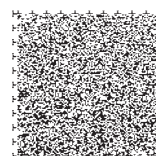


自立訓練（機能訓練・生活訓練）

国分寺市障害者センター・はばたき		（設置主体：社会福祉法人 万葉の里）		機能	生活
所在地	国分寺市泉町2-3-8 （129ページ ①）				
問合せ先	電話（042）321-1212 FAX（042）321-1207				
施設の特徴	生活訓練（月・水・木・金曜日）は、外出・買い物・コミュニケーション力を高めるワークを通して、自立のための第一歩を応援します。機能訓練（火曜日）では、専門職によるリハビリから身体面から生活に必要な力が身につけられるようサポートします。				
さつき共同作業所		（設置主体：社会福祉法人 はらからの家福祉会）		生活	
所在地	国分寺市東元町3-4-19 本多ビル1階 （129ページ ②①）				
問合せ先	電話（042）326-3775 FAX（042）401-0386				
施設の特徴	日常生活の幅を広げ豊かな生活を送ることを目的としたプログラムを提供しています。必要に応じて、訪問・送迎のサービスも行っています。 利用期間は原則2年間です。				
トライフル国分寺		（設置主体：社会福祉法人宝もの）		生活	
所在地	国分寺市内藤2-41-69 （129ページ ②①）				
問合せ先	電話（042）511-4877				
施設の特徴	意思決定に関する支援会議を開催、スケジュール管理やコミュニケーションなどの職業準備性を高め、経済的自立と精神的自立を支援します。キャリアプラン作成や企業実習など、個に応じた支援体制を組み就労への挑戦を支えます。				

就労移行支援

国分寺カメラア（設置主体：株式会社オフィスリンク）	
所在地	国分寺市本町3-7-2 ジョイナス国分寺B1階（129ページ ②②）
問合せ先	電話（042）313-9693 FAX（042）313-9694
施設の特徴	ご利用対象者は、将来的に一般の会社で働きたいという方々です。働くための基本的なルールやマナーを勉強したり、職場体験実習や体力づくり、余暇活動のプログラムを提供し、就職を目指します。
LIIMO国分寺（設置主体：社会福祉法人檸檬会）	
所在地	国分寺市南町3-22-2 ZELKOVA BLDG 2階（129ページ ②③）
問合せ先	電話（042）313-9677 FAX（042）313-9678
施設の特徴	利用者様の悩みや不安に真摯に向き合いながら、お一人おひとりの「自分らしく働きたい」を、徹底した『個別支援』でサポートします。コミュニケーション力向上のためのグループプログラムも毎日実施しています。
Cocorport国分寺駅前Office（設置主体：株式会社コッポポート）	
所在地	国分寺市南町3-11-14 樋野第二ビル2階（129ページ ②④）
問合せ先	電話（042）312-4382 FAX（042）312-4387
施設の特徴	コッポポートでは、これまで累計4,000名以上の方の就職を支援してきました。セルフケア・コミュニケーション・PC・模擬面接など、500以上のプログラムを提供しています。 ※交通費・ランチ応援制度あり



施設・
団体等

就労継続支援 A 型

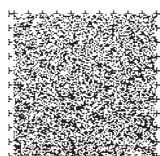
就労支援事業所 TRYOUT （設置主体：一般社団法人 Life Commit）	
所在地	東京都国分寺市西町3-15-5 （128ページ 25）
問合せ先	電話 (042) 502-0181 FAX (042) 502-0181
施設の特徴	公園や国分寺庁舎などの清掃業務を中心として行い、働く力を身につけながら、安定した就労を目指せる環境を整えます。安心して働き続けられるよう、一人ひとりの状況に合わせた支援を行っています。

就労継続支援 B 型

国分寺市障害者センター・どーむ （設置主体：社会福祉法人 万葉の里）	
所在地	国分寺市泉町2-3-8 （129ページ 1）
問合せ先	電話 (042) 321-1212 FAX (042) 321-1207
施設の特徴	喫茶いずみの営業、スイーツいずみでの菓子製造・販売、清掃等の活動を通して、住みなれた国分寺で、自信や目標をもち、生き生きと働くことを応援しています。月～土の開所日に加え、地域の販売イベントにも参加しています。
希望園（のぞみえん） （設置主体：社会福祉法人 けやきの杜）	
所在地	国分寺市戸倉4-14-7 （129ページ 11）
問合せ先	電話 (042) 321-2200 FAX (042) 327-0419
施設の特徴	作業内容は、主に清掃、ポスティングがあります。清掃作業は、市役所・教会等の清掃を行っており、午前10時30分から午後6時までの作業となります。ポスティング作業は、市報や情報誌などを各家庭等に配布しており、午前9時から午後4時までの作業になります。
食彩工房プラスワン （設置主体：社会福祉法人 けやきの杜）	
所在地	国分寺市戸倉3-2-19 （129ページ 26）
問合せ先	電話 (042) 300-8050 FAX (042) 300-8051
施設の特徴	作業内容は食品加工になります。お弁当やグループホームへの夕食などを作る食品製造、パン・菓子を作る部門があります。就労に向けた支援も実施しております。
ビーパス （設置主体：社会福祉法人 Ann Bee）	
所在地	国分寺市西元町3-6-14 （129ページ 13）
問合せ先	電話 (042) 316-8523 FAX (042) 316-8553
施設の特徴	菓子製造、石けん製造、こくべじを中心とした乾燥野菜・果物の製造、受託清掃、アクセサリ類の製作など様々な仕事に一人ひとりが持つ力や特性に合わせて、取り組んでいます。
さつき共同作業所 （設置主体：社会福祉法人 はらからの家福祉会）	
所在地	国分寺市東元町3-4-19 本多ビル1階 （129ページ 21）
問合せ先	電話 (042) 326-3775 FAX (042) 401-0386
施設の特徴	作業やプログラムを通じ社会人としての自己管理の練習や生産活動の機会の提供を行っています。就労へ向けて必要に応じた支援を行っています。必要に応じて送迎を行っています。利用期限は有りません。



施設・
団体等



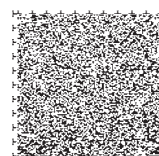
ともしび工房 （設置主体：社会福祉法人 ななえの里）	
所在地	国分寺市西恋ヶ窪4-10-2（129ページ 27）
問合せ先	電話 （042）324-7071 FAX （042）326-6060
施設の特徴	パンやお菓子、手工芸品の製造と販売、印刷、清掃及びリサイクル品の仕分け販売など様々な就労機会を通じて、自立した生活の実現に必要な知識や能力の向上が図れるよう支援しています。
オハナ農園 （設置主体：特定非営利活動法人 Ohana）	
所在地	国分寺市新町1-18-9（128ページ 16）
問合せ先	電話 （042）207-7687 FAX （042）207-2239
施設の特徴	緑化推進事業の委託を受け、利用者に園芸療法を用いて、花苗栽培、花壇管理を行っています。花壇管理には、1級造園施工管理技士や園芸療法士が支援しています。市民の好評を得ています。
就労継続支援B型事業所 Mana-Viva （設置主体：一般社団法人 Ibasho）	
所在地	国分寺市西恋ヶ窪1丁目36-3 住まいるプラザビル1階（129ページ 28）
問合せ先	電話 （042）313-9011 FAX （042）313-9021
施設の特徴	西国分寺駅から徒歩1分！パソコン作業に特化した就労継続支援B型事業所が新規オープン！PCの基礎操作から、データ入力や動画編集などの実践的な作業まで、一人ひとりのペースに合わせてサポートします。平日は毎日開所（祝日も開所）10時から16時の間で利用可能です。

就労定着支援

国分寺カメラ （設置主体：株式会社オフィスリンク）	
所在地	国分寺市本町3-7-2 ジョイナス国分寺B1階（129ページ 22）
問合せ先	電話 （042）313-9693 FAX （042）313-9694
施設の特徴	就職する際に生じる生活課題を解決へ向け必要な連絡の調整やアドバイスを小まめに行います！又、月1回以上のペースで面談やヒヤリングを行い勤務先への訪問、福祉機関などの関係者と連携を図り就労環境の不安を取り除きます。
LIIMO国分寺 （設置主体：社会福祉法人檸檬会）	
所在地	国分寺市南町3-22-2 ZELKOVA BLD 2階（129ページ 23）
問合せ先	電話 （042）313-9677 FAX （042）313-9678
施設の特徴	就職した後も、皆さんが安心して働き続けられるように、定期的にお会いしてお話をうかがいます。また、必要に応じて職場の方とやり取りして調整を行うことも。一緒に長く働くことを目指しましょう！
Cocorport国分寺駅前Office （設置主体：株式会社ココルポート）	
所在地	国分寺市南町3-11-14 樋野第二ビル2階（129ページ 24）
問合せ先	電話 （042）312-4382 FAX （042）312-4387
施設の特徴	ココルポートでは、これまで累計5,000名以上の方の就職を支援してきました。 セルフケア・コミュニケーション・PC・模擬面接など、500以上のプログラムを提供しています。 ※交通費・ランチ応援制度あり



施設・
団体等

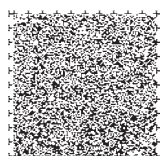


短期入所（ショートステイ）

国分寺市障害者センター・えんじゅ （設置主体：社会福祉法人 万葉の里）	
所在地	国分寺市泉町2-3-8（129ページ ①）
問合せ先	電話（042）321-1226 FAX（042）321-1207
施設の特徴	柔らかな床材の部屋が2床あります。車椅子の方も利用可能です。ご利用者のニーズや自主性を尊重しており、ご本人のペースでお過ごしいただけます。
カペラ （設置主体：社会福祉法人 けやきの杜）	
所在地	国分寺市東恋ヶ窪5-2-2-203（129ページ ②9）
問合せ先	電話（042）325-1861
施設の特徴	定員1名。アパートの部屋を利用していますので、とても家庭的な雰囲気です。ご自宅で過ごすように、のんびりとご自分のペースで過ごすことができます。 車いすの方のご利用はご相談ください。
袖処（ゆずこ） （設置主体：社会福祉法人 AnnBee）	
所在地	国分寺市西恋ヶ窪3-27-7 サンモール恋ヶ窪 102・202号室（129ページ ③0）
問合せ先	電話（042）316-8523 FAX（042）316-8553
施設の特徴	定員4名。アットホームな雰囲気の短期入所で、ゆっくりと過ごすことができます。
KOCO・ジャム短期入所事業 （設置主体：社会福祉法人 万葉の里）	
所在地	国分寺市東戸倉2-7-26（129ページ ④4）
問合せ先	電話（042）312-2728
施設の特徴	定員2名（男女1名ずつ）で、将来グループホームでの生活や、地域での一人暮らしを目指す方に対応したサービスを提供します。
りんくる国分寺 （設置主体：有限会社竜徳）	
所在地	国分寺市東戸倉2-2-45（129ページ ⑤1）
問合せ先	電話（042）307-8902 FAX（042）572-1321
施設の特徴	空床利用型の事業所です。1階は女性5室のグループホーム、2階は1Kアパートタイプが5室（男女可）となっています。看護師が常駐しており、医療的ケアもご相談いたします。1階は車いす用スロープ入口がありバリアフリー、車いす対応トイレもございます。



施設・
団体等

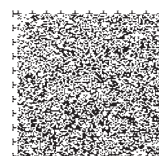


共同生活援助（グループホーム）

設置主体	事業所名	所在地	問合せ先
社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	ナザレンホーム	国分寺市内藤2-13-23	電話 (042) 571-6976 FAX (042) 571-6976
社会福祉法人 けやきの杜	地域共同生活支援 センター・レハイム	非公表	電話 (042) 329-1021 グループホーム総合受付
	地域共同生活支援 センター・キッピス		
社会福祉法人 東京コロニー	国分寺戸倉寮	国分寺市戸倉1-21-9	電話 (042) 322-4255
社会福祉法人 万葉の里	共同生活支援事業所 万葉の里	非公表	電話 (042) 312-2728 グループホーム総合受付
	ケアホームこの葉	国分寺市東戸倉2-7-26	
社会福祉法人 はらからの家福祉会	ピア国分寺	国分寺市南町3-4-4	電話 (042) 323-5637 FAX (042) 328-3240
	グリーンハイツ	非公表	
	メビウス		
	国分寺コーポ		
	ピア国分寺式番館		
社会福祉法人 AnnBee	なな庵	非公表	電話 (042) 316-8523 FAX (042) 316-8553
	つづきや		
	miyaco		
	Otozuki		
	ふゆなぎ		
合同会社 若竹の会	若竹ホーム1	国分寺市東戸倉2-36-7 サンハイツE戸倉105・106・ 107・203	電話 (090) 1799-3737
株式会社 永興	縁グループホーム 杏	国分寺市北町4-16-24	電話 (042) 316-8506 FAX (042) 316-8507
	縁グループホーム 柚	国分寺市並木町3-26-47	
	縁グループホーム 柳	国分寺市並木町 3-19-43	
株式会社 KURASULU	テラスハウス国立A	国分寺市光町1-9-7	電話 (090)9360-6658 電話 (080)6666-1177
	テラスハウス国立B		
	テラスハウス国立C		
	テラスハウス戸倉A	非公表	
	テラスハウス戸倉B		
	テラスハウス戸倉C		
	テラスハウス戸倉D		
一般社団法人 ヴィータ	ファミリア西国分寺	国分寺市西恋ヶ窪2-20-6	メール viitacorporation@gmail.com 電話 (080)5680-1812
株式会社 オフィス宮寺	グループホーム ボトス 鷹の台の家	国分寺市北町 1-17-11	電話 (090)5120-5813
	グループホーム ボトス 国立の家	国分寺市日吉町2-28-66	
	グループホーム ボトス 国分寺のアパート	国分寺市東元町4-8-9 パロ国分寺	



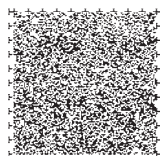
施設・
団体等



設置主体	事業所名	所在地	問合せ先
一般社団法人 発達ラボ国分寺	ほっと東戸倉	国分寺市東戸倉2-2-22-2階	電話 (042) 403-3612 FAX (042) 403-3612
合同会社 froggy&bunny	f&b ホーム恋ヶ窪	国分寺市東恋ヶ窪 (西武国分寺線恋ヶ窪駅 より徒歩約8分)	電話 070-4545-8452 FAX (042) 304-8456
	f&b ホーム西国分寺	国分寺市西恋ヶ窪 (JR 中央線西国分寺駅 徒歩約8分)	
	f&b ホーム・フローラ		
一般社団法人 lbasho	わらいぶ西国分寺	国分寺市西恋ヶ窪 (JR 中央線西国分寺駅 より徒歩約6分)	電話 080-7493-7950 FAX (042) 313-8978
	わらいぶ恋ヶ窪	国分寺市東戸倉 (西武国分寺線恋ヶ窪駅 より徒歩約3分)	
	わらいぶ戸倉	国分寺市戸倉 (西武国分寺線恋ヶ窪駅 より徒歩約6分)	
	わらいぶ国分寺	国分寺市戸倉 (西武国分寺線恋ヶ窪駅 より徒歩約2分)	
	わらいぶアパートメント 1号館	国分寺市東恋ヶ窪 (西武国分寺線恋ヶ窪駅 より徒歩約8分)	
	わらいぶアパートメント 2号館	国分寺市東恋ヶ窪 (西武国分寺線恋ヶ窪駅 より徒歩約5分)	
	わらいぶアパートメント 3号館	国分寺市東恋ヶ窪 (西武国分寺線恋ヶ窪駅 より徒歩約13分)	
社会福祉法人ひばり福祉会	グループホーム こんぺいとう第3	国分寺市西元町 3-2-27	電話 (042) 304-2690 FAX (042) 304-2690
株式会社ファーストデイ	ああす国立東	国分寺市内藤 2-43-21	電話 080-9265-3100 電話 080-7448-0884
株式会社ポシエット	ああす鷹の台	国分寺市北町 4-24-19	電話 080-7940-2764 電話 (042) 309-2401
一般社団法人つなぎ	グループホームこぶし	国分寺市北町 4-11-37	電話・FAX (042) 207-5674
	グループホームかえで	国分寺市北町 1-17-16	電話・FAX (042) 308-8046
株式会社 R E O	オアーゼ新町	国分寺市新町3-19-3	電話 (042) 313-8610 FAX (042) 313-8610
	オアーゼ高木町	国分寺市高木町3-6-12	
	オアーゼ新町Ⅱ	国分寺市新町2-19-59	
一般社団法人よつば会	グループホームよつば会	国分寺市東恋ヶ窪2-21-5 恋ヶ窪・沓番館	電話 (03)6452-6533
有限会社竜徳	りんくる国分寺	国分寺市東戸倉2-2-45	電話 (042) 307-8902 FAX (042) 572-1321



施設・
団体等



自立生活援助

地域生活支援センタープラッツ （設置主体：はらからの家福祉会）	
所在地	国分寺市南町3-4-4（129ページ ③）
問合せ先	電話（042）323-5637 FAX（042）328-3240
施設の特徴	単身等の居宅で生活する精神障害をもつ方へ、定期的な訪問や電話などの相談対応等により、日常生活上の問題を把握し、必要な情報提供や相談、関係機関との連絡調整等の自立した生活を営む為に必要な援助を行います。

地域活動支援センターⅢ型（地域生活支援事業）

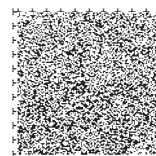
地域活動支援センター ほんだ・こだま （設置主体：特定非営利活動法人 国障連喫茶）	
所在地	ほんだ 国分寺市本多1-7-1 本多公民館内1階（129ページ ③②） こだま 国分寺市光町1-46-8 ひかりプラザ内1階（128ページ ③③）
問合せ・連絡先	事務所 電話（042）323-2001 FAX（042）323-2001 メール npokissa@outlook.jp
施設の特徴	障害者の福祉的就労の場としての位置づけで運営しています。仕事は、店の開店準備・日替わり定食の準備・接客・配膳・食器の片づけ等。

訪問系サービス

居宅介護事業所 ウイング （設置主体：社会福祉法人 万葉の里）								
所在地	国分寺市東戸倉2-7-26 KOCO・ジャム1階							
問合せ先	電話 (042) 321-6600 FAX (042) 313-8823							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	○	○	—	—	—
事業所の特徴	生活されている地域で、いきいきとその人らしく生活できるよう、その方の想いに添ったサービス提供を目指しています。							
有限会社 介護事業所 すみれ会 （設置主体：有限会社 介護事業所 すみれ会）								
所在地	国分寺市本多2-1-11 GT本多ビル6階							
問合せ先	電話 (042) 326-3711 FAX (042) 326-3721							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	—	○	—	—	○
事業所の特徴	地域に根差し、地域に愛される事業所を目指しています。お気軽にお問い合わせ下さい。							



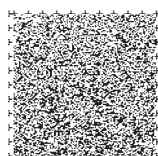
施設・
団体等



ケア・センターやわらぎ国分寺（設置主体：特定非営利活動法人 ケア・センターやわらぎ）								
所在地	国分寺市本町4-1-2 エスポアール花澤台1階							
問合せ先	電話 (042) 327-0417 FAX (042) 327-0415							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	○	○	—	—	—
事業所の特徴	「私たちは、サービスを利用される方々の要求を適切に把握し、信頼される質の高い福祉サービスの提供を通じて社会に貢献する」の品質方針に基づき、より質の高いサービスを提供します。また、ISO9001を取得し、安定したサービスを地域の皆さまに提供していきます。							
ケアセンターゆい（設置主体：有限会社 ケアセンターゆい）								
所在地	国分寺市光町1-40-7 アリストテラス206							
問合せ先	電話 (042) 576-0414 FAX (042) 595-9098							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	—	○	—	—	—
事業所の特徴	・ご利用者様（高齢者・障がい者・痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする方）の意思を尊重し、自立した在宅生活が確保できるように24時間体制で支援します。 ・利用者様、ヘルパーともに、お互いに良い時間を持てるような援助を心掛けています。 ・サービスで知り得たご利用者様・ご家族様の情報を第三者に漏らしません。契約終了後も同様です。							
ケアリッツ国分寺（設置主体：株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ）								
所在地	国分寺市南町1-12-7 国分寺南町事務所1階							
問合せ先	電話 (042) 312-2375 FAX (042) 312-2376							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	—	—	—	—	—
事業所の特徴	ケアリッツは、お客様が快適に過ごしていただけるよう、お客様ひとり一人のニーズにこたえ、どこよりも優れたサービスを提供することを目指しています。							
社会福祉法人三多摩福祉会 コスモス国分寺（設置主体：社会福祉法人 三多摩福祉会）								
所在地	国分寺市富士本1-28-57 富士本ハイツ2号棟201号室							
問合せ先	電話 (042) 577-2912 FAX (042) 577-2927							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	—	—	—	—	—
事業所の特徴	誰もが住みなれた地域で安心して住み続けられるよう、地域で援助を必要とする方々にできる限りのサービスを提供いたします。							
一般財団法人 国分寺市健康福祉サービス協会（設置主体：一般財団法人 国分寺市健康福祉サービス協会）								
所在地	国分寺市泉町2-3-8 国分寺市いずみプラザ3階							
問合せ先	電話 (042) 321-5081 FAX (042) 321-5806							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	—	○	—	—	—
事業所の特徴	高齢者および障がい者の方が、住み慣れた町でいきいきと生活ができるように、きめ細かいサービスを提供します。							



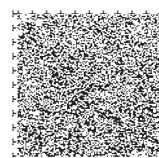
施設・
団体等



すいへいせん（設置主体：特定非営利活動法人 ひょうたん島）								
所在地	国分寺市本多4-15-8							
問合せ先	電話（042）359-4767 FAX（042）359-4767							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	—	○	—	—	—
事業所の特徴	重症心身障がい児・者をメインに支援します。							
ニチケアセンターはあときたまち（設置主体：株式会社 ニチイ学館）								
所在地	国分寺市北町4-5-4							
問合せ先	電話（042）359-3101 FAX（042）359-3104							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	—	○	—	—	—
事業所の特徴	住み慣れたご自宅・地域における、その方らしい生活。その支えとなれるよう、お気持ちに添った対応を心掛けております。							
ヘルパーステーション びいと（設置主体：社会福祉法人 AnnBee）								
所在地	国分寺市西元町3-6-14							
問合せ先	電話（042）316-8523 FAX（042）316-8553							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	—	—	—	—	—
事業所の特徴	社会の中、地域の中で豊かに安心して暮らせるように、皆様のご意向に添ったサポートをします。							
ヘルプ協会国分寺（設置主体：社会福祉法人 幹福社会）								
所在地	国分寺市日吉町2-13-26 あずさ館1-B							
問合せ先	電話（042）580-2715 FAX（042）580-2716							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	○	○	—	—	—
事業所の特徴	障がい当事者の視点に立った在宅福祉の充実をはかることを理念としています。地域密着型の事業所として、市内を中心に近隣市へのヘルパー派遣を行っています。							
訪問介護つぼみ（設置主体：合同会社つぼみ）								
所在地	国分寺市本町2-20-11 カーサマローネ1B							
問合せ先	電話（042）359-4253 FAX（042）359-4273							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	—	○	—	—	—
事業所の特徴	障がいがあっても医療ケアがあっても家族と共に「我が家」で暮らし続けたい。そのような思いをしっかりと受け止め、ご利用者様とご家族に「安心」していただけるサービスを提供します。							



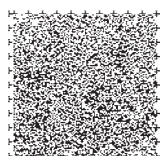
施設・
団体等



特定非営利活動法人ほっと（設置主体：特定非営利活動法人 ほっと）								
所在地	国分寺市泉町3-7-16 第2泉ビル102							
問合せ先	電話（042）319-2808 FAX（042）401-0225							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	—	○	—	—	—
事業所の特徴	誠実で丁寧な対応を心がけています。介護サービスのことに限らず介護でお悩みのこと、お困りのことがあればお気軽にご相談ください。							
合同会社 ユーケア（設置主体：合同会社ユーケア）								
所在地	国分寺市西町3-3-3 グリーンゲイブル205							
問合せ先	電話（042）505-8630 FAX（042）505-8630							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	—	○	—	—	—
事業所の特徴	ご利用者様が「穏やかに」「楽しく」くらすサポートを目指す事業所です。経験豊かなヘルパーが揃っています。ご利用者様とコミュニケーションを取りつつ介護をさせていただきたいと思っています。							
ライフネット（設置主体：社会福祉法人けやきの杜）								
所在地	国分寺市東恋ヶ窪5-2-2 シティハイツ51 1階							
問合せ先	電話（042）322-4424 FAX（042）322-4426							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	○	○	○	—	—
事業所の特徴	・ヘルパーの内有資格者 約10名 ・知的障害者の移動支援を中心に展開 ・自費サービスのみの契約は不可							
すこやか 訪問介護（設置主体：東京健康国際商事株式会社）								
所在地	国分寺市西恋ヶ窪2-2-1 ビーンズ・アネックス西国分寺ビル1階							
問合せ先	電話（090）3231-9288 FAX（042）323-3941							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	○	○	○	—	—
事業所の特徴	利用者を尊重し、身体状況、生活環境に合わせ、日々の変化と要望に応じ日常生活と身体の介護等の支援を丁寧に笑顔で提供し、心に喜べる健やかな暮らしができるように勤める。＊介護保険の訪問介護も併設。							



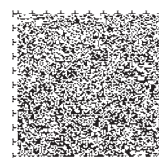
施設・
団体等



ケアリッツ国立（設置主体：株式会社 ケアリッツ・アンド・パートナーズ）								
所在地	国分寺市光町2-10-24アルコバレーノ201							
問合せ先	電話（042）505-6725							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	—	—	—	—	—
事業所の特徴	ケアリッツは、お客様が快適に過ごしていただけるよう、お客様ひとり一人のニーズにこたえ、どこよりも優れたサービスを提供することを目指しています。							
株式会社日本サンサール介護事業部（設置主体：株式会社日本サンサール）								
所在地	国分寺市本町4-1-14-703							
問合せ先	電話（042）359-3302 FAX（042）359-3303							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	—	—	○	—	○	—
事業所の特徴	呼吸器装着されたALS等の難病患者様のお宅に訪問して日中から夜勤まで、身体介護や生活援助を行っています。東京都の基本研修を受講したスタッフが訪問して痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアを行います。							
ケア21国分寺（設置主体：株式会社ケア21）								
所在地	国分寺市泉町1-1-2 清水ビル1階							
問合せ先	電話（042）300-0321 FAX（042）324-4882							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	○	○	—	—	—
事業所の特徴	経験豊富なヘルパーが多いです。 お気軽にご相談ください。							
しずくヘルパーステーション（設置主体：株式会社プラストール）								
所在地	国分寺市光町3-25-12 光クリーク201							
問合せ先	電話（042）501-6997 FAX（042）501-6882							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	○	○	—	—	—
事業所の特徴	「雫」大地を潤す恵の雨、また一滴の雨粒が大河にもなります。全ての方の初めの一步を踏み出すお手伝いを心を込めて行っていきたい。そんな支援を目指しています。							



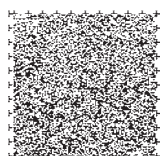
施設・
団体等



土屋訪問介護事業所 国分寺センター（設置主体：合同会社サポケア）								
所在地	国分寺市南町3-22-31 南ビル503							
問合せ先	電話 (042) 401-0513 FAX (042) 401-0514							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	—	○	—	—	—
事業所の特徴	重度訪問介護従業者等の資格取得者が多数在籍しており、喀痰吸引・胃ろう・経鼻経管栄養等の医療的ケアもできるヘルパーを派遣することが可能です。土日や早朝、深夜帯の訪問サービスも実施しております。							
ホートン国分寺ステーション（設置主体：株式会社HORTON）								
所在地	国分寺市本町2-11-5 矢野ビル407号室							
問合せ先	電話 (042) 316-8576 FAX (042) 316-8577							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	—	○	—	—	—
事業所の特徴	私たちの理念は「言葉に出来ない心の声に耳を傾ける、温もりある心と豊かな知性、確かなる意志をもって、かけがえのない人生に寄り添う」ことです。またひとりでも多くの人が、かけがえのない人生において、心から満たされる日常生活を送るために、隔たりを超える協調と調和が広がる共生社会の実現を目指しています。							
ああぼ i d s h e n（設置主体：合同会社ああぼ i d s h e n）								
所在地	国分寺市西町4-30-1-104							
問合せ先	電話 (042) 508-3460 FAX (042) 505-4384							
サービス種別	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	—	—	○	—	—
事業所の特徴	主に外出の支援のお手伝いをしています。 楽しみの幅を広げて経験するお手伝いをさせてください。							

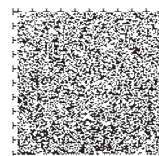


施設・
団体等



児童発達支援事業

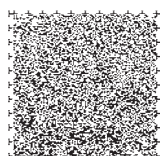
国分寺市立児童発達支援センターつくしんぼ（設置主体：国分寺市）	
所在地	国分寺市戸倉3-1-24（129ページ 5）
問合せ先	電話（042）323-7912 FAX（042）323-7912
施設の特徴	子どもの発達や健康状態に応じた個別支援計画を作成し、整った環境の中で集団での活動や遊びを通じ、様々な発達支援の技法を用いて社会生活の基礎となる力を育てる療育を行います。2～5歳児対象の「週5日クラス」と、保育園や幼稚園に通っている児童が在籍園と並行して通える「週1日クラス」があります。
a n t o（設置主体：社会福祉法人 Ann Bee）	
所在地	国分寺市西元町3-11-17（129ページ 34）
問合せ先	電話（042）401-0176 FAX（042）401-0176
施設の特徴	自然豊かな環境の中、「遊び」を通じた関わりの中で、感性、表現力、創造性、社会性を育てる支援を行います。機能・能力に止まらず、お子さまの持つ力や強み、潜在能力を引き出し発達の特性と個人差に配慮した個別、小集団による支援を行います。
コペルプラス 西国分寺教室（設置主体：株式会社シーズプレイス）	
所在地	国分寺市泉町3-37-25 天龍ビル2階（129ページ 35）
問合せ先	電話（042）312-0455 FAX（042）312-0456
施設の特徴	1対1の個別と2～6名の集団クラスで療育が受けられます。毎月変わるプログラムにより、できることを伸ばすことで自己肯定感を高め、苦手なことにも挑戦できる力を育みます。
えーる並木（設置主体：一般社団法人発達ラボ国分寺）	
所在地	国分寺市並木町3-3-10（128ページ 36）
問合せ先	電話（042）349-6851 FAX（042）349-6852
施設の特徴	令和5年5月に開所した重症心身障害児・児童発達支援事業です。重い障害を抱えた子どもたちが友達と楽しく遊び、安心して過ごせる場所です。子どもたちの発達を促す様々なプログラムを提供します。
てらびあぼけっと 西国分寺駅前教室（設置主体：株式会社リリーブ）	
所在地	国分寺市泉町3-37-31 サンエフビル2階（129ページ 37）
問合せ先	電話（042）312-2752 FAX（042）312-2754
施設の特徴	ABA（応用行動分析）を主軸に置いた療育でマンツーマンでの個別と小集団を行っています。約2時間お預かりの母子分離で、土曜日・日曜日にも営業を行っており、駅近の教室となります。その個に合わせたプログラムで無理なく支援させていただきます。


施設・
団体等


児童発達支援サービス「いっぽ」 （設置主体：In step合同会社）	
所在地	国分寺市本町2-25-14 エミネンス国分寺101号室 （129ページ 40）
問合せ先	電話 （042） 328-6050 FAX （042） 328-6050
施設の特徴	0歳から未就学児の個別を主体としたハビリテーションを理学、言語療法士が行います。発達の基礎となる姿勢や運動、感覚、コミュニケーション能力を促すと共に、ご家族の「困りごと」を一緒に解決する場です。
放課後等デイサービス ウィズ・ユー西国分寺 （設置主体：合同会社耀）	
所在地	国分寺市西恋ヶ窪3-24-3 小泉ビル2階 （129ページ 38）
問合せ先	電話 （042） 401-0900 FAX （042） 401-0901
施設の特徴	アットホームな雰囲気の中で、遊びを通して人との関わりや感情のコントロールを身につけられるよう支援しています。愛着形成を大切にし、脳の力をやさしく引き出す感覚刺激や身体活動により、心身のバランスや集中力を育む療育に取り組んでいます。
児童発達支援事業所「ソライズぷち 国分寺」 （設置主体：株式会社AgeA（エイジェス））	
所在地	国分寺市東恋ヶ窪2-35-49-B （129ページ 41）
問合せ先	電話 （042） 309-7996 FAX （042） 309-7996
施設の特徴	サッカーをはじめとする「運動」を通じた関わりの中で、子どもたちの心と体、そして社会性を育む療育を行なっています。小集団の中でのコミュニケーションやルール理解、社会性など、日常生活にも活かせる力を、楽しく学んでいける環境を大切にしています。送迎あり（15分圏内程度）
多機能型事業所 やどかり （設置主体：株式会社MEDUSE）	
所在地	国分寺市南町3-22-12 マーベラス国分寺Ⅱ 1階 （129ページ 39）
問合せ先	電話 （042） 313-9993 FAX （042） 313-9994
施設の特徴	幼稚園、保育園のような環境で過ごしながら、自立、身体能力、生きる力の基盤を育み、本人に合ったコミュニケーションを支援します。お気軽にお問合せください。（送迎はありません）
児童発達支援事業 まなびの森キラリ西国分寺 （設置主体：株式会社プチ・ナーサリー）	
所在地	国分寺市西恋ヶ窪2-26-4 （129ページ 42）
問合せ先	電話 （042） 321-2555 FAX （042） 321-2555
施設の特徴	ムーブメントを取り入れた療育で、感覚統合・身体意識や運動機能の拡大・心理的諸機能の発達を目指しています。小集団での遊びや関わりを通して、一人ひとりの得意を活かし苦手な部分を伸ばす支援をしていきます。



施設・
団体等

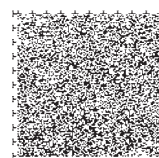


放課後等デイサービス

「ツリーハウス」 （設置主体：特定非営利活動法人 グリーンハート）	
所在地	国分寺市戸倉1-23-3 （129ページ 43）
問合せ先	電話 (042) 312-4035
施設の特徴	特別支援学校及び市内第4・7小学校への送迎を行っています。公園(2か所)と図書館が近い ため、その日のメンバーで活用しています。また、音楽・月一回のリトミック・個別のプール 活動も行っています。
「ツリーハウス」 L i k o （設置主体：特定非営利活動法人 グリーンハート）	
所在地	国分寺市戸倉3-46-7 （128ページ 44）
問合せ先	電話 (042) 505-5601
施設の特徴	特別支援学校と第2小学校への送迎を行っています。10名の定員のうちおよそ半数の方が毎日 参加し、車や徒歩で近隣の公園で体を使ったり、おやつ作りや調理などを行っています。
E T 教室 （設置主体：社会福祉法人 コロロ学舎）	
所在地	国分寺市東戸倉2-10-34 （129ページ 45）
問合せ先	電話 (042) 324-8355 FAX (042) 322-9496 https://www.kololo.net/
施設の特徴	放課後の活動を支援します。グループで活動したり、一人ひとりに合わせて課題を設定し、学 習や余暇活動を行います。戸外歩行、ダイナミックリズム、季節に合わせたレクリエーション なども行っています。送迎なし。
デイサービス事業クラブかたつむり （設置主体：社会福祉法人 東京聴覚障害者福祉事業協会）	
所在地	国分寺市日吉町4-29-12 （129ページ 46）
問合せ先	電話 (042) 401-0380 FAX (042) 401-0380 メール ckatatsumuri@tokyo-shuwacenter.or.jp https://tokyo-choukaku.jp/club/about/
施設の特徴	ろう重複児・聴覚障害児（小1～高3）が多く通う学童クラブです。放課後や土曜日、夏休み などに集まって、手話・指文字・身振り・文字・絵などいろいろな手段でコミュニケーション をとりながら元気に遊んでいます。送迎あり。
メリーランド国分寺 （設置主体：一般社団法人 こころのネットワーク陽）	
所在地	国分寺市西町2-2-3 第五東財ビル3階 （128ページ 19）
問合せ先	電話 (042) 505-9690 メール kokoronethi@gmail.com https://merryland-day.com
施設の特徴	放課後の時間や長期休み（夏・冬・春）に個別療育の他、音楽活動（音楽セラピー）やおやつ 作り、外出活動などの社会経験や季節ごとのイベント（プール、ぶどう狩り、ハロウィン、ク リスマス会、新年会）などを、みんなで楽しく行っています。完全送迎。



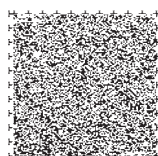
施設・
団体等



ハッピーテラス国分寺 （設置主体：株式会社クエスト）	
所在地	国分寺市南町2-17-4 国分寺南町ビューハイツ101号（129ページ 47）
問合せ先	電話 （042）349-6442 FAX （042）349-6443
施設の特徴	生活スキル、学習スキル、身体スキル、社会性スキルの4つのテーマ別にトレーニングを行っています。グループワークで楽しい時間を過ごす中でそれぞれのスキルを習得しながら、コミュニケーション力を高めます。送迎なし。
KWC福祉事業所すてっぴ （設置主体：労働者協同組合 ワークスコープ・センター事業団）	
所在地	国分寺市富士本1-25-29 フジモトハウス1階（128ページ 48）
問合せ先	電話 （042）843-0175 FAX （042）843-0176
施設の特徴	特別支援学級、特別支援学校に通学する児童、生徒が放課後や学校休校日に過ごす居場所です。子どもたちの健やかな成長のためにそれぞれに合った活動を行っています。曜日毎に活動プログラムを設けています。地域、関係機関と連携していきながら働く保護者を応援します。
えーる恋ヶ窪 （設置主体：一般社団法人 発達ラボ国分寺）	
所在地	国分寺市東戸倉2-2-22-1階（129ページ 49）
問合せ先	電話 （042）313-9380 FAX （042）313-9382
施設の特徴	国分寺市初の重症心身障害児放課後等デイサービスです。重い障害を抱えた子どもたちが友達と楽しく遊び、安心して過ごせる場所です。子どもたちの発達を促す様々なプログラムを提供します。
放課後等デイサービス 第2ルーチェ （設置主体：社会福祉法人 けやきの杜）	
所在地	国分寺市光町2-19-12 メビウスプラザⅢ1階（128ページ 50）
問合せ先	電話／FAX （042）580-2887
施設の特徴	主に発達障害のあるお子さんに、学習支援、SSTなどのプログラムを提供している放課後等デイサービスです。国立駅から徒歩15分程のところにあります。送迎あり（要相談）
放課後等デイサービス ウィズ・ユー西国分寺 （設置主体：合同会社耀）	
所在地	国分寺市西恋ヶ窪3-24-3 小泉ビル2階（129ページ 38）
問合せ先	電話 （042）401-0900 FAX （042）401-0901
施設の特徴	アットホームな雰囲気の中で、遊びを通して人との関わりや感情のコントロールを身につけられるよう支援しています。愛着形成を大切に、脳の力をやさしく引き出す感覚刺激や身体活動により、心身のバランスや集中力を育む療育に取り組んでいます。
多機能型事業所 やどかり （設置主体：株式会社MEDUSE）	
所在地	国分寺市南町3-22-12 マーベラス国分寺Ⅱ1階（129ページ 39）
問合せ先	電話 （042）313-9993 FAX （042）313-9994
施設の特徴	自立を支え、苦手科目の学習をサポートしながら、社会や他者との繋がりを育む安心できる居場所です。お気軽にお問合せください。（送迎はありません）
えーる並木 （設置主体：一般社団法人発達ラボ国分寺）	
所在地	国分寺市並木町3-3-10（128ページ 36）
問合せ先	電話 （042）349-6851 FAX （042）349-6852
施設の特徴	重症心身障害児放課後等デイサービスです。重い障害を抱えた子どもたちが友達と楽しく遊び、安心して過ごせる場所です。子どもたちの発達を促す様々なプログラムを提供します。



施設・
団体等



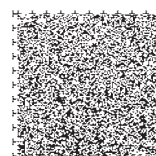
らったった国分寺 （設置主体：合同会社ナビゲート）	
所在地	国分寺市西元町2-9-29 ベルメゾン国分寺 1階 （129ページ 51）
問合せ先	電話 (042) 312-4594 FAX (042) 316-8532 メールアドレス kokubunji@navigate.co.jp
施設の特徴	音楽・運動・工作・クッキング・おでかけ（公園や外食体験など）・SSTをバランスよく行い「得意」をのびしていきます。子どもたちの、家庭でも学校でもない「安心して過ごすことができる居場所」となれるように取り組んでいます。 送迎あり。（お気軽にご相談ください）

保育所等訪問支援事業

国分寺市立児童発達支援センターつくしんぼ （設置主体：国分寺市）	
所在地	国分寺市戸倉3-1-24 （129ページ 5）
問合せ先	電話 (042) 323-7912 FAX (042) 323-7912
施設の特徴	保育所など集団生活を営む場に通所している、発達上支援の必要がある児童を対象に、職員が施設を訪問、保育所等訪問支援計画を作成し、集団生活への適応のための専門的な支援の提案や環境整備を行います。
コペルプラス 西国分寺教室 （設置主体：株式会社シーズプレイス）	
所在地	国分寺市泉町3-37-25 天龍ビル 2階 （129ページ 35）
問合せ先	電話 (042) 312-0455 FAX (042) 312-0456
施設の特徴	保育園、幼稚園、小・中・高等学校、学童等に訪問支援員が支援に入り協力関係を築き、お父さまが集団生活で過ごしやすい環境を整えます。困り感を見つけ状況や環境に応じた児童本人への直接支援と、先生方への間接支援を提供します。
多機能型事業所 やどかり （設置主体：株式会社MEDUSE）	
所在地	国分寺市南町3-22-12 マーベラス国分寺Ⅱ 1階 （129ページ 39）
問合せ先	電話 (042) 313-9993 FAX (042) 313-9994
施設の特徴	園、学校、乳児院、養護施設を訪問し、本人の願いや、なりたい自分に寄り添いながら、保護者や職員の声を繋ぎ支援します。お気軽にお問合せください。



施設・
団体等



市内の障害者福祉団体一覧（順不同）

身

知

精

難

国分寺障害者団体連絡協議会（会長 阿部 陽一郎さん）

「国分寺市身体障害者福祉協会」「NPO法人国分寺市手をつなぐ親の会」「国分寺あゆみ会」「国分寺難病の会」の障害4団体と、障害福祉サービス等を提供する社会福祉法人の「けやきの杜」「ななえの里」「はらからの家福祉会」「AnnBee」「東京聴覚障害者福祉事業協会クラブかたつむり」「万葉の里」「宝もの」及び「NPO法人国障連喫茶」の8事業所で構成しています。

所在地 国分寺市本多1-9-3 MA国分寺103号 国障連喫茶事務所内

問合せ先 メール kokusyouden@gmail.com 電話 (090) 1616-0768

団体からのひとこと

1976年(昭和51年)の結成で、今年50年になりました。市の委託事業「バスハイク」と「運動会・お楽しみ会(昨年度から+ポッチャ交流会)」を受託運営するほか、独自事業として「笑いと歌の会～目指そう共生社会」「障害者週間行事(映画会など)」を実施しています。障害者施策推進協議会など多数の協議会・委員会に当会役員らを障害当事者代表として派遣。障害者を取り巻く様々な問題を解決するため、市・市議会への要望・陳情活動のほか、勉強会などを実施しています。会報「国障連」を年2回発行。

国分寺市身体障害者福祉協会（会長 大島 良則さん）

所在地 国分寺市東元町1-13-13

問合せ先 電話 (042) 301-1313

団体からのひとこと

身体障害者福祉協会は、身体障害者手帳をお持ちの正会員と活動に賛同する賛助会員制度があります。活動は肢体・言語・聴覚合同部会、視覚部会、内部部会の3部会を中心に行い、サークル活動として美術サークル「梓会」編み物サークル「ひまわり」言語サークル「とも」等があります。機関誌「あおぞら」を年4回発行しています。

特定非営利活動法人 国分寺市手をつなぐ親の会（理事長 森谷 孝子さん）

所在地 国分寺市東戸倉2-14-18 ハイムS・T・Y102

問合せ先 電話 (042) 313-9322 FAX (042) 313-9322
メール kokubunjito@gmail.com

Instagramに知的障害者向けのイベント情報などをあげています。



団体からのひとこと

療育・保育・教育・グループホーム・日中活動・余暇活動・移動支援・選挙参加支援・成年後見制度の充実など、知的障がいのある人への理解が進むよう、家族同士で協力し合って活動しています。入会ご希望の方は是非ご連絡ください。また、当会が運営する成人余暇活動（アラジン・まあぶ）のボランティア・支援員も随時募集しています。

国分寺あゆみ会（会長 山田 正則さん）

所在地 国分寺市南町3-4-4（はらからの家福祉会内プラッツ）

問合せ先 電話 (080) 1123-2502 (米陀)
メール kokubunji.ayumikai@gmail.com

団体からのひとこと

精神障害者の家族会です。毎月、定例会、語ろう会、相談会の開催、会報発行等を行っています。お互いに支え合いながら、より正しい知識を身に付け、社会資源を利用することなどを通じて、回復の希望を見出すために活動しています。自分だけ、我が家だけと思わずに、仲間を得て明るさを取り戻しましょう。入会希望等、お問い合わせをお待ちしています。

国分寺難病の会（会長 白木 昭憲さん）

所在地 国分寺市泉町2-6-2-404

問合せ先 電話 (090) 6947-1190 (阿部)
メール chikko.smile1231@docomo.ne.jp

<https://www.ko-shakyo.or.jp/vc/dantai/nanbyou/>

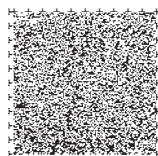


団体からのひとこと

難病当事者、家族、市民が集まり交流や学習の場、講演会などを通して互いに親睦を図り、難病者の医療と福祉の向上に努めています。会報「であい」発行。
毎月第1土曜日13:30～15:30定例会「であいの場」プロによるハンドマッサージ。
毎月第1・2・3・4月曜日10:00～11:30言語聴覚士による「言語リハビリたんぽぽ」教室開催。



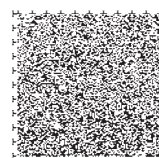
施設・
団体等



高次脳機能障がい者の会「メビウスのWA」(代表 橋本 紀子さん)	
所在地	非公表
問合せ先	電話 (090) 4847-2082 メール ①non5@happy.email.ne.jp ②ikuyoiida466@gmail.com
団体からのひとこと	高次脳機能障害は、病気や交通事故など様々な原因による脳の損傷によって生じる後遺症で、人によって異なる症状が現れます。 当会は、当事者の参加が多めで家族と共に、偶数月第3土曜日の定例会とイベント計画で交流し、障害や生活の悩み相談、情報交換をしています。
「発達障害者の親」の会 なのはな会 (代表 横坂 かおるさん)	
所在地	非公表
問合せ先	電話 (042) 325-1496 メール cacaoru1001@gmail.com
団体からのひとこと	発達障害の子を持つ親の会です。定例会を毎月第2木曜午前に開催。別に子育て支援として18歳以下の子どもの保護者の懇親会「親カフェ」(オープン参加)も奇数月第3金曜午前に開催。会場は市民活動センター他。親同士、子育ての悩みを傾聴し合い、育てづらく生きづらい発達障害の特性の学びや地域の医療・福祉等の情報交換をしています。
国分寺市聴覚障害者協会 (会長：千葉 京子さん)	
所在地	非公表
問合せ先	FAX (042) 323-0755 メール hai26kei38@gmail.com
団体からのひとこと	国分寺市に住んでいる聴覚障害者、難聴者が集まり、聴覚障害者問題の理解と啓発、手話の指導、年間の行事を通して手話を学習する人達との親睦、交流を図っています。また、年3～4回位の会報を発行しております。是非、一度お越しください。
特定非営利活動法人 視覚障がい者ネットワーク コトリナ (代表：内山 昌和さん)	
所在地	国分寺市日吉町1-33-14
問合せ先	電話 (042) 401-0668 メール kotorinanet@yahoo.co.jp https://kotorina.blog.jp/
団体からのひとこと	視覚障がい者と晴眼者が共に活動しています。見えにくい、見えないことは不自由ですが、少しの誰かの手や便利な道具で出来るが増えます。サロン・相談支援・英会話・iPhone教室を定期開催。便利な道具も体験できます。どうぞ一度いらしてください。
国分寺市障害者福祉を進める会 (会長：内藤 孝雄さん) (事務局：社会福祉法人 Ann Bee 内)	
所在地(事務局)	国分寺市西元町3-6-14 (社会福祉法人 Ann Bee 内)
問合せ先(事務局)	電話 (042) 316-8523 メール annbee@aug.email.ne.jp
団体からのひとこと	当会は、昭和56年国際障害者年を記念する行事の実行委員会から発足しました。障害者福祉の理解を進めるために市内20団体余で構成され、主な活動として、毎年12月の障害者週間に合わせた行事を国分寺市とともに企画運営しています。皆さまも、障害がある方も、ともに暮らせる街国分寺を目指しましょう。



施設・
団体等



特定非営利活動法人 国分寺ハンディキャップ運営委員会（理事長 阿部 司さん）	
所在地	国分寺市並木町3-7-2 野岡ハイツ101
問合せ先	電話 (042) 321-3901 FAX (042) 321-3902
団体からのひとこと	公共機関の利用が難しい方、目的地まで単独歩行が困難な方の為の福祉車両（車イス乗車可）による会員制の送迎サービスを提供しています。通院、通所、小旅行、レジャー、買物等でご利用ください。詳細はお問い合わせを。年会費3,850円（税込）
国分寺市移動支援連絡会（代表 土井 満春さん）	
所在地	国分寺市東恋ヶ窪5-2-2 シティハイツ51 1階 ライフネット内
問合せ先	メール idourenrakukai@keyakinomori.or.jp FAX (042) 322-4426 https://koku-idou.jimdosite.com/ 
団体からのひとこと	当連絡会は、移動支援を使いやすくして知的障害者の社会参加と余暇活動を促進することを目的として、平成30年に発足しました。国分寺市の移動支援事業を行う事業所と手をつなぐ親の会とで構成されています。ガイドヘルパー養成研修を毎年開催（令和4年度からは市からの受託研修）するほか、市民への広報などに取り組んでいます。連絡会独自事業として、毎月第4日曜日に利用者・支援者が40人前後が参加する週末グループ活動を行っているほか、既存のガイドヘルパー・ボランティア向けに研修会も実施しています。

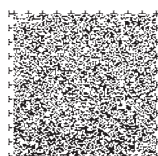
ホームページのご紹介など 身 知 精 難

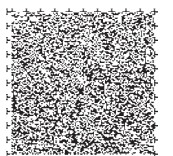
福祉に関する施設・事業者等の情報が掲載されているホームページなどをご紹介します。

名称	ページについて
WAM NET (独立行政法人福祉医療機構が運営)	福祉・保健・医療に関する制度・施策や、その取り組み状況等に関する情報で福祉と医療を支援する、総合情報提供サイトです。 https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/ 
福ナビ (とうきょう福祉ナビゲーション)	都民の方々が、福祉サービスを利用する際に必要とされる様々な情報を提供しています。 https://www.fukunavi.or.jp/ 
とうきょうユニバーサルデザインナビ	駅構内の段差のないルートや「車いす使用者対応トイレ」の場所など、ユニバーサルデザイン情報とバリアフリー情報を集めています。 https://www.udnavi.tokyo/ 
全国重症児 デイスサービス・ネットワーク	重症心身障がい児者とその家族が地域で普通に暮らすために支援する事業者同士が協力・連携する情報を掲載しています。 https://www.jyuday.net/ 
東京都障害者サービス情報 (東京都福祉局が運営)	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて、東京都に申請し指定を受けた事業所を検索できます。 https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp 



施設・
団体等



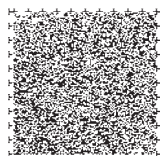


事業別対象者早見表

区分	本文 ページ	事業	愛の手帳		身体障害者手帳												
					視覚障害						聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく機能障害						
			1 度	2 度	3 度	4 度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
日常生活の支援	37	補装具					▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	38	中等度難聴児補聴器購入費助成事業	本文参照														
	38	日常生活用具の給付	本文参照														
	46	日中一時支援（日中時間預かり）事業	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	47	障害者等緊急入所保護	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	47	重度身体障害者等救急通報システム					▲	▲					▲				
	47	重度心身障害者住宅火災通報システム	▲	▲			▲	▲					▲				
	47	身体障害者福祉電話通話料助成											▲				
	47	重度身体障害者（児）訪問入浴サービス					▲	▲					▲				
	48	寝具乾燥サービス					▲	▲					▲				
	48	理容・美容券の支給	●	●			●	●					●				
	48	重度脳性麻痺者介護事業	本文参照														
	52	視覚障害者日常生活点訳等サービス					●	●	●	●	●	●					
	52	声の広報					●	●	●	●	●	●					
	52	点字即時情報ネットワーク事業					●	●	●	●	●	●					
	52	点字録音刊行物作成配布事業					●	●	●	●	●	●					
	53	聴覚障害者用コミュニケーション機器の貸出											●	●	●	●	●
	53	住宅設備改善費の給付															
	54	住宅保証制度	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲		
	54	民間賃貸住宅斡旋制度	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲		
	54	都営住宅の優遇制度	本文参照														
	54	都営住宅使用料の特別減額	▲	▲	▲		▲	▲					▲				
	55	障害者グループホーム等の家賃助成	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	55	手話通訳者・要約筆記者の派遣											▲	▲	▲	▲	▲
	56	手話通訳者の配置											●	●	●	●	●
	56	在宅重症心身障害児（者）等訪問事業	▲	▲													
	57	在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護															
	57	在宅難病患者一時入院															
	57	ふれあい訪問収集	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	58	避難行動要支援者登録制度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	58	要配慮者を含む避難の流れ	本文参照														
	61	国分寺市生活安全・安心メール	本文参照														
	61	避難所等一覧	本文参照														

原則として、令和8年2月現在の内容で作成しています。

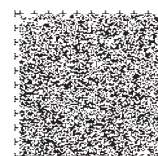
法律等の改正により、各種制度や内容について変更が生じることがあります。



●印はおおむね全部が対象となり、▲印は一部のみが対象となっています。

●▲いずれについても、本文をご参照ください。

身体障害者手帳										脳性まひ	進行性筋萎縮症	難病	精神障害者 保健福祉手帳			所得制限	市の窓口
肢体不自由						内部障害							1級 2級 3級				
1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級				1級	2級	3級		
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲			▲				有	障害福祉課
本文参照																	
本文参照																	
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲				▲	▲	▲		
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲				▲	▲	▲		
▲	▲					▲	▲					▲					
▲	▲					▲	▲										
▲	▲																
▲	▲					▲	▲									有	
●	●					●	●										
本文参照																	— 市政戦略室 — — —
▲	▲					▲	▲	▲	▲			▲				有	障害福祉課
▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲	▲								
▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲	▲								
本文参照																	—
▲	▲					▲	▲					▲	▲	▲		有	—
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲			▲				有	障害福祉課
▲	▲																—
												●					—
												●					—
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●		環境対策課
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		地域共生推進課
本文参照																	防災安全課
本文参照																	
本文参照																	

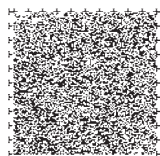


事業別対象者早見表

区分	本文 ページ	事業	愛の手帳		身体障害者手帳												
					視覚障害						聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく機能障害						
			1 度	2 度	3 度	4 度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
手当・年金	64	障害児福祉手当（国制度）	▲	▲			▲	▲					▲				
	64	特別障害者手当（国制度）	▲	▲			▲	▲					▲				
	65	重度心身障害者手当（都制度）	▲	▲			▲	▲					▲				
	66	心身障害者福祉手当（都制度）	●	●	●		●	●					●				
	67	心身障害者特例福祉手当（市制度）	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●		
	67	特殊疾病者福祉手当（市制度）															
	68	児童扶養手当	▲	▲	▲		▲	▲	▲				▲	▲			
	69	児童育成手当（育成手当）	▲	▲			●	▲					●				
	69	児童育成手当（障害手当）	●	●	●		●	●					●				
	70	特別児童扶養手当	●	▲	▲		▲	▲	▲				●	●			
	70	心身障害児福祉手当	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●		
	71	障害基礎年金（国民年金）	本文参照														
	72	特別障害給付金	本文参照														
	72	障害厚生年金・障害共済年金	本文参照														
73	心身障害者扶養共済制度	●	●	●	●	●	●	●					●	●			
医療	75	心身障害者医療費助成（障）	●	●			●	●					●				
	76	後期高齢者医療制度	●	●			●	●	●				●	●	▲		
	76	特定疾病療養受療証	本文参照														
	77	自立支援医療（育成医療）					▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	77	自立支援医療（更生医療）					▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	77	自立支援医療（精神通院医療）															
	80	難病医療費助成															
	85	特殊医療費助成															
	85	B型・C型ウイルス肝炎インターフェ ロン等治療医療費助成															
	86	特定疾患治療研究事業															
	86	小児精神障害者入院医療費助成															
	86	小児慢性特定疾病医療費助成	本文参照														
	87	ひとり親家庭等医療費助成制度（親）	▲	▲	▲		▲	▲	▲				▲	▲			
	87	在宅難病患者訪問診療															
	88	障害者等歯科相談	本文参照														
	88	在宅難病患者医療機器貸与															
	社会参加	89	心身障害者通院・通所訓練等 交通費助成	●	●			●	●					●			
90		JR 線等の運賃の割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
90		都営交通無料乗車券	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
91		民営バスの割引 （身体障害者・知的障害者）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
91		民営バスの割引（精神障害者）															

原則として、令和8年2月現在の内容で作成しています。

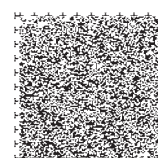
法律等の改正により、各種制度や内容について変更が生じることがあります。



●印はおおむね全部が対象となり、▲印は一部のみが対象となっています。

●▲いずれについても、本文をご参照ください。

身体障害者手帳										脳性まひ	進行性筋萎縮症	難病	精神障害者 保健福祉手帳			所得制限	市の窓口
肢体不自由						内部障害											
1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級				1級	2級	3級		
▲	▲					▲	▲			▲	▲		▲	▲		有	障害福祉課
▲	▲					▲	▲			▲	▲		▲	▲		有	
▲	▲					▲	▲									有	
●	●					●	●			●	●					有	
●	●	●	●			●	●	●	●							有	
												●				有	子ども子育て 支援課
▲	▲	▲				▲	▲	▲					▲			有	
●	▲					●	●						▲			有	
●	●					●	●			●	●					有	
●	●	●				▲	▲	▲					▲	▲		有	
●	●	●	●			●	●	●	●								
本文参照																	保険年金課
本文参照																	
本文参照																	—
●	●	●				●	●	●		▲	▲	▲	▲	▲	▲		障害福祉課
●	●					●	●	●					●			有	
●	●	●	▲			●	●	●					●	●			
本文参照																	保険年金課
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲							有	
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲							有	子ども子育て支援課
													▲	▲	▲	有	
												●				有	
												●					
												●					
												●					
													▲	▲	▲		
本文参照																	子ども子育て支援課
▲	▲	▲				▲	▲	▲					▲			有	子ども子育て支援課
												●					—
本文参照																	健康推進課
												●					—
●	●					●	●	●								有	障害福祉課
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●								—
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●		障害福祉課
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●								
													●	●	●		—

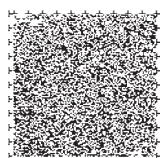


事業別対象者早見表

区分	本文 ページ	事業	愛の手帳		身体障害者手帳												
					視覚障害						聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく機能障害						
			1 度	2 度	3 度	4 度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
社会参加	92	フェリー旅客運賃の割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	92	航空旅客運賃の割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	93	有料道路通行料金の割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	93	タクシー運賃の割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	94	自動車運転免許取得費の助成	●	●	●	●	●	●	●				●	●			
	94	自動車改造費の助成															
	95	駐車禁止規制の除外	▲	▲			▲	▲	▲	▲			▲	▲			
	96	移動支援事業	●	●	●	●											
	99	盲ろう者の通訳・介助者派遣	本文参照														
	99	補助犬の給付	本文参照														
	99	くぬぎ教室		●	●	●											
	100	余暇活動支援	▲	▲	▲	▲											
	101	国分寺市体育施設等使用料減免	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	101	東京都障害者スポーツ大会	本文参照														
	102	心身障害者（児）運動会・バスハイキング	本文参照														
	102	東京都障害者休養ホーム	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	103	国分寺市立歴史公園有料施設入園料減免	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	103	都立公園等の無料入場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	103	都立公園等駐車場の無料利用	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	103	国立・都立有料施設等の無料（一部割引）利用	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	104	郵便等による不在者投票（郵便等投票）	本文参照														
	104	代理投票・点字投票	本文参照														
税金の軽減・各種割引	110	税の控除など	本文参照														
	111	軽自動車税種別割の減免	本文参照														
	112	家庭ごみ市指定収集袋・粗大ごみの減免	▲	▲			▲	▲					▲				
	112	N H K受信料の免除	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	113	水道・下水道使用料の減免	本文参照														
	113	市営自転車等駐車場（駐輪場）定期使用料の免除	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	113	郵便料金の免除・特例	本文参照														
	114	郵便はがき（青い鳥郵便葉書）の無料配布	●	●			●	●					●				
	114	電話番号案内の無料利用（NTT ふれあい案内）	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
	114	少額貯蓄非課税制度（マル優）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

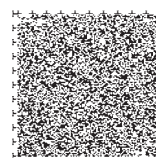
原則として、令和8年2月現在の内容で作成しています。

法律等の改正により、各種制度や内容について変更が生じることがあります。



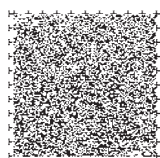
- 印はおおむね全部が対象となり、▲印は一部のみが対象となっています。
●▲いずれについても、本文をご参照のうえ、担当窓口へお問い合わせください。

身体障害者手帳										脳性まひ	進行性筋萎縮症	難病	精神障害者 保健福祉手帳			所得制限	市の窓口
肢体不自由						内部障害							1級	2級	3級		
1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級								
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							—	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	—	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							障害福祉課	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				▲	▲	▲	—	
●	●	●	▲	▲		●	●	●	●							有	
▲	▲															有	
▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲					▲			—	
▲													●			障害福祉課	
本文参照																—	
本文参照																障害福祉課	
																公民館課	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	スポーツ振興課	
本文参照																—	
本文参照																障害福祉課	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	—	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	ふるさと文化財課	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	—	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	—	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	—	
本文参照																選挙管理委員会 事務局	
本文参照																	
本文参照																	
本文参照																課税課	
▲	▲					▲	▲						▲				有
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲				▲	▲	▲	有	
本文参照																子ども子育て支援課	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	交通対策課	
本文参照																—	
●	●					●	●									—	
●	●												●	●	●	—	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	—	

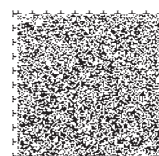


さくいん

あ	愛の手帳	20ページ
い	移動支援事業	96ページ
え	NHK受信料の免除	112ページ
か	介護保険制度と障害福祉制度について	36ページ
	学童保育所における障害児保育	123ページ
	家庭ごみ市指定収集袋・粗大ごみの減免	112ページ
き	緊急ネット通報	63ページ
	聞こえに不自由している方のための読話講習会	105ページ
け	権利擁護センターこくぶんじ	17ページ
く	くぬぎ教室	99ページ
	車いすの貸し出し	49ページ
こ	公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援事業	118ページ
	航空旅客運賃の割引	92ページ
	後期高齢者医療制度	76ページ
	声の広報	52ページ
	国分寺市障害者センター	130ページ
	国分寺市障害者基幹相談支援センター	9ページ
	国分寺市障害者就労支援センター	115ページ
	国分寺市生活安全・安心メール	61ページ
	国分寺市体育施設等使用料減免	101ページ
	国分寺市地域バス「ぶんバス」の割引	91ページ
	国分寺市内の障害福祉施設マップ	128ページ
	国分寺市防災アプリ	60ページ
	国分寺市立こども家庭センター	15ページ
	国分寺市立児童発達支援センターつくしんぼ	14ページ
	国分寺市立歴史公園有料施設入園料減免	103ページ
	国立職業リハビリテーションセンター	117ページ
	国立・都立有料施設等の無料（一部割引）利用	103ページ
	国分寺地域活動連絡会（愛称・わいわいくらぶ）	124ページ
	国分寺子どもクラブ	124ページ



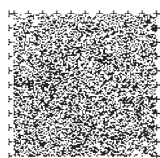
さ	災害時等障害者支援バンドナ	62ページ
	在宅重症心身障害児（者）等訪問事業	56ページ
	在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護	57ページ
	在宅難病患者医療機器貸与	88ページ
	在宅難病患者一時入院	57ページ
	在宅難病患者訪問診療	87ページ
	サービスの体系	22ページ
	サービスを利用するための手続きの流れ（障害児の場合）	28ページ
	サービスを利用するための手続きの流れ（障害者の場合）	26ページ
	サポート教室	126ページ
し	市営自転車等駐車場（駐輪場）定期使用料の免除	113ページ
	JR線等の運賃の割引	90ページ
	視覚障害者日常生活点訳等サービス	52ページ
	事業別対象者早見表	156ページ
	【地震災害時】要配慮者を含む避難の流れ	58ページ
	失語症者向け意思疎通支援者養成研修	108ページ
	児童育成手当（育成手当）	69ページ
	児童育成手当（障害手当）	69ページ
	自動車運転免許取得費の助成	94ページ
	自動車改造費の助成	94ページ
	自動車税・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免	111ページ
	児童福祉法に基づく事業（市内の事業所等一覧）	148ページ
	児童扶養手当	68ページ
	市内の障害者福祉団体一覧（順不同）	152ページ
	就学相談など	125ページ
	住宅設備改善費の給付	53ページ
	住宅保証制度	54ページ
	重度障害者等就労支援事業	49ページ
	重度心身障害者住宅火災通報システム	47ページ
	重度心身障害者手当（都制度）	65ページ
	重度心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労支援事業	49ページ
	重度身体障害者（児）訪問入浴サービス	47ページ
	重度身体障害者等救急通報システム	47ページ
	重度脳性麻痺者介護事業	48ページ
	手話通訳者・要約筆記者の派遣	55ページ
	手話通訳者の配置	56ページ
	手話通訳者養成講習会	107ページ



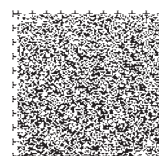
障害のある児童・生徒のための学校一覧表	126ページ
障害基礎年金（国民年金）	71ページ
障害厚生年金・障害共済年金	72ページ
障害児を対象としたサービス	27ページ
障害児福祉手当（国制度）	64ページ
障害者グループホーム等の家賃助成	55ページ
障害者等緊急入所保護	47ページ
障害者虐待の相談窓口	16ページ
障害者手当等の所得制限基準額表	74ページ
障害者就業・生活支援センター	116ページ
障害者総合支援法に基づく事業（市内の事業所等一覧）	131ページ
障害者総合支援法の対象となる難病（疾病名一覧表）	34ページ
障害者等歯科相談	88ページ
障害福祉サービス	23ページ
障害福祉課	8ページ
障害福祉課（精神保健相談）	11ページ
少額貯蓄非課税制度（マル優）	114ページ
小児精神障害者入院医療費助成	86ページ
小児慢性特定疾病医療費助成	86ページ
自立支援医療	77ページ
市立図書館	50ページ
寝具乾燥サービス	48ページ
心身障害児福祉手当	70ページ
心身障害者（児）運動会・バスハイキング	102ページ
心身障害者通院・通所訓練等交通費助成	89ページ
心身障害者医療費助成 ^{（障）}	75ページ
心身障害者特例福祉手当（市制度）	67ページ
心身障害者扶養共済制度	73ページ
心身障害者福祉手当（都制度）	66ページ
身体障害者手帳	19ページ
身体障害者福祉電話通話料助成	47ページ

す 水道・下水道使用料の減免	113ページ
-----------------------	--------

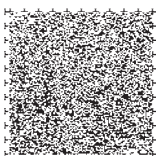
せ 精神障害者保健福祉手帳	21ページ
税の控除など	110ページ



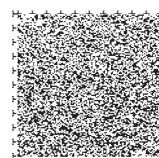
そ	相談支援事業	29ページ
	相談支援事業所	9ページ
	その他のサービス	32ページ
た	代理投票・点字投票	104ページ
	タクシー運賃の割引	93ページ
ち	地域活動支援センター	9ページ
	地域福祉コーディネーター	18ページ
	知的障害者ガイドヘルパー養成研修	109ページ
	駐車禁止規制の除外	95ページ
	中途失聴者・難聴者手話講習会	105ページ
	中途失明者緊急生活訓練	106ページ
	中等度難聴児補聴器購入費助成事業	38ページ
	聴覚障害者用コミュニケーション機器の貸出	53ページ
	聴覚障害のある方の相談	17ページ
て	手をつなぐあんしん相談（青年期相談室）	17ページ
	点字即時情報ネットワーク事業	52ページ
	点字図書館	51ページ
	点字録音刊行物作成配布事業	52ページ
	電話番号案内の無料利用（NTTふれあい案内）	114ページ
	電話リレーサービス	56ページ
と	東京都医療的ケア児支援センター	16ページ
	東京障害者職業センター	116ページ
	東京障害者職業能力開発校	117ページ
	東京都小平児童相談所	15ページ
	東京都重度身体障害者在宅パソコン講習	106ページ
	東京都手話通訳者等養成講習会	107ページ
	東京都障害者スポーツ大会	101ページ
	東京都障害者休養ホーム	102ページ
	東京都心身障害者福祉センター	10ページ
	東京都多摩立川保健所	11ページ
	東京都多摩難病相談・支援室	13ページ
	東京都立多摩総合精神保健福祉センター	11ページ
	東京都難病相談・支援センター	12ページ
	東京都難病ピア相談室	13ページ
	東京都発達障害者支援センター TOSCA（トスカ）	12ページ



東京都要約筆記者養成講習会	108ページ
同行援護従業者養成研修	109ページ
都営交通無料乗車券	90ページ
都営住宅の優遇制度	54ページ
都営住宅使用料の特別減額	54ページ
特殊医療費助成	85ページ
特殊疾病者福祉手当（市制度）	67ページ
特定疾患治療研究事業	86ページ
特定疾病療養受療証	76ページ
特別支援学級	126ページ
特別支援教室	126ページ
特別児童扶養手当	70ページ
特別障害給付金	72ページ
特別障害者手当（国制度）	64ページ
都立公園等の無料入場	103ページ
都立公園等駐車場の無料利用	103ページ
都立小児総合医療センター（子どもの精神保健相談）	15ページ
都立多摩図書館	51ページ
な 難病医療費助成	80ページ
難病患者療養支援	13ページ
に 日常生活用具の給付	38ページ
日中一時支援（日中時間預かり）事業	46ページ
は ハローワーク（公共職業安定所）	116ページ
ひ B型・C型ウイルス肝炎インターフェロン等治療医療費助成	85ページ
ひとり親家庭等医療費助成制度（親）	87ページ
避難行動要支援者登録制度	58ページ
避難所等一覧	61ページ
119番FAX通報	63ページ
110番アプリシステム	63ページ
ふ 福祉の総合相談窓口	18ページ
【風水害時】要配慮者を含む避難の流れ	59ページ
フェリー旅客運賃の割引	92ページ
ふれあい訪問収集	57ページ



へ	ヘルプマーク	168ページ
ほ	保育園における障害児保育	123ページ
	補助犬の給付	99ページ
	補装具	37ページ
	ホームページのご紹介など	154ページ
ま	丸っとふくまど（福祉の総合相談窓口）	18ページ
み	民営バスの割引（身体障害者・知的障害者）	91ページ
	民営バスの割引（精神障害者）	91ページ
	民間賃貸住宅斡旋制度	54ページ
	民生委員・児童委員	17ページ
も	盲ろう者の通訳・介助者派遣	99ページ
ゆ	郵便等による不在者投票（郵便等投票）	104ページ
	郵便はがき（青い鳥郵便葉書）の無料配布	114ページ
	郵便料金の免除・特例	113ページ
	有料道路通行料金の割引	93ページ
よ	余暇活動支援	100ページ
	よみよむサービス（対面朗読者派遣事業）	50ページ
り	利用者負担	30ページ
	利用者負担の軽減について	31ページ
	理容・美容券の支給	48ページ



ヘルプマーク

ヘルプマークとは援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、配慮が必要な方に下記の配布場所でマークを配布しています。

使い方

カバンなどにつけられます



配布場所

- 障害福祉課、各地域活動支援センター（ヘルプカード配布場所参照）
- 都営地下鉄各駅（押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅、新宿線新宿駅を除く）駅務室
- 都営バス各営業所
- 多摩モノレール（多摩センター駅、中央大学・明星大学駅、高幡不動駅、立川南駅、立川北駅、玉川上水駅、上北台駅）駅務室（一部時間帯を除く）
- 東京都心身障害者福祉センター（多摩支所を含む）
- 「多摩総合医療センター」「神経病院」「小児総合医療センター」などの都立病院、「東京都がん検診センター」などの公益財団法人東京都保健医療公社の病院 等

ヘルプマークを見かけたら

■電車・バスの中で、席をお譲りください。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

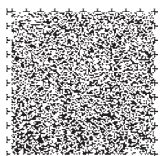
■駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故等、突発的なできごとに対して臨機応変に対応することが困難な方がいます。

■災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

視覚障害者や聴覚障害者等の状況把握が難しい方、肢体不自由者等の自力での迅速な避難が困難な方がいます。

ヘルプマーク普及の取組



東京都では、都営地下鉄、都営バス、都電荒川線、日暮里・舎人ライナー、ゆりかもめ、多摩モノレールで優先席にヘルプマークのステッカーを標示しています。国分寺市においても、ぶんバスの優先席にステッカーを標示しており、各自治体や民間企業での取組が広がっています。

ヘルプカード

担当窓口 障害福祉課計画係

障害のある方が、普段から身につけておくことで、緊急時、災害時、困ったときに、周囲の配慮や手助けを求めやすくするためのヘルプカードを配布しています。カードに所持する方の氏名・連絡先・障害の特性・手助けしてほしいこと・配慮してほしいことなどを記入します。必要なときに所持する方がそれを提示して、周囲の人に必要な手助けを求めることができます。



配布対象者

身体・知的・精神に障害のある方（手帳交付の有無は問いません）、難病患者の方

配布するもの

ヘルプカード、カード入れケース、リーフレット（記入の仕方や使用方法を記載したもの）

配布方法

事前連絡は不要です。直接、配布場所へお越しください。来所が困難な方で郵送を希望する方は、担当窓口へご連絡ください。

配布場所 障害福祉課

※以下の地域活動支援センターでも配布しています。

施設名	所在地	電話
地域活動支援センターつばさ	国分寺市泉町 2-3-8 (障害者センター) (129 ページ ①)	電話 (042) 321-1136 FAX (042) 321-1207
地域活動支援センター虹	国分寺市戸倉 4-14 福祉センター内 (129 ページ ②)	電話 (042) 324-7475 FAX (042) 324-7476
地域生活支援センタープラッツ	国分寺市南町 3-4-4 (129 ページ ③)	電話 (042) 323-5637 FAX (042) 328-3240

障害福祉ガイドブック 令和8年（2026年）2月

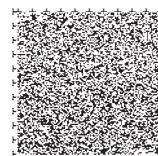
発行 国分寺市

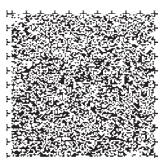
編集 国分寺市福祉部障害福祉課

〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18

電話 (042) 325-0111 (代表) FAX (042) 324-6831

印刷 社会福祉法人 東京コロニー





国分寺市



この冊子は環境に配慮し、再生紙
及び植物油インキを使用しています。